

衆議院 安全保障委員會 會議錄 第五号

平成十九年三月二十九日(木曜日)

午前九時五分開議

出席委員

委員長 木村 太郎君

理事 赤城 徳彦君

理事 北村 誠吾君

理事 中谷 元君

理事 笹木 竜三君

理事 石破 茂君

理事 大前 繁雄君

理事 木村 勉君

理事 杉田 元司君

理事 高木 毅君

理事 西銘恒三郎君

理事 広津 素子君

理事 宮路 和明君

理事 山崎 拓君

理事 神風 英男君

理事 長島 昭久君

理事 前田 雄吉君

理事 赤松 正雄君

理事 菅野 哲雄君

理事 下地 幹郎君

理事 久間 章生君

理事 内閣官房副長官

理事 内閣府副大臣

理事 外務副大臣

理事 防衛副大臣

理事 防衛大臣政務官

理事 会計検査院事務総局第二局長

理事 会計検査院事務総局第三局長

理事 政府参考人

理事 (内閣府政策統括官)

理事 原田 正司君

理事 高山 丈二君

理事 木村 正志君

理事 大前 繁雄君

理事 木村 隆秀君

理事 岩屋 毅君

理事 平沢 勝栄君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官)	伊原 純一君
政府参考人 (外務省北米局長)	西宮 伸一君
政府参考人 (外務省中東アフリカ局長)	奥田 紀宏君
政府参考人 (国土交通省航空局飛行場部長)	小野 芳清君
政府参考人 (気象庁観測部長)	柏木 啓一君
政府参考人 (海上保安庁長官)	石川 裕己君
政府参考人 (海上保安庁警備救難部長)	石橋 幹夫君
政府参考人 (防衛省防衛参事官)	辻 優君
政府参考人 (防衛省防衛政策局長)	西川 徹矢君
政府参考人 (防衛省防衛政策局長)	大古 和雄君
政府参考人 (防衛省運用企画局長)	山崎信之郎君
政府参考人 (防衛施設庁長官)	北原 巖男君
安全保障委員会専門員	三田村秀人君

委員の異動

三月二十九日

辞任

安次富 修君

大塚 拓君

仲村 正治君

山内 康一君

山崎 拓君

神風 英男君

前田 雄吉君

辻元 清美君

補欠選任

若宮 健嗣君

長島 忠美君

西銘恒三郎君

篠田 陽介君

木村 勉君

平岡 秀夫君

前原 誠司君

菅野 哲雄君

辞任

木村 勉君

篠田 陽介君

長島 忠美君

西銘恒三郎君

若宮 健嗣君

平岡 秀夫君

前原 誠司君

菅野 哲雄君

補欠選任

山崎 拓君

山内 康一君

杉田 元司君

鈴木 淳司君

広津 素子君

神風 英男君

前田 雄吉君

辻元 清美君

同日

辞任

杉田 元司君

鈴木 淳司君

広津 素子君

補欠選任

大塚 拓君

仲村 正治君

安次富 修君

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(内閣提出第二七号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官原田正司君、外務省大臣官房参事官伊原純一君、外務省北米局長西宮伸一君、外務省中東アフリカ局長奥田紀宏君、国土交通省航空局飛行場部長小野芳清君、気象庁観測部長柏木啓一君、海上保安庁長官石川裕己君、海上保安庁警備救難部長石橋幹夫君、防衛省防衛参事官辻優君、防衛省大臣官房長西川徹矢君、防衛省防衛政策局長大古和雄君、防衛省運用企画局長山崎信之郎君

及び防衛施設庁長官北原巖男君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第二局長千坂正志君及び会計検査院事務総局第三局長高山丈二君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○木村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。長島昭久君。

○長島(昭)委員 民主党の長島昭久です。

米軍再編法案の質疑に入りたいと思います。

先週金曜日に本会議の質疑をさせていただきましたことができまして、そのときに、再編に向けての日本政府としての姿勢について、幾つかの観点から質問させていただいたんですけれども、なかなか十分な御答弁をいただけなかったものですから、きょうそのフォローアップをさせていただきますと思います。

その前に、きょうは下村副長官、そして平沢副大臣にお越しをいただきまして、お忙しいところありがとうございます。

冒頭で、焦点となります普天間の移設問題について少し議論をさせていただきたい、こういうふうに思います。

申し上げるまでもなく、この普天間基地の移設はSACO以来十年越しの課題でもあるわけですが、けれども、今回の在日米軍基地の再編では最も重要なピースの一つでありまして、これがもし動かなければ、八千人のグアム移転もないし、ほかの部分の米軍再編もなかなか難しい、負担の軽減もなかなか実現がでない、こういうことでありますから、政府を挙げて今取り組んでおられるということだというふうに思いますが、これが政府を

挙げてとなると、いろいろ省庁にまたがるものから、大臣によってお話のニュアンスが違ったりして、少し混乱をしている部分があると思いますので、きょうは少し整理をさせていただきたいと思っています。

バックグラウンドを最初に確認しておきたいんですが、仲井真さんという新しい知事さんが就任をされて、ことしの二月の知事の記者会見ではこうおっしゃっています。この普天間移設、辺野古の岬に、辺野古崎に移転をするその合意案についてなんでもすけれども、こう言っていますね。日米両政府が苦心してまとめたもので、あれ以上のものをつくるのは実際問題としては大変だろう、V字案を基本にするのは間違っていない、こういう言い方をされています。それから、ことしの年頭の会見では、県としては地元が合意できるならば滑走路は一本でもV字形でもいいと、沖縄県知事として非常に柔軟な姿勢を見せております。

それから、名護の島袋市長さん、去年、V字案で政府と基本合意を交わした方ですが、この方が今おっしゃっているのは、V字案を基本としながらも、ちょっと修正を加えてほしいんだと。南西沖合に三百五十メートル、少し移動できないものか、こういう言い方をされているわけです。

そこで、今、この修正案をめぐって、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会、過去三回開催をされたというふうに認識をしておりますけれども、この名護市から提案をされている修正案をどう扱うかということが、協議会の中では議題になっていないんですけれども、外で議題になっているんです。

例えば、久間大臣は意外と柔軟な姿勢を見せておられます、ことしの一月九日の発言であります、三日には、これは余りもう言いません、V字案じゃなくて一本でいいという話をされましたが、その後、その発言について九日に、政府同士が、つまり日米の政府同士が合意すればいい一文

まけないと思ってしまう人は頭がかわる過る。私もそう思います。まさに率直におっしゃってられますね。それから、米国は根回しをもう少し勘案してほしいというような発言も一月二十七日になさっておられます。

それから、きょうは平沢副大臣にお見えいただいておりますが、高市沖縄担当大臣は、名護市から出ております微修正案、ちょっと沖へ、この修正案を協議会で議論しよう、ことしの一月二十二日の記者会見でおっしゃっています。それに対して、きょうは下村副長官お見えですが、塩崎長官はその翌日の記者会見で、名護市修正案は協議会の議題にはなじまない、こういう言い方をなさっておられますが、この修正案をどう扱うかについての政府の統一見解をぜひここで示したきたいと思っております。

一言申し上げますと、もし仮に、名護市から提案のあるこの修正案について、この協議会で議題にしないというのであれば、協議会は一切何を議論にしようとするか、つまりは、びた一文まけない、こういうことであるから、とにかく説明をし続けて、相手が折れるまで延々と説明をしよう、こういうことなのかどうか。まず、一番の責任者である防衛大臣からお話をいただきたいと思っております。

○久間国務大臣 いろいろと本当に御心配をかけております。

今委員がおっしゃられましたように、今度の米軍再編のキーポイントというのは、やはりこの普天間の移設ができるかどうか。これができませんと海兵隊のグアムへの移転もないわけでありまして、ほかの問題も空振りになる可能性もございまして、一番のキーだと思っております。

我々も全力を挙げているところであります。選挙のときに、現行のV字案では反対だとか、いろいろな意見もございましたけれども、その後ずつといろいろな折衝を重ねてまいりまして、あのV字案を決めるときに、地元の名護市の意向等

も大分酌みながら、人家の上空を飛ばないという形で、苦肉の策といえますか、これがやはり一番いい案だということを決めた経緯等については県当局においても御理解いただいてまいっております。基本的には、V字案というのはかなり練られた、考えられた案だということについて関係者の意向が大体集約されつつあるわけでありまして、その点は大変いいことだと思っております。

あとはいろいろ細かい点になるわけですが、いろいろ配慮をしなければなりませんから、沖合に出すとか、南西方面、あるいはこちらにずらすとか、いろいろなことがありますが、どれも、どれがいいのか、一長一短あるだけに、やはり政府同士でアメリカと決めていくV字案を基本としながら、地元の意見も聞きながらやっていくと思っておりますので、今の段階で、例えば修正案をもし出したものを協議会に上げて、またそこでけんけんがくがく、そこはこういうマイナスイがある、プラスがあるというように言うのがいいのかわるか、そういう点もございまして、今、協議会に正式に上げないままにいろいろな意見のすり合わせをやっている、そういう状況でございます。

だから、その辺の状況の中で、これから先、推移をしようというところになるんじゃないかなと思っております。V字案を基本としながら、意見をよく聞いていくというのが今の政府の立場でございます。

○長島(昭)委員 重要なことをおっしゃっていただきました。一長一短あると。いろいろな案があつて、もちろんV字案を基本としながらも一長一短があるというところは、つまり、複数のアイデアの中で、ある種、最後の意見集約を図っている、そういうことですね。だったら、協議会の中で意見集約を図ったらいかがですか。そういうことをなせしないのか。だったら、その協議会の中で議論というのは、意見集約を図るための議論以外の何をしようとしてされているんでしょうか。

か。

○久間国務大臣 アメリカと日本との政府同士で交わしておりますV字案の基本的な案、これが一つの基本になっておるわけでございます、それについては、名護市も含めて、最初にそういうことを提示したときのいきさつもわかっているわけでございますから、これをまた、その当事者でありました名護市が修正案として改めて出すということになりますと、前決まっているものを一応否定する格好にもなりかねないことになりまして、それならこういう修正案もというふうなことでまた振り出しに戻すような、そういう印象を与えたいけないものですから、そのところは非常に苦慮しているところでございます。

そういう中で、V字案を基本としながら、地元の意見をよく聞きながら調整を行っていきます、そういう姿勢でこれから先も臨んでいこうと思っております。

○長島(昭)委員 去年の四月七日に当時の防衛庁と名護市の間で取り交わした基本合意書にも、建設場所は〇五年十月二十九日に日米合意した政府案を基本として書いてある。そこについては、争いは恐らくないのだからと思うんですよ。ですから、それを基本として、よりベターな案にみんな議論していこうとしているのに、それを協議会の議題にしないというのは、私は筋が通らないと思うんです。高市大臣は、その辺は非常にリーズナブルなおっしゃり方をされているんですけれども、副大臣、いかがでしょうか。

○平沢副大臣 今、大臣から答弁がございましたように、あくまでも日米間でV字案が合意されたわけでございます、この合意をもとにいたしまして、地元の皆さんの声も聞き、そしてよく説明して理解を賜りながら、この普天間飛行場の移設、そして返還を実現してまいりたい、こういうふうに考えております。

○長島(昭)委員 副大臣、大臣は、意見を聴取する場が協議会だ、だから協議会でそういう修正案があるんだから出して大いに議論しようじゃない

いか、こうおっしゃっているんですが、今の副大臣の御答弁は、その大臣の御発言を修正するんですか、撤回するんですか。

○平沢副大臣 今まだ協議している段階です。で、いろいろな意見があると思いますけれども、あくまでも日米で合意したV字案というのは、これが基本であることは間違いないわけでございます。この案を基本にしまして、協議会の場でいろいろと御説明もし、御理解も賜りたい、このように考えております。

○長島(昭)委員 平沢副大臣、いつもよりもちよつと歯切れが悪い気がするんですけども、イエスカノーかでお答えください。高市大臣は、その修正案を協議会で議題にしよう、こうおっしゃっている。それは今でも生きていますか、もうそれは撤回されているんでしょうか。

○平沢副大臣 高市大臣が言おうとしたことは、地元の皆さん方の御意見はいろいろとお聞きをしたい、しかしながら、あくまでも日米間で合意したV字案を基本としてやりたい、こういうことだろうと思います。

○長島(昭)委員 いや、お答えになっていないんですよ。基本としてというのはもうみんな合意しているんです。その修正案を議題にのせるかのせないかというところを焦点に今私は御質問させていただきます。そこはどうなんですか。

○平沢副大臣 協議会の場ではいろいろな御意見を出すのは、これはあり得ると思います。しかし、政府としては、あくまでも日米間で合意したV字案を基本としてやる、こういうことを高市大臣は言おうとしたんだろうと思います。

○長島(昭)委員 そうなんですよ。議題にのせて大いに議論しようというのが高市大臣のお立場なんです。それはよくわかるんです。それはやはり沖縄を向いておられるから。

ところが、官房長官のお立場は、沖縄というよりはむしろアメリカを向いたような気がするんです。官房長官はこうおっしゃっているんです。正式な会合ではなくて、そういう修正協議みたいな

ものは議事録に残らない非公式の懇談会でやろう、こうおっしゃっているんですが、そこはそういうお考えなんですか。

○下村内閣官房副長官 お答えいたします。政府の基本的な立場として、今回の協議会の議題等につきましては、今後の取り組み、進捗状況等を勘案しつつ、沖縄県及び関係地方公共団体、さらに政府部内でよく相談した上で決定されることになるかと考えております。

政府としては、昨年五月一日の日米安全保障協定委員会の際に発表された、再編実施のための日米のロードマップにおいて日米間で合意した案を基本として、地元の切実な声に耳を傾け、よく説明して理解を得ながら、一日でも早い普天間飛行場の移設、返還を実現してまいりたいと考えております。

○長島(昭)委員 こういう御答弁をいただくと次に進めなくなるんですよ。では最後にしたいと思いますが、久間大臣、久間大臣は、さっき御紹介したように、政府同士が合意すればび

た一文まけないと思ってしまう人は頭がかた過ぎる、こうおっしゃった。守屋次官が仲里副知事の会談で、政府案を変更することはできない、こうおっしゃったんですけれども、こうびしゃつとやったんですけれども、守屋次官は頭がかたいんでしょうか。

○久間国務大臣 役人というのは、現段階で決まっていることを実行していくのが役人でありまして、政府案が一応アメリカと合意して決まっていますと、それを変更するということ、そういうようなことについてはできないというのが、筋論としてはそうだと思います。

我々政治家としては、さはさりながら、やはりこれから先、これは基本案であるけれどもどうやって意見を集約していくか、そういう中での落としどころというか、そういうのを見ながら、最終的にはまた協議会で決めていかなきゃなりませんけれども、やはり今、先ほどから話がいま

すように、協議会でまだメンバーの中でもいろいろな意見が違ふときには、政府と向こうじゃなくて、向こうの中でも意見が違ふ、そういうことだつてあり得るわけですから、そういうときには、懇談会という形で議論をしながらすり合わせをしていく、最終的にどうするかということを決めていく、これは政治的な手法としてあるわけでありまして。

そういう段階のときに、決められた内容について、これは変更はあり得ますよというようなことを、政府の高官といえどもそれはなかなか言えないんじゃないでしょうか。だから、今決まっている内容でこれは変えられませんかというの、一応筋を通して話だろうと思っております。

○長島(昭)委員 官僚の立場ではそれでもいいというところなんだ、今そういう御答弁だと思いますが、大臣、政治家の立場として、今いろいろな意見があつて、一長一短があるんだから、全く修正をしないということではないと理解してよろしいんでしょうか。

○久間国務大臣 修正という言葉が非常にひとり歩きしてしまっていますので、私は最近修正という言葉を意図的に使っていないわけでありまして。

先ほどちよつと言いましたけれども、日本で修正論議が始まったとなると、そうしたらアメリカだつておれたちも修正だというふうな、そういうことにもなりかねないので、幅がどんどん広がる可能性があるわけでありまして。だから、基本合意をしているその中で、早く実行できるようにするおのわけでありまして、その辺の知恵を今出しておるわけでありまして、そういう点でこれから先の推移をぜひ見守っていただきたい。

言えますことは、私たちとしては、一日も早く日米だけではなくて地元も含めて合意をして、環境アセスが終わって早く着工にこぎつきたい、そういうふうな思つておるわけでございますので、その辺の今の状況についてもぜひ御理解賜つて、後押しをしていただきたいと心からお願ひをするわけでありまして。

○長島(昭)委員 ありがとうございます。

環境影響調査を少し前倒ししてやって、いろいろ騒音の状況などをモニターしてから、その修正の有効性について、修正と言つちやいけなないのかもしれないんですが、今ある案をどういうところに落としていくかということについて、やはり地元の理解をさらに得ていくような努力、そういう真摯な努力をぜひ政府の皆さんでしていただきたい、こういうふうな思ひますので、よろしくお願ひします。両副大臣、結構でございます。

さて、本題に、本題というときも本題なんですけれども、私の本会議質疑のフォーアツプをしていきたいと思ふんです。私は本会議質疑におきまして、ちょうど日本が五十五年前に独立を達成した日の二日前に、当時の連合軍の最高司令官だつたリッジウエー大將が日本国民に向けて発したメッセージを少し引用させていただきます。覚えておられない方もいらつしやるといけないので、ポイントだけ申し上げますと、彼はこう言つたんです。

米軍が日本に駐留するのはたつた一つの目的、すなわち、日本が外部からの武力攻撃に対し固有の自衛権を行使するための有効な手段を持たぬ期間中、日本を防衛するための暫定的な取り決めをしようというのである。だから、日本が直接及び間接の侵略に対して自己を防衛する力ができたとの自信を持つようなときが来れば、米駐留軍が撤退することも期待できるわけである。私は、その日が余り遠くないことを望んでいる。米国は、海外のどこであれ、不必要に長くその軍隊の駐留を引き延ばすことを欲してはいない。こう言っているんです。

つまり、日本が自衛のための努力を十分にやって、そして自信がついたら駐留軍なんて必要ないと彼は言つたわけです。それで、アメリカは不必要な軍隊を長く駐留させたままにしておこうとは思つていないと。私は非常にリーズナブルな発言だなというふうな思つていふんです。これが五十五年前の占領軍の責任者の発言です。

ウエートの負担をお願いせざるを得ない、そういう事情が恐らくあるんだろうと思うんです。
ここで伺いたいんですけれども、みずから防衛力のみでは自国の安全を脅かされるような事態というのは、一体どういう事態を想定されているんでしょうか。

○久間閣務大臣 御承知のとおり、日本の場合は、昔からそうですけれども、盾と矛の場合、盾については一生懸命守る、しかし矛については、攻撃してきたのを反撃はするけれども、相手まで攻め込んで、その矛で相手を貫くというふうな、そういうことまではできない、そういう縛りの中で日本の自衛力というのはつくられておるわけでありまして、非常に限界があるというのは事実でございます。そういう意味での、やはり日本は矛の部分でアメリカに非常に頼っているという、もう時間がたちましたけれども、先生に言わせると五十五年、六十年たちましたけれども、今でもその原則は、原理は変わっていないんじゃないかというふうに思っております。

そして、では、それがまずいのかといえますと、私は、国民の世論も含めて、その方がトータルとしては、経費的にも安いし、日本に対する警戒心を各国に持たせない意味でもいいんじゃないかというふうな、そういう世論形成もでき上がっているんじゃないかなというふうに思うわけで、日本が盾と一緒に矛までも十分備えて、それを有することの方がいいのかどうかになったら、そういうことがいいんだという方もいらっしゃると思いますが、それは一議論あるんじゃないかなというふうに思っております。

○長島(昭)委員 大分議論が深まってきたと思うんです。私は、今回の米軍再編あるいは日米同盟関係を今後どうやってマネージしていくかというテーマについては、二つのアプローチがあると思っております。今少し大臣もお話しいただきました。

私は、有事のリスク、平時のコストという言い方をしているんですね。今までの仕切りというの

は、有事のリスクはアメリカが、そのかわり平時のコストは日本がということで、かなり基地の負担、あるいは思いやり予算も含めて駐留経費負担をやってきた。ですから、ちょっと紹介していただいたように、有事のリスクの部分について日本が少し役割を拡大していくかわりに、平時のコストを減らしてほしい、基地を減らしてほしい、あるいは駐留経費も減らしてほしい、こういうアプローチが一つ。

それから、今、一議論あるとおっしゃった。そういうのはまだまだちょっと、国民の皆さんの間にも、あるいは周辺諸国の懸念もこれであり、そういう有事のリスクについての相互補完的な役割を十分に日本は担っていないから、そのかわり、平時のコストはかなり大きくなる。今回だつて、アメリカ軍の後でやりますけれども、グアムへ海兵隊が移転する、その移転先の問題まで面倒を見てあげるぐらい、非常に思いやり深いコスト負担を強いられる。

こういう二つのアプローチが私はあると思いますけれども、大臣のお立場からすると、これは前者のアプローチではなく、つまり、日本の役割を拡大して、要らなくなった部分、アメリカと日本との役割が重なっている部分について、さつきリッジウエーの言葉を紹介しましたけれども、重なり合う、この必要になったアメリカの部分撤退してもらうというやり方よりも、日本が担い切れない部分を、アメリカに有事のリスクを担ってもらう、日本の平時のコストは相変わらず耐えて、引き続き引き受けていこう、そういうアプローチでいられる方が政治家としていいと思っております。

○久間閣務大臣 いや、今までどおりということじゃございませんで、やはり、そうはいいいながら、お互いの統合運用とかいろいろな形の中で、日本がもう少しこれはやるべきだ、あるいはやりたいというふうな、そういう分野も結構最近ではふえてはきていると思うんです。

例えば、情報収集から、あるいはその情報の伝達のシステムから、あるいはまた何かあったときのための共同訓練といいますが、そういう形で、今まではアメリカ軍だけの共同訓練だったのが、日本も一緒に共同訓練をやっているという、日本有事の場合における対応の仕方については、かなり日本自身も踏み込みながら拡大をしていっていることはありますし、それについては国民自身も認めてくれているわけでありまして、そこまでは、従来よりは、控え目だったのが、もう一歩出ていっているということは、それは私は現実にあるかと思いますが、基本的に、さつき言ったように、アタックの部分についてはやはりいまだ壁がありますので、それはまた、日本がするよりもアメリカに頼った方がいいというのがありますので、その辺において、やはり我々としては、アメリカに対するある程度のいろいろな負担というのはやむを得ないんじゃないかなと思っております。

○長島(昭)委員 今、日本の役割を拡大していく上で壁があるというふうにおっしゃった。その壁は何ですか。憲法の壁ですか。

○久間閣務大臣 憲法というよりも、日本が近隣諸国に対して今非常にいい友好関係が、まあ北朝鮮を除けば非常に友好的な雰囲気がある中で、日本が矛までも持つんだぞというふうな、そういう姿勢を持つていくこと自体がどうかという判断の壁が一つあります。

それと同時に、攻撃されたときにしか武力行使をしないということで、周辺で何か起こっても武力行使ができない、そういう憲法上の制約もあります。

いろいろな意味で日本はそういうような制約がございますけれども、私は、その制約そのものが悪いと言っているわけじゃなくて、そういう制約があるから、日本はやる限度が決まっているし、それがまた、今の日本を取り巻く近隣の国際環境の中では、それはまあまあ、かえっていい方向に機能しているんじゃないかな、そういう思い

もございますから、その壁を取つ払ってぐつと出ていくような方向をとることがいいという理論、理屈にはなかなかくみしがたいという、これは私の個人的な感じですが。

○長島(昭)委員 安全保障のジレンマというのがありますからね。こっちが努力すれば、向こうはそれを見てまた努力するというジレンマは、もちろん、慎重な久間大臣ですから、そういうことも頭に置いてお話をされているんだろうと思うんです。

しかし、数年前の大臣としての御答弁ならそれで恐らくいいんだろうと私は思うんですけれども、防衛研究所で出している戦略概観、これは、私は政府公刊物の中で一番頼りにして読んでいます。それは、中国や北朝鮮あるいはロシアの最近の非常に急速で大規模な軍備拡張という増強路線というものを非常に克明に、意図も含めて書かれています。そういう状況があることを、国民の皆さんはある程度、肌で何となく認識をされている。

と同時に、アメリカ側の基地の負担あるいは平時のコスト、こういうものが重く重くのしかかっている。ほかの政策分野に比べて、相対的に何となくその部分は重いんじゃないか、こういう二つの意識が相まって、やはりそこは固定的に考えないで、もう少し可変的に考えていく必要があるだろうと思います。

その点で、さつき盾と矛というふうにおっしゃいましたけれども、これも恐らく、戦後のいろいろな要因の中で、日米の間で決まった役割分担だろうと思うんです。つまり、それは、日本側から好んでそういう役割分担を引き受けているというよりは、その力関係、冷戦期の情勢、いろいろな情勢の中で、おれは盾、おまえは矛、こういう分担になったんですが、そこも固定的に必ずしもとらえる必要がないし、憲法上の制約とおっしゃいましたけれども、自衛権に基づく自衛力の整備については制約はないんだろう、私はこういうふう

に思いますよ。

ですから、その点も含めて、私は、もう少し柔軟な考え方をすることによって、やはり平時のコストを少しづつ減らしていく努力をする、政治家として我々はしていかなきゃいけないんだらう、こんなふうに思っています。

そこで、私は、抑止力について、今の関連でお尋ねをいたしました。私は、負担の軽減とともに、今回の米軍再編の柱である抑止力の維持について、我が国の役割は一体何ですか、そういう質問をさせていただきましたが、どうも大臣の御答弁が不明確だったので、もう一度、抑止力の維持に関する我が国自身の役割について御説明をいただきたいと思います。

○久間国務大臣 その前に、今おっしゃられましたように、中国、ロシア、これが経済的にも発展して、その資金力をバックに、やはりかなりの二けた台の国防費の伸びがあつて、ロシアについても、最近、一時は横ばいだったのが、ぐつと出てきています。しかも、兵器についても、装備についてもかなり近代化が進んでいる。これはもう事実であります。

それだけに、かといって、日本の今の置かれた経済力あるいは財政状況、そういう中で、日本がそれに負けるな負けるなという形でやっていると、そういうようなことができる状況かというと、それはできないので、我が国としては、従来決めております防衛計画の大綱に従って肅々とそれは整備していくけれども、やはり、米軍とのきずなをしっかりとつないでおくことによって、いざというときにはそれに頼らざるを得ないという状況がますます強くなってきているということも、国民の皆さん方にわかっていただきたい。中国、ロシアの軍の近代化が進めば進むほど、日米安保の重要性というのが、単に重要であるというだけではなくて、もつとその度が強くなってきているということも理解していただきたいと思うんです。

そういう意味では、我が国の抑止力としては、

やはり、アメリカとの関係でもそうですけれども、従来から防衛計画の大綱に従ってこれをやりますよというふうに決めておつた、それをやるということと同時に、最近、脅威の多様性というのが深まってきて、テロとかいろいろな形で多様性が高まってきておりますから、それに対応するような、そういう練度を高めたりあるいは体制づくりをしていく。これについては、それに一生懸命取り組むことがいろいろな意味での抑止力の向上につながるということで、防衛計画の大綱でもそういう変化については触れてありますけれども、さらにそれがこの近年非常に強まってきているから、次の大綱の改正をやるときには、そういう視点からももう一回見る必要があるんじゃないかなと思っております。

○長島(昭)委員 大臣、今のお話は、脅威の多様性というお話をされましたけれども、それは対処ですよ。テロとか何か起こったときに、そういうことに対して対処する即応能力の話を今されたと思うんですけれども、それでは、抑止力というのは大臣はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。抑止力とは何ですかという、抑止力というのはの定義、大臣、どういうふうにお考えですか。

○久間国務大臣 これは、むしろ長島委員から教えてもらわないといかぬかもしれません、例えば、核の傘というのは、核兵器を日本は持たないけれども、他国が日本に対して核兵器で攻撃をしたときには日米安保条約に基づいてアメリカが核を使いますよというふうな、これはやはり向こうが核を使うことに対する一つの抑止力だと思ふんです。しかし、それは日本は持たないわけですから、そういう意味では抑止力にはなっていないわけですから、日米安保条約というのがそういう点で間接的ではあるかもしれませんが抑止力になつていふと思ふんです。

だから、抑止力という言葉は、直接日本がそれを持つていなくても、ある意味では、制度でそれが担保されているというようなことがあれば、そ

れが抑止力になるわけでありまして、相手があるだけの装備を持つていながらそれに匹敵するような装備をこつちが持つとかいうようなことではなくて、総合的な対抗力といふんです、それによって相手が武力攻撃をしかけてこないような雰囲気づくりをどうやってつくるかというのが一番の抑止力じゃないかなと思つておるわけです。

○長島(昭)委員 抑止力は雰囲気じゃないんです、大臣。抑止力というのはの定義は、相手が攻めてきたら、それに比べるぐらいの力でやり返す、だから向こうがそれに対して思いとどまる、これが抑止の論理ですよ。

だから、さっき大臣が、核の報復力を持つことによって、相手が核攻撃をしてきたら、それに対して三倍ぐらい返す、そういうことで微妙な均衡が成り立つてデイトーされるわけですよ。抑止される。だからデイトーランスといふことなんです。ですから、抑止力の核心といふのは打撃力なんです、打撃力。全体として日米安保体制が抑止力になつていふのは、それは非常にうまい言い方だなとも思いましたけれども、実は打撃力なんです。

○久間国務大臣 先ほど打撃力と言われましたけれども、打撃力というふうに決めつけるんじゃないで、相手方がそういう攻撃をしても、自分たち

はそれ以上のマイナスをこうむるということがあれば、打撃というふうなことだけで、力同士で比べるのではなくて、仕組みとか制度でもそれは言えるのであつて、非常にその国の、今度は経済がだめになつてしまつとか、いろいろな意味でことがありますから、抑止力というのは国際間の取り決めその他によって縛られてしまつていふから、ここの国を攻撃したらそういう形で非常にマイナスがあるぞといふときは、そういう取り決め自体が抑止力になることだつてありますから、打撃力というふうに定義してしまふことが果たして妥当かどうか、もう少し幅があるような気がします。

その議論はさておくといたしまして、今回の場合、米軍が減つたとしても、何かあつたときにはすぐ対応できるというふうなことが可能であれば、それは抑止力は維持されていふ、そういうふうな私の方は感じるわけでありまして。海兵隊が八千人グアムへ移つていくけれども、いざというときには残つた海兵隊が対応しなから、あるいはまた、すぐ応援があつて、それに変わらないぐらいの対抗力ができているということになれば、それは打撃力といふかえてもいいですけれども、そういうのがあればいいと思ふんです。

○長島(昭)委員 今の御説明はわかるんですけども、日本側からどういふプラスの貢献をしているんですか、抑止力の維持について。グアムに下がること、アメリカ側の論理はよくわかりました。しかし、日本として、さっき大臣は非常にうまい表現をされました、日米安保体制といふものの信頼性そのものが相手に攻撃を思いとどまらせるアセットといふか抑止力になつて

いふとどうもそれと違う感じがする、自分たち

いるんだ、こういう説明でもいいと思ひますけれども、そういう場合に、では、どういふ部分について日本は日米安保体制の信頼性を高め、そして、全体として抑止力の維持につながるような役割を果たしているんじゃないか。

○久間国務大臣 日本の自衛隊と米軍の陸海空それぞれとのいろいろな連携が最近非常に密になってきておりますから、そういう点では、日本の自衛隊の能力といふことが、みずから守る能力も向上しているということも踏まえながら、米海兵隊がグアムに行つてもいいということになつていくわけですね。

やはり、一時的なそういうような減があつたとしても、一時的な減があつたから先減があつたとしても、日本の自衛隊も米軍から見て日本の防衛のためには信頼に足りるという判断がなければこそ、その部分が移つていいと判断したんだと思ひますから、そういう点では、やはり日本の自衛隊の後押しといふことが、能力の拡大といふことです。そういうのがないといふことと思ひますし、私は、最近のこの十年間の動きを見ていてそういうふう感じられると思ひます。

○長島(昭)委員 大臣、私は、これは実はこれからの課題に残されていられるというふうな思ひつています。

というのは、日米合意の中で十五項目、先日、中谷委員も触れておられました。その中に幾つかあるんですよ。それは、例えば空中給油とか高速輸送船による海上輸送とか、これはまさにアメリカの打撃力を補強するものなんです。こういう貢献が日本が仮にできれば、それは、さつき私が言った、一番中核的な概念である打撃力をまさに補完するといふ日本の努力につながるんだらう、こういうふうな思ひつています。これは実はこれからの課題なので、きちんとやつていかなきゃいけないと思ひます。

それから、もう時間がなくなりましたけれども、八千人の沖縄駐留の海兵隊がグアムに移転する、その後の空白をどうやって埋めるかという話。今ちょっと説明をされたように思ひますけれども、例えば、今まで政府は、冷戦が終わつた直後にも、もう冷戦が終わつたんだから沖縄の海兵隊は要らないんじゃないかという議論が起つたときに、国際情勢の変化といふものを見定めなきゃいけないんだ、見なきゃいけないんだ、まだまだ不安定な国際情勢だといふことを理由に、これはもう減らすことができませんといふ説明をずつとしてきたんですね。

今回、八千人という兵力を沖縄からグアムに移動させる、つまり、沖縄から見れば削減されるわけですね。何か状況の変化、今、日本の努力といふお話も多少ありましたけれども、国際環境の変化、そういう八千人のグアムからの移転を、削減を可能にするような国際情勢の変化といふものがあつたんじゃないか。

○久間国務大臣 十年前、新ガイドラインをつくるときに、やはり沖縄の海兵隊は五千人なら五千人の規模で訓練をせぬといふから、そういう意味では今の一万八千人の体制は必要なんだといふことをあえて強調した私でございますから、それが現時点になつて、八千人が向こうに移つていく、では一万人でいいのかといふのは非常に答えにくい点もございまして、やはりその後の状況を見ておきますと、日米間のいろいろな連携が非常にスムーズにいつてきています。

我が国としても、私は、あのときにも、空中給油機を入れることについて最初はなかなか認めてもらえませんでした。一年後の、二年目の防衛庁長官のときにやつと予算上認めてもらつてそれが入つてきて、そしてその後、空中給油の訓練等もやれるような状況になつていきましたので、やはりそういうこの十年間のいろいろな変化の中で、自衛隊に任せることによつてかなりの部分がまたバックアップされる、そういう思ひもあればこそ、八千人が移つていっても大丈夫だ、そういう判断にアメリカ自身もなつたわけでしょうし、我々も、それなら沖縄の海兵隊を減らせるよう

な、そういうタイミングになつたというようなことで、今回の米軍再編に踏み切つたということでもあります。

○長島(昭)委員 日本側の努力についてはもう一回改めて詳しく議論したいと思ひますが、この空白を埋め合わせる努力といふのはアメリカ側もこれまでしてきた実例があるんですね。

例えば、九〇年、九一年の湾岸戦争のときには、在沖縄の海兵隊が二千人派遣されました。その後、予備役二千人を沖縄に持つてきて補充しています。それから、私、以前この委員会でも質問したことがあるんですけど、二〇〇四年にやはり三千人規模で沖縄から行つたときに、これは空白はどうなんだと質問したら、それはグアムに空軍、海軍力を増強していますから、全体として抑止力は大丈夫なんです、こういう話をしています。

しかし、今回は八千人ですからね。しかも、恒常的に今までいた、つまり、戦闘部隊といふのは出たり入ったり出たり入つたりしている部隊だけれども、司令部要員八千人といふのは、ある種、目に見えて継続的に抑止力の中核を担つていたそういう部隊ですよ。その八千人をグアムに移動させるわけですから、相手と云うとちよつと語弊があるかもしれませんが、抑止の対象になるような国や組織から見ると、やはりこれはかなり大きな穴があいていっているんです。

ですから、遠藤委員も二十七日の質疑の中でこのことを深掘りして聞いておられますけれども、それに対して防衛大臣はこう答えているんです。米軍自身が判断したのは、これは日本の判断も言つていただきたところなんですけれども、米軍自身が判断したのは、我が国を取り巻く環境その他からいって、司令部が移動しておつても、最近のいろいろな輸送体系あるいは通信、そういうようなことからして機能的には十分機能し得るという答弁をされているんですけれども、もしこれが本当であれば、では、陸軍はなぜ司令部を前へ出して来るんですか。

○久間国務大臣 陸軍と海兵隊とは、若干アメリカの使い方が違ふんじゃないかなと思ひますが、これは私は専門家ではありませんからわかりませんが、日本におります米軍の陸軍といふのは、どちらかといふと今までは後方支援部隊で、輸送その他、そういうような部隊でありましたから、第一線の部隊でなかつたわけですね。そういう点で、もう少し、日本に司令部を持つておくことによつて、向こうはしかも師団単位ではなくて旅団ぐらいで機動的に動かせるような、陸軍はそういう動きをしている、そうすると、司令部を置いておくことによつて、米本土からいろいろなとさつと動かせることができるというふうな判断をしたんだらうと思ひます。

逆に、海兵隊の場合は、戦闘部隊といふますか、第一線部隊が行つてしまふということに対する不安がいまだに残つておつて、司令部ならいいんじゃないか、そういうふうなことを総合的に判断したんだらうと思ひます。

米軍の判断でございますから私がそれに対してどうだこうだと言ふことはできませんけれども、何か結果を見ておまして、そういうふうな動きの中で、今度、海兵隊の第三機動展開部隊といふんです。その司令部をグアムに置いておつてもいいというふうな判断し、また逆に、日本の今までは後方支援の部隊だけだつたけれども、そういうふうな陸軍の使い方はなくて、司令部機能を座間に持つてきて陸上自衛隊との関係をもつとよくしていった方がいいというふうな判断をしたんだらうと思ひます。

○長島(昭)委員 大臣、前回も私、かみついたんですけれども、米軍の判断あるいはアメリカの判断だ、そのようだと、何か他人事なの、私本当に気になるんですよ。つまり、日本の安全を守るための重大な、抑止力の重要な一部分をアメリカが担つていられるんですよ。つまり、これは我が国の平和と安全にかかわる問題ですよ。つまり、防衛大臣として日本側はどう考えるかという話を、私はぜひこの委員会では伺いたいんですよ。

だのに、今、司令部は、海兵隊についてはアメリカがこう説明した、陸軍についてはこう考えているから心配ない、私は、こういう議論はぜひ大臣にはしていただきたいので、我々日本としてこういうふうと考えて、このことについては了としたというふうな御説明をぜひ今後していただきたい。そうしないと、もう納税者が納得しないというように思います。これが一点。

それからもう一つ。これも遠藤委員の質問に答えて、これは大古局長の御答弁なんですけれども、グアムに移転した後も海兵隊として日本の防衛の任務は残るといふふうに聞いております。これも聞いております。万が一のときに日本に駆けつけるような場合におきまして、やはり司令部要員ですと、重たい装備品がないというところで、比較的早く移動できるとか、こういう話なんですけれども、もし装備品の重い軽いが問題であるならば、事前集積したらいいじゃないですか。装備の事前集積、ヨーロッパでもやっております。ディエゴガルシアにもあります。グアムにもあります。集積船という、それを洋上で運用する仕組みもあります。こういうものを沖縄に持つてくれば、戦闘部隊も含めて沖縄には海兵隊が張りついているなくても大丈夫な状況がもしかすると生まれるかもしれない、その点いかがですか。

○久間国務大臣 重い軽いで、それで判断するだけじゃありませんで、やはり司令部というのは日本のもちろん安全保障のことを考えておりますけれども、それと同時に、もう少し司令部としては幅広くいろいろなことを考えるんだろうと思っております。そういう点で、司令部はやはりグアムに置いておいて、この太平洋地域をいろいろな意味で司令部としては眺めておるといいますか、そういうような一面もそれはあるんだろうと思います。

やはり、米軍の運用に関するところでございますから、我が国の自衛隊の問題についてならばこうだあだというのを断定的に言えるわけですが、けれども、こういうふう聞いていますと、こういうふうな考えだろと思うのか、それはやはり

を得ない話だろと思うます。

ただ、自衛隊と米軍との間では、さはさりながら、お互いが連絡をとり合つて、どういう考え方で、いざというときはどういふふう動くのか、それはやはり緊密に連携をとっていかなくやらない、それは思っております。

○長島(昭)委員 これは、米軍再編の議論の根本にかかわる問題なので、ぜひ日本政府としての主体性というものをきちんと発揮して、アメリカに對しては、言うべきときは言う、拒否すべきことは拒否するし、文句を言うときは文句を言う、しかし信頼に足るような、そういう同盟のパートナーとして自助努力をきちんとやっていく、そういう当たり前の同盟関係を築いていくように、大臣にはリーダーシップを発揮していただきたいと思ひます。

質問を終わります。ありがとうございました。

○木村委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

きょうは、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案の審議ということでございます。当然のことながら、この法案を審議するに当たっては、その前提条件となつておる米軍の再編問題についてしっかりと議論をしておかなければいけないということだろと思ひます。特に、今回の米軍再編について言えば、将来にわたる我が国の安全保障政策、そのもとにおける日米安保条約、そして自衛隊の役割といったような重要な課題がやはりこの中に含まれておるといふふうに思ひますので、しっかりと議論をしたいのではありますけれども、ほかに今回この法案について相対議論しなければいけないところがたくさんあるの、今回はちょっと省略をさせていただきますというふうに思ひます。

ただ、私自身としてみれば、日本の将来、あるべき安全保障政策の方向性というものを考えたときには、やはりアジア地域の中において、相互にそれぞれ信頼関係を築き上げていく中で、アジア地域における地域的な安全保障というものを確立

していくということが非常に重要ではないかというふうに思っております。

いずれば、例えばEUの憲法条約の中でも考え方が盛り込まれておるうちに、その域内ではお互いに武力行使をするような事態というのは想定しないでも済むような、そういう状況というのは北東アジアの地域でもつくり上げていくという方向性を考えたときには、今回の米軍再編、その中における在日米軍と自衛隊のあり方というものについて、私は方向性がちよつと逆の方向に向いておるのではないかとこのように思ひ、心配はしております。

ただ、今の国際情勢にかんがみたとときに、すぐに私が考えているような方向性のものが実現できるとも思ひませんので、この議論については中長期的な議論としてこれから考えさせていただきますたいというふうには思ひますけれども、先ほど言いましたように、重要な法案の中身がいろいろありますので、きょうは省略をさせていただきますたいというふうに思ひます。

冒頭に、この法案についての私の率直な感想をまず述べさせていただきますというふうに思ひます。私は、いろいろなところでも申し上げてはおりますけれども、今回の法案というのは、在日米軍基地を抱える地域の住民の間で亀裂を深めさせていくことにつながっていくような内容となつておるといふことについて、大変危惧をしております。

特に、私は在日米軍の岩国基地がある町で生まれ育つた者の一人として、そういう地域が、こういう法案で、本当にお互いにけんかしなければいけないような状態になつていく、お互いに不信感を募らせていく、こんなことになることだけは絶対に避けない、何としても防ぎたいというのが正直な気持ちでございます。そういう気持ちを持って質問させていただきますことをまず冒頭に申し上げさせていただきますというふうに思ひます。法案の中身に直接入る前に、周辺事情の話と

して確認しておきたいことが幾つかありますので、まずその点を聞かせていただきたいと思ひます。

米軍再編の費用負担の問題であります。

米軍再編に伴う費用というのはかなりの額があるんだろと思ひます。一説には三兆円を超すとありますけれども、いまだに、政府の方としてはこれぐらいなんだということが、どうも私の方ではつきりとして示されておるといふふうにちよつと理解してないものですから、この場で、米軍再編に伴う費用負担、その中で日本がどの程度の負担をするのかというように、特に、今回の特措法案でいろいろな措置が講じられるということになるわけでありまして、そういう負担も含めて大体どれぐらいのものがかるというふうに見込んでおられるのか、その点をまず最初にお聞かせいただきたいと思ひます。

○久間国務大臣 これは、米軍再編で、例えば目玉になつておりますグアムへの移転にしまして、あるいはキャンプ・シユワブの、普天間基地の移転にしまして、なかなか全体設計がまだできていないわけでございます、総額を示すことができないわけでありまして、

あるいはまた、各地方自治体に対して交付金を出すことにしておりますけれども、今度の米軍再編に伴つて負担が増加する市町村がどういふ事業を考へるのか、そしてまた、それを受けて、県がどういふような事業を国に上げてくるのか、そういうことについてもこれから先決まっておりますので、米軍再編について幾らかかるのかと言われまして、私はその総額を示すことはできない。方向性を示す、そういう法律であり、そういう方向性についての今御議論をさせていただいておる、そういうような点で御理解いただきたいと思ひわけでありまして、

○平岡委員 幾らかかるかわからないけれどもとりあえずは合意してほしい、その後ちびちびとやっていきますよ、こういうふうな話なのかもしれ

れませんけれども、ちびちびとやっていく段階になったら、今度は、いや、それは総論として、方向性としてもう既に合意されている話ですから、それに基いてやっていくんですよ、こういう話になってくるわけですよ。

我々としては、やはりこれは、今何千何百何十何億円とかいう細かいところまで明確に示せとは言えませんが、言えないだろうと思えます、確かに言われるとおり、だけれども、大体これぐらいと。政府試算では三兆円という言葉も報道されたこともあるわけでありまして、二兆円から三兆円だとか、三兆円から五兆円だとか、大体それぐらいの規模はやはり示していただかなきゃいけないと思うんですよ。どうですか、大臣、どのぐらいの感じを覚えておられますか。

○久間国務大臣 グラムへの移転につきましては、やはりアメリカの方も、日本はどこまで出さんだというふうなこともありますから、これは、上限としてはこれぐらいは真水として出しますよというふうなことについて、あるいはまた、融資も含めて百二億ドル、これぐらいはかりますよということとは、やはり国と国との関係でございますから、言っているわけでございますけれども、これとでも、ではそんなにかるのか、そういうような意見がございます。

先般も予算委員会ではいろいろな比較をされました、住宅建設にしても少し高過ぎるんじゃないか、少しじゃなくてもかなり高過ぎるんじゃないかというふうな指摘もあっているわけでございますから、これから調査費を組んで、いろいろな設計をやっている、アメリカにおける建設のコストが実際どうなのか、それをハワイの場合はどうなのか、グラムだつたらどうなのか、そういうことについて精査して積算したいと思っておりますので、そういう点で、なかなか金額は出せない。

三兆円というのひとり歩きしております、ローレスさんが三兆円と言ったときに、私が、あなた、あれは何で三兆円という数字を言ったのかと言ったら、いや、アメリカの議会に対しても何

か言わぬといかぬですからね、もう大まかに言っただけですよということだったものだから。

とにかく、米軍再編といつても、いろいろな意味で、例えば嘉手納以南の土地が返還された場合でも、その住宅を全部取り払ってきれいにし

て……(平岡委員)ちよつと答弁長いので、短くお願いします(と呼ぶ)そういうことについても考えますと、トータルとしての積算は、本当に、正直言って、できないわけでありまして。

○平岡委員 トータルとしての積算ができないんだつたら、我々もトータルとして、今回の法案に ついても判断ができないと言わざるを得ないですよ。だから、トータルのもので大体どれぐらいかとやはりちゃんと示すべきだと私は主張したいと思ひます。

特に、予算委員会ではいろいろな言われたと言われているけれども、やはりこういう問題は、しっかりとまず最初に全体像を示して、不転の決意でこれをやるんだということを示す、それが安倍内閣の、閣内政治家としての内閣じゃないかと私は思ひます。

それを、今何か、何ぼかわからぬ、幾らになるかわからぬというふうなことで、ぐどぐどぐどぐど言つて、とりあえずこの法案を通してもらつたら、それで後は好き勝手にやるんだ、そういうふうなやり方になるとしたら、これは言語道断だと私は思ひます。

○久間国務大臣 そこはちよつと考え方が違ふんじゃないかと思ひます。

数字がそういうふうにはできないけれども、こういう形で米軍再編をやっていく。そのときに、我が国としてはこういう形で地元に対しては助成をしますよ、グラムに対してはこうしますよ、あるいはそういうことを方向として示して、これでやりますという姿勢を示しているわけでありまして、その姿勢がけしからぬというならともかく、姿勢はいいけれども、金額がわからぬからそういう姿勢をとること自体がおかしいというふうに出られますと、金額が決まるまではこういうのを

せないということになるわけですから、それはやはり私は逆じゃないか。こういう姿勢でいきますよ、そしてそれについては予算はこれから先積算していきまふということ、そしてそのときに、予算について高い安いののはまた議論していただくということになるんじゃないかと思ひます。

○平岡委員 いや、大臣、私は何千何百何十何億円ぐらいいかるとか、そんな細かいことまで出せと今言っているんじゃないですよ。三兆円ぐらいだとか五兆円ぐらいだとか、それぐらいのところで、大体このぐらいかかるんですよという話をまず示すべきではないか。そうしないと、幾らかかるかわかりませんということだけで、枠組みの方を先につくつてくださいというのは、これは閣内政治家としての安倍内閣の姿勢としては不十分だと私は思ひます。

これは、押し問答して時間をとつていても仕方ないので、私はそれはおかしい。だから、ある程度の概略な数字でも結構でありますから示していただきたいということを私は強く要望したいというふうには思ひます。

次に、米軍再編に伴う費用というもののについては、日本側とアメリカ側が負担するということが、当然グラムのケースなんかでもあるわけでありまして、また、日本の中で行われる場合でも何かあるのかもしれない。

まず、グラムの話というふうには特定しないで、一般的な考え方として結構でございますけれども、米軍再編に伴う費用について、日本側が負担するあるいはアメリカが負担する、その負担の考え方というもののについてはどういふものなのかということとをちよつと教えていただきたいと思ひます。

○久間国務大臣 日本国内での移転については、これは、施設の整備等については日本側が負担することになるかと思ひます。

ただ、移転に伴います運用の経費についてはそれぞれが負担するわけでございますけれども、日本側の主張で、例えば嘉手納なら嘉手納の共同訓

練を日本本土内でやつてもらうというふうな、そういうことに伴います場合には、それぞれをアメリカと決めながらやつていくという形になるかと思ひます。

○平岡委員 今、国内はということ国内の話はされたので、国外についても基本的な考え方があるのであらうと思ひますけれども、国外といえは多分、グラムへの移転の話しかないので思ひますので、グラムの話にちよつと。

では、グラムについては、どういう考え方に基づいて費用負担というのが考えられていくのかという点についてお話しいただきたいと思ひます。

○久間国務大臣 グラムにつきましては、米軍の海兵隊を沖縄から向こうに移つてもらうということ、我々も主張して、そのとおりになるわけでございますから、海兵隊の移動に伴います分については日本も応分の負担をするわけでありまして。

そして、それを、全体としてどのぐらいかかるかということ、大ざっぱに言ひまして百二億ドルですか、それぐらいが上限として考えられる。そのうち日本とアメリカがどれだけ持つかということ、日本側は六十億ドルぐらいを負担しよう。しかしながら、そのうちのいわゆる家族住宅といひますか住宅については、あるいはインフラの整備については回収可能であるから、これは融資でやろう。そうしますと、二十八・八億ドルですか、二十九億ドル弱が日本の真水としてこれはやろう。それは何かというと、司令部の建物とかあるいはまた隊舎とか、こういうような融資にないものについては、これはまた真水で出そう、そういうふうなことで大まかな分担を決めているところであります。

○平岡委員 今、交渉した結果としての話をされたので、私はその原則を聞いたんですね。日本側の費用負担というのはどういう原則に基づいて行われているんでしょうか。どういう考え方に基いて行われているんでしょうか。何かその考え方、あるんでしょうか。

○大古政府参考人 沖縄におります海兵隊が八千

人グアムに行くに当たって、庁舎とか隊舎が必要でございまして、その部分。それから、九千人の家族についても、家族住宅についてはグアムに建設するという事でございすけれども、これに関連して、住宅については、家賃収入その他で回収が可能なもので、これについては融資で行う。それから、直接沖縄から移転するに当たって、隊舎、庁舎はすぐに必要になりますので、その部分については融資という方法で回収を図る仕組みがございまして、これらについては、いわゆる真水としての財政支出二十八億ドルということで日米間で合意した経緯がございす。

○平岡委員 今のは、逆に言うと、日本側が費用負担することになったものについて、どういふふうな形でやるのか、真水でやるのか、融資でやるのかというその仕分けの考え方であって、私が聞いているのはその前の段階の話ですよ。全体としての費用というのがある、そのうち日本側が費用負担するというのは、どういう基準で、どういうものについて費用負担するという考え方に基づいてしているのかと。

だから、逆に言えば、さっき言った住宅の話だって、回収が可能なものについては日本側が負担をする、それは、なぜならば、融資という方式で可能であるから、それは日本側が負担するんです、だから、回収が可能なものについては日本側が負担するんだという結果として住宅については日本が負担するんだという説明ならわかるんだけれども、逆ですよ。

だから、私が言っているのは、もつと基本的な、日本とアメリカの費用負担の考え方、どういう基準で分けているのか、ここをちょっと答弁してください。

○大古政府参考人 お答えいたします。

今回グアムに海兵隊が移転するに当たって、日本政府の要請により米側が応じたという経緯がございす。国内移転のような場合については、日本政府が基本的にその建設費等を払うという仕組みになっておりますけれども、グアムに行くに当

たって、海兵隊の部隊の勤務環境それから家族住宅のような生活環境、これに直接必要なものについては、日本政府としても一定の財政負担をしようというところで考えたところがございます。

ただ、他方、海兵隊が移転するに当たって、いろいろ作戦運用施設とかもあるかと思ひますけれども、それについては米側が独自に負担するというところになったところがございます。

○平岡委員 ちょっと今のは、生活環境については日本側の負担と言われましたけれども、司令部庁舎とか隊舎というのは、これはどういう位置づけになるんですか。

○大古政府参考人 沖縄にいる部隊がグアムに行くに当たって、勤務環境上、直接必要なものという理解でございす。

○平岡委員 その是非はまたちょっと議論させていただきます。その是非はまたちょっと議論させていただきます。その是非はまたちょっと議論させていただきます。

先ほど久間大臣が言われたような費用負担になっているわけでありすけれども、今回、そのうちの融資とか出資の分については何か法的根拠を与えようということでございますか。

ただ、財政支出そのものの、真水の支出、これ自体は一体どういう法的根拠を持っているんですか。

これは、私の理解でいけば、つくったものは、要するに日本政府が日本の国有財産として保有されるのか、それともアメリカの国有財産になるのか、その辺のところはよくわかりませんけれども、常識的に言えばアメリカの国有財産かな。となると、日本はアメリカの国有財産になるようなものを日本の国費でつくってあげる、こんなものは、私は法的な根拠がなければできないんじゃないかというふうに思ふんです。そういう意味でいくと、特に、今回の法案は別にして、真水でこれを負担するという法的根拠はどこにあるのか、この点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○大古政府参考人 ODAなどにつきましても、必ずしも法律の根拠がある場合だけではなく、予算措置で実施しているというふうに認識しておりますけれども、今回のグアム移転に関連いたしますは、このような経費を日本が分担することに於いて、財政法等では明示的に禁ずる規定はないというふうに理解しているところでございす。

○平岡委員 これはODAですか。アメリカに対するODA、政府開発援助として支出するという位置づけですか。

○大古政府参考人 これはもちろん、ODAという性格のものではございせんけれども、今私が答弁しましたのは、常に予算上の支出について法的な根拠が明確にあるものだけではないので、その一例としてODAを例示したものでございす。

○平岡委員 私は、この真水で支出する分についてもぜひ法的根拠を明確にしてやるべきだといふふうに思ひます。予算で計上したからそれはいんだという考え方はないと思ひます、これは、つくったものはアメリカの国有財産になる、そういうものを我が国の真水、税金でつくってさしあげるわけです。それを、ただ単に予算で計上したからそれでいいということじゃないと思ひますね。大臣、どうお考えになりますか。

○久間国務大臣 これはもう、財政法については先生の方が専門家でありすから、そういう外国に日本が全額出しているという事は、今までだつてあつたわけでありすし、ODAに限らずそういうことはあるわけでありすから、それこそ、その予算を国会で審議して認めていただければそれは出せるという現在の法の仕組みじゃないでしょうか。

○平岡委員 久間大臣もそういうお立場に立っているから今の話かもしれないけれども、自民党総務会長時代に、アメリカの領土に日本の税金で米軍住宅を、まあ、これは米軍住宅じゃ今度はないなりましたけれども、真水部分は例えば隊舎とか学校等生活関連施設なんかになりましたけれども、米軍住宅を建設して、米国の国有財産にする

のはおかしいと強く批判をしているというふうに報道されていすすね。考え方、変わったんですか。

○久間国務大臣 私は、米軍住宅については、それがやはり個人で使用されるんだから融資でいいんじゃないかということをやったわけでありまして、隊舎とか教場とかこういうものについては、言うなれば日本にあつたものが向こうに移つていきますので、移つていくのに伴つて向こうに必要となる施設について、どっちがそれを負担するか。アメリカのものだからアメリカが負担するといふことになるのか、あるいはまた、こちらから移つていったために、それによって生じた必要なものであるから日本側がやはり負担するんじゃないかといふようなことで考えますと、例えば、厚木にあるのを岩国に移した場合には、それは日本が負担しているわけでありまして、それと同じように、今度は沖縄にあるのを向こうに移すために必要になつたということを出すわけですから、それは可能だと思ひます。

ただ、個人住宅について、未来永劫にずっとそれが、個人として使われることになるので、そこについてはどうなのかという思いがございましたので、幸いにそれは融資という形でやっておりますから、それはその整理の仕方としてよかつたんじゃないかなと思つております。

○平岡委員 米軍住宅は個人として使われる、それは当たり前ですけれども、例えば国家公務員宿舎、これも別に、住宅として使われていすけれども、日本の国有財産ですよ。当然それは、国家公務員が勤務をするために使わなければいけないという意味においては、司令部であろうが学校等生活関連施設であろうが、私は、性格的には全く変わらないと思ひます。そういう意味においては、私は、私は、久間大臣が今説明された話は決して納得できる話ではないといふふうに思ひますけれども、この議論ばかりしていても、時間が余りないので、もう一つこの関係で明確にしておきたいと思ふんです。

○大古政府参考人 久間大臣もそういうお立場に立っているから今の話かもしれないけれども、自民党総務会長時代に、アメリカの領土に日本の税金で米軍住宅を、まあ、これは米軍住宅じゃ今度はないなりましたけれども、真水部分は例えば隊舎とか学校等生活関連施設なんかになりましたけれども、米軍住宅を建設して、米国の国有財産にする

先日、防衛省の方から説明資料をいただきました。何でグアムの費用を日本が負担するんだというような問題について、こういうふうには、わざわざ線を引っ張って強調してあるんですね。「今回は海外に移転しますが、海兵隊の任務には依然として我が国の防衛が入っています。こう書いてあるんですよ。日米安保条約のもとで我が国に対する防衛義務を負っているのは在日米軍だけであって、例えば、今までグアムに在るような米軍が日本を防衛する義務がないという形で日米安保条約はできているのかなというふうに私はちょっと不思議に思ったんですけども、私の理解というのはおかしいんですか。

○久間国務大臣 いや、むしろその言い方の方がちよつと私は気になるわけで、説明資料の方ですね。

要するに、沖縄にある分を、こちらからお願いして向こうに移してもらうので、それに伴って必要な経費については我が国として応分の負担をせぬといかぬのじゃないかと。そのうちどういふような負担をするかというのは、する以上は相手と決めるわけですけども、相手は、来るためにいろいろなことはあるけれども、この分についてはそちらで持つてくれよ、おたくの方から移転ということと話があるんだからということで、そういうふうなやり取りで、真水の部分については決めたんだというふうに思いますので、向こうにあつて、日本の防衛のためにやっているんだから日本が負担せよという理屈ではないと思います、それは。

○平岡委員 まさに、私は久間大臣の感覚が正しいと思いますね。条約上の解釈としても正しいと思いますね。

そういうことを、こういうような防衛省が出した資料に基づけば、アメリカ軍は、別にこのアメリカ軍はどういう義務を負っているかというのは条約上は区別されていないわけでありまして、アメリカ軍が日米安保条約のもとで日本を防衛する義務があるのであれば、あらゆるものを日

本が負担しなければいけない、ある意味では根拠になつてしまふ、そんな非常に変な話になつてしまふですね。私は、ある意味では、国民に対して虚偽の説明をすることにもなりかねない話なので、ちよつとこれは、説明の仕方としては十分に注意をしてほしいと言っているのだけれども、おかしいんじゃないかということ、抗議を申し上げたいと思います。

時間がないので、いいです。いやいや、説明はもう要らない。本場に時間がないので、ごめんなさい。

今回の米軍再編についていえば、抑止力の維持ということと地元負担の軽減ということ、先ほど抑止力の維持についてはいろいろ議論がありましたけれども、地元負担の軽減ということ、考えてみると、この地元負担の軽減というのは、既存の基地があるところについて、今非常に負担が大きいからそれを軽減していきましようということですよ。違ふんですか。

○久間国務大臣 それは、そういうことであります。

○平岡委員 しかしながら、そういう考え方に基づいてやっても、今度、例えば名護市の話であるとかあるいは岩国市の話であるとか、政府の説明によれば、国全体としては負担は軽減されたけれども、地域によっては負担が大きくなつてしまつたところがある、こういうような話ですね。その負担が大きくなつてしまつたと思はれるところに對して、何らかの措置を講じていこうというのが今回の特別措置法案であるというふうな理解でいいのでしょうか。

○久間国務大臣 負担が大きくなつたから何らかの措置を講ずるんじゃないで、負担が大きくなるにもかかわらず米軍再編に協力していただく、そういうような市町村に対しては何らかの負担をやはり国としてすべきではないか、そういう考え方であります。

○平岡委員 今のあれは、私は物すごく気になるんです。では、協力をしないということならば、

こういうものについては何も支援もしないけれども、協力しないということなら、わかりました、ではあらためて別のところを考えます、こういう理解でいいですか。

○久間国務大臣 別のところを考えるかどうかは別として、米軍の再編を円滑に行うために、今度のこの法律で国としては応分の負担をしようというふうなことを決めていくわけでありまして、

○平岡委員 それでは、それをどういうところに対してやるんですか。どういうところに対してそういう支援をするんですか。

○久間国務大臣 米軍の再編を、国全体の立場として、うちの方は負担がふえるけれどもやむを得ない、しかしながら、うちとしても、こういうような事業を行うことによってそういう痛みを幾らかでも和らげよう、そういうふうなことを考える市町村があるならば、そういう市町村に対して負担をしていこうということでありまして。

○平岡委員 私は、負担がふえるところに対して、ふえるということに見合つた支援をしていく、援助をしていく、補てんをしていく、そういう考え方がやはり基本だと思いますね。

だから、受けるのなら出すけれども、受けないなら出さないとかという話になつたら、では、受けなければ来ないんだな、要するに、米軍再編に伴う負担の増加というのはそもそも来ないんだなということ、私はそれでもまだぐちゃぐちゃになつてしまふような気がするんです。この話は、後でもつと個別に議論をしていきたいというふうに思いますので、とりあえずおいておいて。

それで、地域の、地元負担の軽減の中で、軽減という考え方のもとで米軍再編が行われているわけですけども、地域的には負担が増加しているところもある、それに対しては何らかの措置を講じていく、大まかに言えばそんな仕組みの中で、負担の軽減というものとしてはどんなものかを考えておられるんでしょうか。

○久間国務大臣 いろいろなことがあろうかと思ひますけれども、一番はつきりするの、やはり

騒音あたりが一番はつきりするんじゃないでしょうか。それ以外でも、個別には、議論するいろいろな問題があるかと思ひます。

○平岡委員 いや、私が言ったのは、負担というのはどういふものかを考えるかじゃなくて、負担の増加、影響の増加に対して、それを救済していくというか、補てんしていくというか、何らかの措置を講じていくという、その措置としてはどういふものが考えられるんでしょうか。今回の特別措置法案の書いてあることも多分そうだろうと思ひますけれども、今回の特別措置法案に書いてあることとおかしいんじゃないでしょうか、それとも、それ以外のものが何かあるんでしょうかというところについて、トータルに政府としてはどんなことを考えているのか。その話として、この法案以外に何か考えていることはあるんですか。

○久間国務大臣 これはあくまで円滑に行うために、市町村がいろいろ計画を立てる場合の、それを対象にするということとでございまして、この法案以外のものについては、少なくとも、我々の念頭には今のところないわけでありまして。

○北原政府参考人 大臣の御答弁に補足をさせていただきます。

本法案については、大臣が御答弁申し上げたとおりでございます。それから、これまで、この国会で御理解をいただいて成立しております、いわゆる防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律などが既に施行されております。

したがしまして、私どももいたしましては、防衛施設の設置、運用で生じます障害の防止、軽減などを図るために、障害防止工事の助成ですとか、住宅防音工事の助成、あるいは民生安定施設の助成などをその法律に基づいて実施してきているところでございますので、我々もいたしましては、この法律に基づき、適切に対応していくことになると思っております。

○平岡委員 ちよつと地元的な話になつて恐縮で

はありますけれども、地域的にいうと、例えば岩国なんかでいけば民間空港としても使いたいという要望があつて、これが認められるか認められないかというのは、例えば受け入れなければ認められないのじゃないかと。つまり、これは地元負担の増加に対する見返り措置である、そういうふうな主張している人たちもいるわけでありますけれども、例えば岩国基地の民間空港共用というのは決してそういう、影響が増加することに伴う見返り措置として考えているものではないというふうな理解していいんですか。

○久間国務大臣　これは見返り措置じゃないわけであります。しかしながら、国として、これを認めてもらえば、民間空港として使うかどうかというのは、一つにはやはり民間会社、航空会社等が積極的に乗り入れをするかどうかもございますから、そういうときに地元の市と一緒になってそれをバックアップする、そういうことはございますけれども、これは、法的効果じゃなくてまた別のサイドからの配慮になるんじゃないかなと思っております。

○平岡委員 別の配慮というのがどういうものなのかというのはいささかわかりにくいところもありますけれども、そこはちよつときようは、余談的な話なのでとりあえずおいておいて、時間がないうので法案の中身について入っていきたいというふうに思います。

この法案について、私は、大きな問題の一つというのは、この法律によつて政府に与えられる権限というのが余りにも白紙委任的になっている、政府のさじかげんで幾らでも意地悪もできれば頭をなでることもできる、こういうことになつてしまつてゐるというふうに思います。

例えば、この法律の中には政令委任規定が物すごくあります。政令委任規定については、我々の党の部門会議でも、政令委任の中身がどんなものになるのか、法案審議が始まるまでにちゃんと出してくれ、そうしないとこんな白紙委任的な法案では審議できないというふうに申し上げてきたわ

けであります。いまだに提出されていないということ、大臣、この点についてちゃんと、法案審議を今やっている最中でありますけれども、すぐ議を出して、この法案審議のために使えるようにしていただきたいと思えますけれども、どうですか。

○久間國務大臣 この法律は、原子力発電なんかの場合の、電源立地のときの法律を大体参考にしたながらつくっております、あの法律でも我々のこの法律と同じように政令委任になっておりまして、だから、そういう点では、白紙委任と言いますけれども、ある程度のいろいろな基準というのは示しておりますが、そういうことで、従来の法律とそんなに変わるわけではございません。特別にこれが白紙委任のための法律だというふうに言われますと、いや、従来もそういう形で、参考にした法律もそうなっておりますということを申し上げる次第であります。

○平岡委員　私の質問に答えていないので、私は、政令委任がどういう中身になっているのかと、そういうのを出してくれと言っているんですよ。それは出せないんですか。政令委任をしている中で、そういうことが政令に書かれるのかということに至急出してくれ、法案審議のために出してくれと言っているんですよ。その質問に対しては答えていない。

ちなみに言うと、原子力発電なんかの電源立地のときの政令委任というのは、例えばその原子力発電を受け入れるか受け入れないかというのは、ある意味ではその地域が判断できる仕組みになっているんですよ。判断できるから、地方自治体はお互いの交渉の中で、受け入れましょう、受け入れないことにしましょうとやるから、ある程度、政府は白紙委任されていると言われているかもしれないけれども、交渉の過程の中ではそれぞれ意見が反映される。

今回ののは違うんでしょう。もう政府が閣議決定した以上は絶対にやるんだ、絶対にやるという中で白紙委任されてしまう、これはおかしいでしょ。

う。受け入れるか受け入れないかの自由があるなら、白紙委任されていても交渉の過程の中である程度はコントロールがきくけれども、これはもう交渉の余地なんかないんだというのが政府の姿勢じゃないですか。私は、そういう中で白紙委任的になっているのはおかしいというふうに言っているんですよ。だから、大臣の理解はちよつと間違っている。これは原子力発電なんかの電源立地地帯の話とは全く違うんだということをまず認識してほしいと思います。

それにとにかくとして、大臣に私が聞いたのは、政令委任されている事項について、政令の中身がどういうものになるのか、これを国会の審議のために、審議をする前の、審議の前提としてちゃんと出してほしいということを言っているんです。この質問に対して答えてください。

○大古政府参考人 政令につきましては、法案の成立後三カ月を超えない範囲で政令で定める日から施行しますので、その施行に合わせて具体的に政令をつくっていききたいと思っております。

ただ、御審議の過程なるべく、どういうふうな考えで政令をつくるかということは説明していきたいと思えますし、先生御要望の、政令で委任しているところについてどういう考えで政令をつくっていくかということについては、可能な範囲で御提出したいと思っております。

○平岡委員 可能な範囲で提出されるものがどんな中身なのかというのは、ちょっと見てみなければ、我々としてそれでこの法案の審議に十分なものであるかどうかというのはわかりません。

確かに、言われるように、法律ができ上がってからはでないとできない部分も技術的にはあるだろうと思うんです。しかし、基本的な部分は今なければ、本当に先ほど言った、政府に白紙委任する、という話になってしまいうわけですから、そこは、基本的な考え方はしっかりと示していただきたいです。まずその資料を出していただいた上で議論をさせていただきますというふうに思います。

そこで、ちよつと法案の中身に入つたときに、これは非常にたくさんさんの概念が出てきて、今いろいろ抽象的に説明をしてあるんですね。例えば、私がこの法案の中での再編関連特定防衛施設として指定される可能性のあり得るものを示してほしいというのを質問主意書で出しましたんですよ。そうしたら、返ってきた答えがありますけれども、返ってきた答えというのは、何か条文をそのままひっくり返して、こういうものが再編関連特定防衛施設であるという定義規定をそのまま質問主意書の回答でよこしてきて、こんなのは本当に私から見たら失礼千万ですよ。

私が聞きたいのは、こういう定義規定に基づいてつくられた再編関連特定防衛施設というものとして指定される可能性のある具体的なものを示してくれと言っているんです。どういうものが、どういうところが指定されますか。答えてください。

○大古政府参考人 お答えいたします。

実際の再編閥連特定防衛施設の指定につきましてし
ては、法案成立後、防衛大臣が関係機関の長との
協議を経て指定することになりますので、現段階
で確定的にはお答えできないということはまず御
理解いただきたいと思います。

ただ、例えば指定の要件として……(平岡委員「指定の要件は要らない」と呼ぶ)指定の要件もございますので、例えば、普天間飛行場代替施設が建設されることとなるキャンブ・シユワブとか、原子力空母への交代が行われる横須賀海軍施設などはこのような、住民生活に及ぼす影響の増加が大きい、こういうふうには認識しているところでございます。

○平岡委員 シュワブの話はされましたけれども、私、ほかにもいろいろあるんだらうと思うんですね。

だってこれは、再編関連特定防衛施設というのは何なのかと書いてあるのは、「駐留軍等の再編」として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置さ

れること。こんなものはもう既に決まっているわけですね。〔駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。〕これも決まっているわけですね、中身は。それで、最後に加わっているのが、そういう事由によって、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるもの。こんなものは、影響の増加が出てくる可能性があるところとなるところといったら、そんなのわかるじゃないですか。わからないで今やっているんですか。

そういう意味では、これの定義規定に基づいて、こういうところが可能性がある、指定されるかどうかというのは、最後、この法律に基づいて指定するわけですから、その指定するときにちゃんと決めてもらえばいいんですけれども、指定される可能性としてはこんなものがあるんだということがどうして今示せないんですか。

○大古政府参考人 この特定防衛施設につきましては、まさに今回の法案でお願いしていますように、法律上の手続を経て決めるものになってございます。そのものについて、ここが候補地とかそういうことは、現段階でお答えするのは困難であるということでもまだ御理解いただきたいんですけれども……〔平岡委員〕いやいや、これは理解できない。ちよつと大臣、大臣と呼ぶ。

○久間国務大臣 先ほど例として挙げました岩国の飛行場とか、あるいはキャンプ・シユワブの今度移設されますいろいろなもの、これは割とわかりやすいんですけれども、それ以外にも、いろいろ付随して、ほかの地区で米軍再編に関連して移っていくものがやはりあるんじゃないかというようなことから、こういうような形でそれを政令で必要に応じて定めていこうというようにございまして、大きく言ったら、今みたいな例として、イメージとしてはそれを考えていただいで結構だと思えますけれども。

○平岡委員 大臣、ちよつと申しわけないんですけれども、本当に、これは物すごく隠しているんじゃないかというふうな疑いを持たれるんですよ、今のような答弁をされると。

私は、これは客観的に、大分決まっているものが既にあって、例えばこういうもの、だけれども、最後に指定するという行為がありますから、指定されるまでは決まったものだと私も思いません。だけれども、大体これぐらいの範囲の中で考えられていくんだ、場合によってはそれ以外のものが入ってくる可能性もあるという前提ではあったとしても、今、大体考えられるものとしてこんなものがあり得るんですよということがどうして示せないのか。そんなに難しい話じゃないんだと思いますよ。何か隠したいことがあるんですか。

○久間国務大臣 別に隠すわけじゃございませんけれども、先生にいつかもお答えしましたが、例えばNLPをどこでやるかなんというの、二〇〇九年の七月に候補地を出すことになっておりまして、こういうものは関連施設になってくるわけでありまして、そういうものについては、その時点にならないと決まらないという点もございいます。

そのほかにも、いろいろ、やはり今の段階ではなかなか言えないようなことだとして、まだ候補地として決まっていらないようなこともあるかもしれないので、そういう点では、なかなか網羅できないというのが、そういう御理解したいと思えます。

○平岡委員 何も私は、全部網羅してくれ、一つも漏れちゃいけませんとか、これから一つもあえてはいけませんとか、そんなことを言っているんじゃないんですかね。今現時点で考えられる、この法律の対象となる可能性のある、いろいろなこと、再編関連特定防衛施設であるとか、あるいは再編関連特定周辺市町村であるとか、あるいは再編関連振興特別地域であるとか、こういうところとしての可能性がある、こんなところが今可能性としては現時点では考えられますよというものをどうして出せないのかということを書いてい

るんです。出せるんじゃないですか。

○久間国務大臣 だから、最後の方で、そういうふうに、今度の再編に伴う防衛関連施設であつて、住民の負担の増につながるものということので、かなりの部分が読めていけるわけでありまして、そこでやはり指定すればいいわけでしょうから、だから、決まった段階で指定していけばいいんじゃないかと思つて、かなりいろいろな読み方が、住民に迷惑かけるなというふうな、そういうものについては指定できることになっておりますので、そこでもかなりのことをカバーできるようにしてやる、そういうふうな理解していただいた方がいいと思います。

○平岡委員 ここで押し問答していても仕方がないので、私、これは出せるはずですから、出していただくことを要請したいと思えます。委員会として出してもうように要請すること、委員長、よろしいでしょうか。

○寺田(穂)委員長代理 理事会にて協議いたします。

○平岡委員 本場に今までの審議を通じて思うんですけれども、何か隠そう隠そうと。つまり、政令の話でも、すべて、政府は勝手に物事がこれからできるようにしよう、国会のコントロールが及ばないように自分たちだけでやろうというふうな、そういう姿勢が感じられて、私はすごく嫌な感じがしますね。その嫌な感じがする一つの典型的なのが、再編交付金です。再編交付金。再編交付金については第六条に規定されておりますけれども、この再編交付金については、大体、総額どのぐらいのものをどういうところに出していくというふうな考えておられるのか、この点をまずお聞かせいただきたいと思えます。

○大古政府参考人 その点についても、法案成立後、関連の政令等をつくる段階で検討しますし、省内にも省令等で基準はつくりたいと思つていますが、そういう中で、全体として幾らぐら

いになるかとかということになりますならば、ちよつと現時点でお答えはできないということを御理解賜りたいと思えます。

○平岡委員 今の答弁、ちよつとひどいじゃないですか、政令をつくる段階で決めていきなさいと。政令をつくる段階で全額どのぐらいかというものがわかるけれども、今はわかりませんということですか。何かちよつとひどい答弁だぞ、それは今。

○大古政府参考人 恐縮でございますが、政令をつくる段階で、省令等でも、このぐらいの負担があればこの程度の金額だというふうな基準をつくつていきたいということでございます。

○平岡委員 なぜ今できないんですか。政令をつくる段階ではできて、なぜ今そういう基準というものをある程度示せないんですか。

○大古政府参考人 基本的には、法的根拠があつて基準を我々につくり出すので、一定の勉強はしておりますけれども、現段階で責任持つてその点についてはお示しできないということでございます。

○平岡委員 大臣、これは大臣が答えてください。この法律は公布されたらどれぐらい後に施行されるんですか、大臣、答えてください。

○久間国務大臣 三カ月以内に政令で定める日から施行することになっております。

○平岡委員 三カ月以内に施行するといふときには、政令はできているんですかね。三カ月たてばできる話が、今この法案の重要な法案審議をするときに示せないというのはおかしいじゃないですか。そんな法案審議というのはやはり国会軽視ですよ。どうですか。

こんな話は局長に答えてもらつた話じゃない。国会軽視をしているという、これは省全体の問題ですよ、政府全体の問題ですよ。大臣、どうですか。

○久間国務大臣 この法律が通つて、どの市町村がその対象になるのか、その市町村がどういう事業を行おうとしているのか、そういうことをやはり調べていかなきゃなりませんから。

それで、上がってきたのをその都度政令で加えるという手もあるかと思いますが、その時点ではつきりしていればそれですけれども、それ以外の市町村からも、恐らく市町村からすぐには出てこないんじゃないかと私は思うんです。だから、法律が施行されても、その後、やはり市町村からいろいろな事業が上がってくる、あるいはまた、それを受けて県を通じてまた事業として上がってくる、そういう中からいろいろ指定していくことになるかと思いますが、法律の施行後直ちに、市町村名を初めとして、すぐ事業名まで出てくるということではございませんので、金額については、そう簡単には決まっていかなければならないかと思っております。

〔寺田(稔)委員長代理退席、委員長着席〕

○平岡委員 大臣、金額が決まるとかという話をさしましたけれども、ちょっと話がかみ合っていないと思うんですね。それは、ことしの、来年度予算の五十一億についてどこにどうやるかという話は確かにそうなんです。私が聞いているのは、総額どのぐらいの再編交付金というものを考え、どういうところに交付するといふふうに考えておられるのか、そのことを聞いているんです。もうちょっと議論がかみ合うように答弁していただかないと、時間がもったいないじゃないですか、本当に。

○久間国務大臣 本当にわからない点が多いものですから、それでかみ合わないわけでありまして、総額が幾らになるかというのは、その市町村なりなんなりがどういう事業を考えるか、そういうこととの絡みもありまして、これから先総額が幾らになるかというのは、本当に今の時点ではわからないわけでありまして、正直に、わからないものですからそういう答えをしているわけであります。

○平岡委員 交付先もわからない、どれだけの金額になるかわからない、そういうことで、とにかくこの法律を通してこれというふうな姿勢というの、ちょっと我々は国会としてなかなか承服

できない気がしますね。ちょっとまた、これは時間がかかってしまうのであれですけれども。

そこで、この法案第六条のところには、再編交付金について言えば、進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ交付されるんだというような規定があって、その進捗状況の一つに、防衛省からの説明によると、再編、つまり政府案を受け入れた場合が第一段階であるといふふうに説明をされているようにすけれども、それは、政令でそういうことを書くといふことがもう決まっているといふことですか、どうなんですか。

○大古政府参考人 現時点で政令で書くことが決まっているといふことではございませんけれども、この交付金の執行に当たって、やはり地元からの受け入れがない段階で交付金を交付することは困難であるといふことで考えておまして、そういう意味では、進捗状況に応じて交付するといふ意味で、第一段階としては、地元の市町村長さんなどの受け入れ表明があるといふことを要件と考えたいと思っております。

○平岡委員 多分それも、六条の「政令で定めるところにより」といふ、政令で定められるのだと思ひますけれども、先ほど、提出していただく政令の内容の事項について、ちゃんとそれを説明した資料を出してください。

それを前提に、では、地元市町村の受け入れ表明、具体的には何を指すんですか。

例えば、私個人でいえば、岩国の厚木からの空母艦載機については、受け入れはあくまでも反対です。しかし、我が国は法治国家でありますから、私が反対だからといって、非合法な手段によつてこれを防止するといふことは、私は多分できないだろうと思つています。そういう意味では、反対のための姿勢は貫くけれども、あくまでもそれは合法的な範囲内でしかありません。

これは、受け入れの表明になるんですか、ならないんですか。

○久間国務大臣 これは、首長さんが受け入れの表明をしてもらうのが一番手取り早い話でござ

います。しかし、そういうような表明をされない場合であっても、その市議会がいろいろな決議をするとか、あるいはまた一定の請願を採択するとか、そしてまた、事実上いろいろなそういうものを受け入れたと思われるような動きがあるとか、いろいろなことがあつて、我々としては、それをもつて、その市町村はこの法律の趣旨に従つて米軍再編の円滑な運営に資する方向で動いているといふことが確認されれば、私はそれでもいいような、そういう感じがいたしております。

○平岡委員 だから、それこそ本当に、政府のさじかげんで物事が決まってくるといふふうに私は言っているんです。

私は、もつとちゃんとした、客観的な基準に基づいて客観的に判断していくといふ、その姿勢をこの法律の中でちゃんとしていかなければ、本当に政府は、あるときはあめを振りかざし、あるときはむちを振りかざし、いろいろなことを、地方公共団体に対して意地悪をやってくる。今回の岩国市の市役所新庁舎の建てかえに関する補助金の取り扱いなんかは、まさにその典型的な例ですね。

そんなことをしていたら、本当は、今まで私は岩国に住んでいて、基地に対する感情というのはそれは個人的にはいろいろありますけれども、それは物すごく私は協力的な地域だったと思ひますよ、そういう地域を台なしにしてしまふ、そういう問題があるんですよ、これは。現に私は、毎週帰つたときに、毎週この問題で皆さんから、本当にこれはどうなつていようかといふふうに言われているんです。

そういう事情を、大臣、しっかりと認識していただいて、政令をつくるときに、どういうものをつくるのかといふことをしっかりと私は監視していくかなければいけない。そのために、政令をしつかりと前もって審議の前提として出していただくといふことを重ねてお願いしたいと思います。大臣、よろしいですね。

○久間国務大臣 政令をつくるときには、今言

ましたように、この法律の目的達成といひますか、米軍再編が円滑に行われるために非常に資することになつていようか、その辺については十分配慮していこうと思ひますから、形式的なことだけにとらわれないようなそういう表現の仕方があるかどうか、それについてもよく考えていきたいと思つております。

○平岡委員 だから、政令をつくるときには、当然の当たり前の話なんですけれども、国会で審議するに当たつて、どういう仕組みになるのかといふことを国会議員がちゃんと、国会が判断できるものになつていなければ、これをつくつて、後で政府の方が勝手に何か地方公共団体いじめをするような仕組みがでか上がつたら、我々はもう顔向けできないです。

だから、法案審議の前提として、例えば第六条の政令というのがどういふ中身のものなのか、このことをちゃんと示していただく、このことを大臣に重ねて要請したい、重ねて約束していただきたいといふことで今聞いているんです。いいですね。

○久間国務大臣 予定政令の表現の仕方については、我々としても十分審議にこたえていこうと思つております。

○平岡委員 そういう前提として物事を考えたときに、何かこれは、報道では防衛省の首脳と書いてありましたけれども、ある人に聞いたところ守屋事務次官だそうだけれども、来年度予算に関連して、来年度は岩国市とか名護市には再編交付金は出さないといふことを早くも何か自分で決められて、何の権限があつて彼がそんなことを言うのか私は知りませんけれども、こういうことを報じられていいますけれども、それは事実ですか。

○久間国務大臣 私はそういうことは聞いておりませんし、まだ今の段階で、政令も決まっていな段階で、どの市が該当するとかしないとか、そんなことを言えるわけじゃないわけでありまして、それはもう、法令上もそういうことはあり得ません。

北朝鮮のミサイルあるいは核兵器、そういったものがあるからMDをやっているわけですね。そういうものがなければ恐らくMDという話になつてこない。それは、やはり北朝鮮のミサイル、核の開発、大量破壊兵器の開発という現実的な脅威があるから、それに対して対応しなきゃいけないということで、MDを日本の防衛力整備としてやっているわけですね。それについては我々も賛成をしている。北朝鮮の脅威ということでMDをやっている。

では、ほかの防衛力整備の中で、どういった国のどういう危機を想定して考えるんですか。例えば、昔の中期防であれば、大規模侵略、着上陸侵攻を阻止するという考え方の中で、昔の防衛大綱も含めて、累次の中期防でそういう考え方があったわけでありまして、現中期防ではこう書いてありますね、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されている。つまりは、本格的な侵略事態というのは、昔から比べると可能性は低下している、だから防衛力整備を変更するんだ、考え方を考えるんだということが書いてある。

そうすると、今の危機というのはどういうものかということをもう少し具体的に示していただけますか、何が危機で、それに対して備えるのかということ。

○久間国務大臣 前原委員と私とは考え方がちよつと違うのかもしれない。

例えば、ミサイル防衛についても、今でこそ盛んに言われるようになりましたが、北朝鮮の問題が出てまいりましたから。私は、十年前、防衛庁長官のときに、ミサイル防衛についての共同研究をしようじゃないかということで、アメリカから申し入れがありました。そのときは、ステップ・バイ・ステップでいきたいと思います。今はまだガイドラインを決めることが先で、それに基づく新指針を決めていく方が先ですから、そして周辺事態の問題もありますからということで話をしました。

た。

そのときから私の念頭にありましたのは、ミサイルを国が撃つというふうなところになった場合は、その国だって、生きるか死ぬかの、日本の場合だったらアメリカが後ろにあるわけですから、そういうことがあるけれども、テロリストに渡つたときには、非常にこれが抑止できないんじゃないか。それで、テロリストがそれを使う場合に対して全く無防備というのはおかしいから、ミサイル防衛システムについては、可能であるならば研究して、開発して、配備したい、そういう思いがあつて、あのとき取り組んだわけでありまして。

そして、それがずつと研究段階から発展してきて、今日、曲がりなりにも精度もかなり高くなつたということで配備されることになりましたが、北朝鮮の問題がそれと並行するような格好でぐつとクローズアップされてきたわけです。だから、そういう意味で、特定の国ということよりも、やはりそういう、日本に万一何かあつたときにどう備えるかということは絶えず念頭に置いておかなきゃならない。

そういう点では、昔の基盤的防衛力といいますが、そういうような考え方がやはり根っこにあつて、我が国の場合は、今、確かに、着上陸作戦をしてくるような、そういうことはないかもしれないが、やはりシーレーンを通つてつづつという船舶が中東からこつちまで来ますと、これから先の我が国は、どういうような事態に、何を考えなきゃならないか。そういう事態が発生したときに、そのとき慌てて艦船を整備しようと思つても一朝一夕にはできないわけですから、やはり計画的に、現在の防衛計画の大綱に沿つて整備しておくというのは必要でございます。そういう点で、何か具体的な危機を念頭に絶えず置きながら対処しようとするよりも、むしろ、その国としての規模からいって最低これぐらいの基盤的な防衛力は整備しておく必要がある、そういう考え方で対処しようと思つていますので、若干その辺は違うのかもしれない。

○前原委員 いや、違うんじゃないですか、それは、お立場からその答えをつくらないと失言をしてしまつと。いや、はつきり言つてさうですよ。

十年前からそういうミサイル防衛の話があつた。もつと前であれば、一九八〇年代から、米ソ冷戦のときにアメリカはSDI構想をやつてきて、いわゆる大陸間弾道弾をどう撃ち落とすかという構想をやつてきて、その流れでこれは来ているわけですから、言つてみれば、それほど、このミサイル防衛というのは昔からある話、今からいうともう三十年近く前から始まっている話。私が大学時代にSDI構想というのが上げられて、そして、そんなものを実現するのかなというふうに思つていた。

しかし、巨額の費用を投じ、そしてまた現実にはミサイルの発展もしていく中で、そういう防衛力整備、ミサイル防衛というものが現実には配備されるようになってきた。昔は技術的に確立しないとも言われていた、しかしながら、それが今ステップ・バイ・ステップで技術的にも確立するようになってきた。

考え方が違うんじゃないんです。例えば、これはおわかりいただけたと思いますが、十年前もそう考へていたのは、それはそれとしてそれはついておられないと思いますけれども、予算という制約がある中で、では何を重点的に防衛費で配分をしていくかということについて考えれば、ミサイル防衛がこれほど整備を着実に進められてきた大きな背景というのは、やはり北朝鮮ですよ。

北朝鮮が、ミサイルを配備し、ノドンミサイル、そしてテポドンというものを開発していつて、ノドンミサイルは日本の国土をすべて射程に置いている、二百発以上あると言われていますね。そういうことを国民も知っているから、このミサイル防衛に対してお金を使うことについては、それはいいんじゃないかという話になつてくる。これは、もし北朝鮮がそういうものを持つていなかったとすれば、それは、もともとロシアは旧ソ連からありますよ、中国もある。中国だって

日本を射程にしている東風初めミサイルは持つて

いる。だけれども、日本政府あるいは旧防衛庁、今の防衛省が、ここまでミサイル防衛というものについて着実に予算をとりながら、ほかのものは始末してでも予算をつけてきたというのは、やはり北朝鮮のミサイルの開発そして配備というのがあつたからこういうものがなされてきたと私は思いますよ。

したがって、基盤的防衛力整備とおっしゃつたけれども、基盤的防衛力も、可変的なものあるいは状況依存、つまりパラメーターが入るんですよ、常に。ミサイル防衛で申し上げれば、北朝鮮というパラメーターが入る。そして、将来的に考えれば、やはり周辺国の防衛力増強度合いというのも基盤的防衛力整備の中のパラメーターに入れないかきやいけな。つまりは、絶対的な、普遍的な基盤的防衛力整備というのはない。

やはりそこは相対的なものとして基盤的防衛力整備もやつていかなきゃいけないということに、では、その相対的なものとして、私は北朝鮮の話をしていただけたけれども、今はなくても将来あるかもしれないということになれば、大臣のお考えで、基盤的防衛力整備だつたらどういふものがあり得べき危機なのか、中期防で書いてあるのは、着上陸侵攻の可能性は減つてきている、では、どういうものに対する脅威に対応するための防衛力整備をしていくのかということとは、ちゃんと防衛大臣として説明されないとはいけません。

○久間国務大臣 いろいろな緊張状態を余りあおるものもいかにと思ひますけれども、海なら海を想定していきまふと、これから先、各国が海軍力の増強等をやつてまいります場合に、思わぬ衝突だつてないわけじゃないから、そういうときにちゃんと対応できるかどうかということを考えながらこちらとしても整備しなきゃいけないというのは、それはわかります。しかし、余りそれを強調しますと、何か知らぬ、いろいろなところ

で、島をめぐるてあるいはまた地下資源をめづつていかにも衝突が発生するかのような印象を与えるということは、国民に違つたシグナルを送るわけでありませう。

今、我が国は、北朝鮮とはちよつと国交がありませんけれども、ほかの各国とは、防衛交流を通じて、あるいはまたいろいろな機会に、もう少しオープンにして、手のうちを明かして、どうですか、お互いが猜疑心を持つというのが一番よくないことですよというように語りがけながらやっておりますので、特定の国を意識して防衛力の整備を進めているというような状況にはないということを強調したいわけでありませう。

○前原委員 おっしゃっていることもわかりませう。つまりは、日本は、人口減少社会に入つて、莫大な借金を抱えていて、そして少子高齢化が進んでいる。皆さん方からお預かりした税金をどのように使っていくのかということの中で、先ほど御答弁もありましたけれども、防衛力整備にそれほど、シーファー大使はもつと防衛費を上げろということをおっしゃいましたけれども、私も、今の日本の置かれてある状況を考えれば、できるだけ各国との信頼醸成をする中で平和的な環境をつくり上げて、借金もあるし、そしてまた人口構成も考えれば、もう少し社会保障あるいは教育、そういったものにお金を使つていかなければいけないし、防衛力というもののみにお金を使つていくということについては極めて問題があると思ひます。

したがって、向こうがこれだけ防衛力を整備したんだからこちらもやらなきゃいけない、そういう単純な思考ではないかと思ひながら、ただ、それプラス、しかしその周辺国、明確におっしゃらなくて結構ですよ、島とか地下資源とおっしゃったので大体わかりますけれども、先ほど私が申し上げた中国一つとつてみても、十九年間連続ですかね、十八年かな、一〇％以上の防衛費の伸びを行つていて、しかも領土に対する考え方が違うわけですよ。我々は、尖閣は固有の領土だと

思っているけれども、向こうは向こうで自分の領土だと思つてゐる。実効支配は我々がしている。それによつてまた、排他的経済水域とか大陸棚の問題も考え方が違つてきているわけですね。

そうすると、向こうは衝突じゃない、具体的に申し上げますと、中国は衝突じゃないと思つていても、こちらが手を抜いて力の空白になるようなものをつくつていけば、そうしたら、尖閣を占領したつて向こうは反撃してくる力はないなど。あるいは、排他的経済水域、今は中間線の中国側で何とかぎりぎり、地下ではつながつてゐるものを吸い上げてゐるかもしれないけれども、まだ自制心を保つて中国は排他的経済水域の中間線の中国側でいゆる開発を行つてゐる、生産を行つてゐる、しかしそれが、我々が力の空白、真空とも言えなくても真空状態に近いようなことになつてくれば、つまり、向こうの軍事力増強にある程度合わせた軍事力増強、後でお話しする米軍との協力も含めてであります、そういう努力をしてこなければ、間違つたシグナルを送る、あるいは向こうが間違つたふうには解釈する。そして、これは、いわゆる力で、いわゆる主権、実効支配というものをやることも可能であるということになり得ると私は思ふんですね。

その意味で、違つた観点から質問しますが、今の日本の主権というものは少なくともしつかりと守るというものが、一つの、絶対的なものでは申し上げませんが、基盤的防衛力整備の考え方であるべきだと私は思ひますけれども、その点についてはいかがですか。

○久間国務大臣 それは全くおっしゃるとおりでありまして、それと、今の状況でそういうことがないということに、そういう状況下ではないというふうには判断しても、国内の政治情勢の中でそういうふうなわけ口を、対外的にいろいろな敵をつくることによつて国内をまとめるということとは、過去の歴史においてはたくさんあつたわけでありませうから、そうなつたときに、こちらが、空白じゃないにしても脆弱だと見られると、それが利

用されることがあるわけでありませうから、そういうことのないように、必要なものはこちらもちやんと備えておかなければならない、それはもうおっしゃるとおりだと思ひます。

それをどの程度するかは、そのときそのときの政治情勢、経済情勢、いろいろなことで決まるかもしれませんが、私も、私どもは、そういう点では、これから先も引き続き、我が国の防衛力の整備については最大の関心を持つてきちつとしていかなきゃならない、そういう姿勢は持つてゐるところであります。

○前原委員 少し今の議論を詰めて、具体的に話をしたいと思ひます。

では、今大臣が御答弁されたように、我が国の主権、領土、領海、領空、排他的経済水域、そういうものはしつかり守つていくんだ、こういう御答弁、それでよろしいんですね。そういう前提で考へて、しかし、考へ方の違つた隣国がある。もちろんうまくつき合つて、良好な関係を、外交も含めてやっていかなきゃいけない、あるいは防衛交流も含めてやっていかなきゃいけない、それはもう全くおっしゃるとおり。

ただ、そういう、こちらは脆弱であるとか、真空中までいかなくても力の空白というものがあつたように見せるということとは非常によろしくない。しかし、向こうは大幅な海軍力、空軍力の増強をやつてゐるということの中で、こちらもやはりしつかりと、それに対応したある程度の、日本独自の努力と、そしてアメリカとの協力関係、そういうものをしつかりつくつていかなければいけないと思ひます。

まず、制空権ということについて考へたときに、F4の後継機の議論をこの中期防の中でやらなきゃいけないですね。具体的には、これは平成十九年度中ということの機種選定であつたような話だつたと思ひますが、恐らく来年にずれ込むんですかね、機種選定は。今どういうふうなそれは、F4の後継機については、現中期防で決めて予算化しないと間に合ふなすけられ

も、そのぎりぎりのタイムリミットはどう考へておられますか。

○久間国務大臣 その辺の、時間との関係についてはまた事務方から聞いてもらつていいですけれども、今アメリカとヨーロッパの方に調査団を出しているのも、やはり次期のそういう後継機を決めていかなきゃならない、そういう状況にあるというのをおっしゃるとおりでございまして、そういう方向で動いてゐるわけでありませう。

○前原委員 事務方で結構ですので、タイムリミット、つまりは、いつまでに機種選定をしなきゃいけないのかという、そのデッドラインを教えてください。

○大古政府参考人 F4EJの後継機でございませうので、その耐用年数の関係から、平成二十一年度に着手しなきゃ対応できないということになります。そういう意味では、予算的には、平成二十年の八月に概算要求をするとなれば、それまでには機種選定を決める必要があるということになると思つております。

○前原委員 ですから、来年の概算要求、来年というか平成二十年度ですね、平成二十年度の概算要求には間に合うように機種選定はしなきゃいけない、こういうことでもあります。

私は、これは戦闘機じゃありませんが、艦船について言えば、やはり日本はイージス艦を買つてよかつた。一隻は非常に高いし、メンテナンスマカかりますけれども、いろいろな将来を考へておいて、そういう能力の高いものを買つておく必要性というのはいくらあつたというふうには私は思ひますね。ですから、そういう意味では、このF4の後継機についてももちろん、今専門家の方々がいろいろな機種選定をされてゐるというふうなことを聞いておりますし、今この場で大臣の具体的な考へを聞くというのには、仮に腹に持つておられてもそれはなかなかおっしゃれることではないというふうには私は思ひますけれども、しかし、少なくとも、イメージとしては、先ほど申し上げたように、中国あるいはロシアというのが経

済成長を背景に軍事力を増強する。ロシアも、石油の価格が上がったことによって財政黒字である。

実は、この間、二月の二十六日に小松の基地に視察に行きまして、スクランブル発進がまたふえてきていると。冷戦時期から減って、そして中国向きがふえて、一定の、ある程度の推移をしているのが、またふえてきていると。どこの国だと聞いたら、ロシアなんですね。ですから、またロシアの活動が日本海近辺でかなり活発になってきている。そういうことを基地司令はおっしゃっていました。

そういう意味では、やはりいいものを、私は、第五世代、ステルス性のあるものを、そしてまた超音速、そういうものを持つておかないと、そういう周りの国々、別に事を構えるというわけじゃないですよ、何度も申し上げますけれども、事を構えるということではないけれども、こういうものは十年、二十年、また一遍買ったらこれは長く使うわけですね。そういうふうなことを考えたときには、やはりよりいいものを今のうち買っておくという発想が必要だと私は思います。大臣のお考えをお聞かせいただきたい。

○久間国務大臣 いいものを買えばそれにこしたことはないからいいんですけれども、いいものというのはまた値段的にも高いわけでありまして、これから先の我が国の環境がどうかというところも念頭に置かなければならないと思います。財政力の問題、財政再建の中で、今、ミサイル防衛その他も新たに加わってきて、大変厳しい状況にありますから、そういう状況の中で、いいものというのは高いものでございますだけに。

それと、もう一つ考えなきゃならないのは、防衛産業の場合は、その民間に及ぼす影響といえますが、民生部門に及ぼす影響も非常に大きいわけでありまして、そういう点では、ライセンス生産等が可能かどうか、そういうのも長い目で見たときには大変大きいわけがあります。

例えば、今、日本で、たしかアメリカの旅客機

の四六%ぐらいの部分を日本で生産しておりますね、民間機の。あれなんかも、やはり最初、いわゆるライセンス生産でやっていただいたというところから我が国が非常にそれが伸びていった、そういう経緯もございまして、そういうのも一方で、また、これは防衛産業じゃありませんけれども、防衛の立場じゃございせんけれども、国としては考えなきゃならない。いろいろな意味で、そういういろいろな要素を加味しながら、これから先のそういう機種選定等については絡まってくるんだということも御理解賜りたいと思います。

○前原委員 後で質問しようと思っていました。武器輸出三原則のことも絡んでくると私は思うんです。

今おっしゃったことは大事なことです。つまりは、国内の防衛産業基盤をどうある程度維持しておくか。つまりは、ライセンス生産等々を行って、まあそれは、理想は国産ということ、これはなかなか非現実的。今までライセンス国産というのをやってきて、我が国の防衛産業の基盤がある程度は維持してきたということでありまして、しかしながら、いいものについては価格が高いということ、それと、ライセンス国産にすればもつと一機当たりの単価が高くなる、こういうことが想定されるわけですよ。私が申し上げているのは、単に輸入するというのと、ライセンス国産でそれをつくるというものについて言えば、ライセンス国産の方が一機当たりの値段は物すごくはね上がってくる、こういうことになるわけですね。ですから、いいものを買う、でも大臣、そのライセンス国産も含めて、防衛産業基盤というのをしっかり持たなきゃいけないということをおっしゃいましたけれども、ただやはり、戦略環境の変化、あるいは将来、未知の日本の置かれる状況、そして、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、とにかく日本の主権は守るんだ、制空権あるいはゆる領域、制海権も含めて、そういうものはしっかり守っていくんだということ

であれば、当然ながら、いいものを買っておきたいと、向こうは第四世代から四・五、第五というのに求めるのはもう目に見えているわけですから、そういう意味では、やはりいいものを買わないと、そういった、先ほど守るとおっしゃった日本の主権が守れなくなるんじゃないですか。そこはやはり一つの大前提として押さえて機種選定は考えなきゃいけないんだと思いますが、いかがですか。

○久間国務大臣 それはもうおっしゃるとおりで、やはりいいものを持つておかないと、相手の性能よりもこちらが、同レベルならともかくとして、数段階落ちるんじゃないかと困るわけがあります。それと、先ほど、国産じゃない、外国のものを買った方が安い、ライセンス生産だったら高いと言われましたけれども、一つには、やはり、研究開発に物すごく金がかかっている、その段階に日本は参加していない、そのために、後で来た部分が高く買われるという点もあるわけで、これから先のそういった装備についてやはり研究開発段階で一枚かむということが、武器輸出三原則で今禁じられておりますけれども、果たして妥当なのかどうか。どっちも外国から買うわけですから、研究開発の段階で加わっても、日本がその買ったものを外国に売るわけじゃないんですから、私は、それはもう少し考える時期に来ているんじゃないかなという思いもいたしております。

いずれにせよ、これは今度のF4の後継機については間に合いませんけれども、これから先の姿勢としては、そういうこともこういう場いろいろな議論してもらいながら研究していくことが大事なことじゃないかなと思っております。

○前原委員 まさに、それは後で議論しようとしていたことです。

この武器輸出三原則、これは久間大臣の方が大先輩でいらつしやいますし、その経緯はよく御存じだということに思いますけれども、何で武器輸出三原則というのかというと、初めは、国連決議があった場合、対共産圏、それから紛争中の国、

この三つには武器を売っちゃいかぬというだけだったんですね。それがだんだんハードルが上がってきて、すべての武器が輸出だめという話になって、あぐくの果てには、海外で自衛隊が訓練するときにもこれは武器輸出に当たらんじやないかという議論が国会の中であつたという話で、本当に、どんな国会議論をしていたのかなというふうに私は思うわけがあります。

それはもちろん、武器輸出三原則はもつと厳密に、厳しくすべきだというお考えの方もおられるでしょう。ただ、この武器輸出三原則というものは、今おっしゃったように、もうこれはF4の後継機には間に合いません、今おっしゃったつて。この武器輸出三原則を見直しをして、そして制度設計を変えた上で入っていくかなきゃいけない。例えばF35、ジョイント・ストライク・ファイターなんかも、欧米で共同開発をやっていますけれども、ああいうものに入れてなかったというのは、私はやはり残念なことだと個人的に非常に思っております。

そういうことを考えると、先ほどの、いいものを持つべきだ、しかしコストの問題がある、そして国内の防衛産業の基盤をどう維持していくかという問題もあるということをお考えの場合には、行き過ぎた武器輸出三原則、つまりは当初の三原則に一たんまた戻すということも、私は、うちの党内にもいろいろ議論はあると思いますよ、しかし、やはりしっかりとこれは議論をしないといけないし、決して我々がむやみやたらに武器を売るような国になるという話ではない。やはり当初の精神の武器輸出三原則に戻すということはしっかりと議論しないと、先ほど申し上げた財政上の制約、そして周辺環境の変化の中でいいものを持つておかなきゃいけないということ、そしてまた、防衛力整備というのは金もかかるし時間もかかるということを考えたときには、これは本当に大きなボトルネックになっているというふうに私は思います。

先ほど御答弁されましたけれども、私は本則に

戻すということも含めて見直すべきだと思いますが、大臣のお考えをお伺いいたします。

○久間國務大臣 おもしろい話でございまして、これは、本則に戻すと言われますけれども、そもそも本則がなく、佐藤内閣時代に、東西冷戦の中でとにかく共産圏にやらないというふうな決めておったのを、三木内閣当時になって、要するに死の商人にならないという趣旨からやめたことに非常に縛られ過ぎてしまつて、今日に至つておる。

私が防衛庁長官のときに、とにかく新聞記者も一緒になつて掃海艇で湾岸に行くという話のときに、ガスマスクを持つていくのが武器輸出三原則でできないという話になりまして、そんなばかな話があるかと言つたんですけれども、これも武器だからだめだということになつて、結局、持つて持つて帰るから輸出じゃない、そういう理屈のもとに持つていつたわけでありまして。

あるいは外務大臣が、とにかく地雷の除去で、カンボジアでこれを手伝おうというときに、自衛隊がそれをするにについてはやはりいろいろな意味で難しいから、自衛隊のOBさんがNPO法人としてやる。しかしそのときに、自衛隊が日本国内で使っているものを持つていつてやるなら、それは非常に使いなれてるいいじゃないかという話になつたけれども、これは武器だからだめだとなつて、その後いろいろな議論の中から、地雷除去のための地雷探知機は、これはいいということに、外されました。だから、ケース・バイ・ケースで、いろいろ外してもいつてゐるわけです。

あるいは、私はよく言いましたけれども、中国で、昔の化学爆弾といひますか、遺棄爆弾があるでしょう、それについて除去するために、その工場を建てて爆破させて処理する、その施設については、持つていかなきゃ日本は手伝いをやれないじゃないかという話をしましたら、それについて、一応武器じゃないという形で、武器じゃないといひますか、外してもらいましたけれども、何

かそういうこと一つ一つのケースをとつてみても、必要以上に身動きがとれなくなつてしまつてゐる。

しかも、これは法律じゃなくて、官房長官談話でそれをやつてゐるわけでありまして、こういうような形で、仮にこれは、逆に縛る格好になつてゐますからいいのかもしれないけれども、緩めるんだつたら、緩めたり縛つたりするのを、そういうような官房長官談話でやること自体の仕組みそのものが、武器輸出三原則という今の、みんな金科玉条にしてありますこれ自体の決め方そのものが、果たして今までのこういうやり方でいいのだろうか。こゝまではいかぬならいかぬと、むしろさちつとするべきであつて、もっと緩くするなら緩くするという、法律とか何とかならともかくとして、全く官房長官談話一つでそれができるような仕組みそのものが、果たして法治国家としての日本の中でのいいのかなという疑問を前から持つておりました。

しかしながら、我々は政府の一員でございまして、従来から政府が踏襲してゐるその制度について、それはそれで機能しておりますだけに、現在それを踏襲してゐるわけでありまして。

○前原委員 でも、機能はしてゐないんですよ。機能してゐるとおっしゃつたけれども、機能してゐない、問題は起きてゐるわけですね。

やはりこれは、大臣、政治家として見直すべきは見直すと、さつきおっしゃつたわけですから、そこはしつかりと、本来の、本則という言い方はおかしいのかもしれない、官房長官談話でいろいろ縛つていつてゐるわけですから、ですから、私なんかの考え方は、武器輸出三原則と非核三原則とかそういうものは、将来的には安全保障基本法みたいなものをつくつてその中に書くというのがいいと思つてゐますけれども、今の官房長官談話で縛つてゐる武器輸出三原則については、やはりこれは見直す必要があると思ひます。

その点、どう思つておられるか。先ほどおつちやつてゐますが、もう一度しつかり答弁しつてくだ

さい。

○久間國務大臣 現在はあの談話で機能しておるわけでありまして、それを私は踏襲しております。

今の政府としては、現段階であれをまた変えるという予定はございません。

○前原委員 えらい急に慎重になりますね。

いや、だから、今はそれはそうですよ。今は、防衛力、先ほど議論したとき、さつきと全然違ふじゃないですか。

○久間國務大臣 先ほどからる言ひましたように、そういう意味では、問題点としてはいろいろ問題点があるということ述べたとおりでござい

しかしながら、今政府の方針としてあの武器輸出三原則を、官房長官談話を変える用意があるかどうかとなりますと、まあ、河野談話じゃありませんけれども、談話としてあるいは官房長官談話としてでもそれが制度的に機能しておるとなると、現在その制度を受けて動いておるわけではござい

○前原委員 それはそうでしょう。それは当たり前の話で、ただ、私が聞いているのは、今後見直していくべきだと考えておられるかどうかです。今のものは、それは尊重しないと、閣内のメンバーです。それはそれでいい。だけれども、先ほど御自身で、いろいろな都合がありま

○久間國務大臣 それは官房長官の談話でありますから、官房長官に聞いていただかないといけません。防衛大臣にそれを、人の談話を変えるか変えないかと聞かれても、その談話は、その当事者がそういうふうな言つて、しかも内閣としてはそれを一応踏襲しておるわけでありまして、それ以上の答弁はできないわけでありまして。

○前原委員 大臣、そんな守りに入らないで、変

えるべきことは変えらる。我々、いつでも政治家も大臣もやめるといふ気持ちでやはりやらないかぬですよ、変えるつもりでね。だから、そこはそんな守りに入つちやないかぬですよ、大臣。

ですから、官房長官談話だから自分が言えないとかそういうのは全くおかしい話で、今、私、憲法六十六条はおかしいと思つてゐるんですよ、閣議決定というのは全員で決まなきゃいけないというのをおかしいと思つてゐますが、大臣は閣議の発議ができますから、議論することも。先ほどの問題意識を持つておられるのであれば、しつかりとそういうものを見直していかないと、それは日本の将来のため、安全保障のため、ぜひ先ほどの答弁を忘れずに頑張つていただきたいというふう

に思ひます。

これ以上詰めたつて恐らく同じ答弁しかされないと思ひますので、もう一遍、ちよつと大きな話に戻ります。きょうの米軍再編の話を含めて。

もう一度整理します。私が申し上げたのは、日本が備へるべき脅威、リスクというのは、北朝鮮を含めてのミサイル、それから、可能性は低くなつたといつてもやはり本格的な侵攻はあるかもしれない、こういうものにちゃんとやはり備へな

アメリカがトランスフォーメーションをやつてゐることの大きなポイントになつてゐると思ひますけれども、大量破壊兵器の開発、拡散、そしてテ

口、また、それが結びつくことの脅威、こういったものをどのよう

に、防衛という枠だけのみならず、例えば、入管でしつかりやるとか、海保で水際でしつかりやるとか、そういうことも含めて、しつかりとそういうものをやつていかなくては

ればいけないことについては。

そこで、日本の考えるべき問題としてはそう
だ、ではアメリカはどうなのか。これは予算委員
会でもちよつと議論させていただきましたので、
余り重複は避けたいと思います。

私の申し上げた趣旨は、アメリカが九・
一一テロの前からトランスフォーメーションとい
うのをやっていて、これはラムズフェルド長官が
国防長官になられたときから、常に米軍再編とい
うものを考えていかなきゃいけない。それはや
はり、ソ連の崩壊、そしてならず者国家というも
のを含めた、対称的な脅威から非対称的な脅威へ
変わってきたということ、そしてまた、先ほど申
上げた大量破壊兵器が結びついて、それがテロ
組織なども安全保障上、防衛上の脅威になってき
た、それに対応しなきゃいけない、こういうこ
と。

それから、RMAというのがあって、これはア
メリカのみならずいろいろな国でRMAが起つて
きて、そして前方展開とか、あるいは運搬手段
の開発、あるいは技術の飛躍的な進歩というもの
もあって、先ほど事前集積の話も出ていましたけ
れども、別に基地を前線に置いておいてそこで対
応しなきゃいけないということではなくて、でき
るだけ本土に近いところに置いておいて、そして
隊員の安全を守ると同時に、デリバリーの能力が
上がったことによつて即応展開というものもしつ
かり可能になっていくということが、RMAの背
景で防衛力の整備の変化も出てきているというこ
ろがこのトランスフォーメーションで大きいん
だろうというふうに私は思うわけでありま。

そこで、私が思うのは、米軍再編というものと
基地再編を混同していいか。つまりは、米軍再
編で行われる基地再編と日本の都合で基地再編す
るもの、あるいはSACOというものがうまくい
かなかつた、つまり宿題がそのまま残つていてそ
れをこの中に入れてきているもの、私、三ツカテ
ゴリーがあると思つてゐるわけですよ。

実際問題、米軍再編で基地の再編を行いますよ

うということ、それから日本の都合、これは例
えば厚木の艦載機を岩国に移すというのは典型的
な例だと私は思います。これは別に米軍再編の
ニーズに基づくものじゃなくて、やはり厚木の危
険性、騒音問題というのがあるし、岩国の沖合
展開ということの中で、そつちに移した方が、岩
国にとっては負担増になりますけれども、しか
し、トータルとして考えれば、より危険を減少さ
せ、そしてまた安全性も向上させる、こういうこ
とになるというふうに思うんですね。あとは、先
ほど申し上げた普天間の問題、これは私もずっと
関心を持ち、また、これには関与した時期もあり
ましたので、非常に思い入れのある問題でありま
すが、できていないわけですね。だから、そうい
うものが混在をされていて米軍再編という話にな
っているということ。

ですから、ここは一たん、米軍再編という言葉
でくくりこせずに、米軍再編にかかわるもの、
それから日本の都合で、例えば訓練移転なんかも
そうですよ、これはやはり嘉手納の負担軽減とい
うことが、沖縄の負担軽減というのがかなり大き
な話になる、それからSACOの宿題、こういう
ものに整理して議論した方がいいというふうに私
は思います、これは少し分けていただけません
か。

○久間国務大臣 全体的な米軍再編の問題は、ア
メリカの米軍の再編の一環でありますから、我が
国にとつては、米軍再編が行われるに当たつて、
言うなれば駐留米軍の再編もあわせて行ない
チャンスが来たということで、沖縄の、先ほど言
いましたけれども、SACOで合意しておいた内
容を、この際、こちらもちやんとやるから海兵隊
もグアムに八千人行つてくれというふうに言つ
て、向こうの方もそれに乗つたということござ
いますから、米軍再編に機を合わせて駐留米軍の
再編を我が国としては申し入れをしたというふう
に理解していただければいいと思うんです。
それと、いわゆる厚木のものが岩国に行くの
は、簡単なようでございますけれども、厚木で

やつてゐるのは非常にうまくいかないけれども、
要するに、空母が日本にはいなきゃならない。そ
うしたときに、やはり艦載機の離発着の訓練をや
る。ところが、三宅島がうまくいかななくて硫黄島
でやつたけれどもうまくいっていない。だから、
それどこかでNLPをやらなきゃならない。そ
れは我が国として準備しますから、岩国に移つて
くださいと。

やはり、向こうの米軍再編あるいは駐留米軍の
再編に絡ませた形で、こちらとしても負担の軽減
を図るいいチャンスだと思つて、そしてそれをと
らえたわけでありまして、今度出しておりますの
は、米軍再編の法律じゃなくて、駐留米軍の再編
に伴つて負担を増加する、あるいはまた日本が負
担をする、それについての法律を出している、そ
ういうことでございますから、ばらすんじやなく
て、むしろそういう形で、駐留米軍についての、
そこに視点を当てて今度の法律もつくつてゐる
し、考え方として日本は出している、そういうふ
うに理解してもらつた方がいいと思います。

○前原委員 なぜ私がそういうことを申し上げる
かというと、だれが負担する話なのかということ
を明確にするためなんです。米軍の都合という
言い方をするとちよつと突き放した言い方になる
かもしれませんが、米軍再編によつて日本におけ
る基地再編もしていきたいということ、米軍から
の要請がある場合ですよ、一つは。

それと、日本が、いわゆる米軍再編をまさにお
願ひする場合。先ほど申し上げた厚木から岩国、
艦載機の移転というのはそれに当たるんだという
ふうに私は思います。そしてまた、普天間を危険
な空港だからということで違うところに移すとい
うのも、これは日本が一義的に負担をすべき話だ
というふうに私は思つております。

ただ、私は、この間の予算委員会でも申し上げ
ましたけれども、だれが負担をするのかというこ
とを考える上で、先ほど申し上げた米軍の都合、
米軍のニーズによつての基地の再編と、我々が求
める基地の再編というものは、おのずとだれが一

義的に金を払うかというところで変わつてくる
と思うんですよ。だから仕分けをした方がいいとい
うことを私は申し上げてゐるわけです。

その上で、今まで累次答弁をされてきていま
すが、グアムの移転費用について申し上げれば、私
は、もちろん、日本が要望したということをおつ
しやつていますけれども、アメリカのトランス
フォーメーションの中での考え方が違つて、つま
りは引く環境は整つてゐる中で、言つてみれば、
日本からも話があつたし、だけれども、自分たち
は余り金を払いたくないから日本から言つたとい
うことにしておこう。簡単に言えばそういう話
だ、外交交渉だ、そう私は思うんですよ。

ですから、そこは今後のトータルの資金負担を
どうするかということも絡めて、少し明確に、ど
ちら側が要望して行くことなのか、どちらのニ
ーズで一義的に行くものなのかどうなのかというこ
とを仕分けしておかないと、負担の問題で、今
後、国民の理解の得られないケースが出てくる
のではないかと。

ですから、私は、今回のグアム移転についても
日本が負担をし過ぎだとはつきり言つて思います
よ、正直言つて。政府の立場としてはどう考えら
れるかわかりませんが、私は、もちろん日本が全
く払わなくていいというふうには思いませんよ。

思わないですけれども、ただやはり、先ほど申し
上げたアメリカの九・一一テロの前から、アメリ
カは米軍再編、トランスフォーメーションとい
うことを常にやっていて、この間予算委員会でも申
し上げたように、これはもうこれから常にやつ
ていくんだ。つまりは、世界環境の変化、アメリ
カがどこに利益を考るかとかによつて、常に
米軍再編は日常茶飯事のこととして考えていくん
だというのが、やめられませんでしたけれどもラムズ
フェルドの言葉だつたわけですよ。

ということ考えたときに、話をもとに戻しま
すが、どちらが負担をするかというのは大事な問
題。日米同盟関係というものを維持していくため
に日本が譲歩したと見えたら、それは日米同盟関

係に対して中長期的に非常にマイナスですよ。そうなる、しつかり日本の立場も主張する中で負担が決まったという形にしないといけない。だから、私は、そういう仕分けをすべきだというふうに考えているわけです。

もう一度お尋ねしますが、二つ。

グアムへの海兵隊の移転の問題というのは、アメリカのニーズにも合っていると思われませんか、トランスフォーメーションの。それが一つと、あとは、もう一度御答弁いただきたいのは、きつちりそういう意味での仕分けをする、どちらが一義的に負担をするべきかどうかの問題について仕分けをするために、カテゴリーを示すということが大事だと思います。

この二つを御答弁ください。

○久間国務大臣 先ほどから何回も言っていますように、グアムへの移転というのは、アメリカとしてもそれなりの理屈があつて移動するわけで、我が国としてはそれに乗じたといえますか、そういう形でやっているわけでありませう。

だから、額賀大臣のときに、ラムズフェルドさんとかかなりの激しい交渉の中でその負担割合が決まったというふうに向つておりますけれども、やはり私は、決めた決着の仕方というのは、割とそういう中では知恵を出したんじゃないかと。全体が百二億ドルで、そのうちの六割を日本が負担するかのように言われておりますけれども、日本が真水で負担するのは二十八億ドル、アメリカはそれよりも多い三十一億ドルですか、あとは融資、出資でやっているわけで、そして、融資、出資については、将来返ってくるというふうな形でJBIICを使ってやるといふ形ですから、一見、六割という非常に多いように見えますけれども、そのうちのかなりの部分は、家族住宅については融資でやりましますから、融資の分は長期で返ってくるわけでございます。

そういう意味では、両方の交渉ですから、交渉によつて、決まる時にどういふ決まり方が妥当だったかどうかというのは、後になるといろいろ

議論はあるかもしれませんが、私は、かなりの理屈といえますか、お互いの応酬の中で、二十八億ドルと三十一億ドルに真水の部分で財政資金について決まったというのは、まあまあ一つのいい決着だったんじゃないかなというふうに思うわけでありませう。

だから、それが高いか安いかわ。これから先、またその真水の部分についてはいろいろ下げていきますし、向こうも下げると思いますが、そういう中で、六〇%というところだけが非常に、日本が多く負担しているように思いますが、これは日本の国内における資金状況の中から、融資でやつて返ってくるということならば国民も理解してもらえらんじやないかなと思つてゐるわけなんです。(前原委員「後半の部分の答弁は、二つ質問したんです」と呼ぶ)

だから、それも、負担の割合については、そういうことで、私は、妥当な割合だったんじゃないかなと。それは融資の部分がかなり入つてゐますから、融資の部分を考えますと、私は、二十八億ドルと三十一億ドルというのはいい、最後は向こうの方が持つ形になったと。

○前原委員 二つ目はちよつと違う質問をしたんです。つまりは、各種、米軍再編というか基地再編にかかわるところがありますよね。私が申し上げてゐるのは、そのグアムの話の中身ではなくて、先ほど申し上げた厚木から岩国へ移すとか、そういう話、あるいは航空総隊司令部を府中から横田に移すとか、そういったすべての仕分けをして、どちらが一義的に負担をすべきかということ。この議論のための仕分けをした方がいいと。それで、だがが一義的に負担をするかということ。明確にしないと、やはり国民も納得できないし、予算を決める我々も納得できないし、ひいては日米関係の足元を崩すことになるということを私は申し上げてゐるわけです。

○久間国務大臣 そういう意味で、国内のものについては、いずれにしても、在日米軍については、地位協定といひますか日米安保条約でこちら

らが提供することになってゐますから、どこでも、一〇〇%日本が負担するわけですね。しかしながら、グアムへ行くについては、先生がさっき言われたように、若干違うんじゃないかというところがあつて、それで、向こう側が幾ら持つか、こちらが幾ら持つかという交渉になったわけでありませう。

これは例え話で悪いかもしれませんが、たとえばここに建物があつた、もう大分古くなつた、そういうことで、こちらは、もうのいてくれと言つて、向こうも、では古いからのうかといううような形でいた場合に、その移転経費については、では移転するあなたが全部持つというのと、いや、出ていってもらふんだからこちらも幾らかは出しなさいといううような形でやるかは、そこはやはり交渉だと思ふんです。

そういううような交渉を結局、額賀大臣とラムズフェルドさんとやつて、決着したのがさっき言つたような数字だったというふうに向つておられますから、私は、前原委員が言われたような意味もあつて、国内の移転と違つて国外だから、そこはお互いの交渉によつて決着した、そういうふうに向つて理解してゐるわけでありませう。

○前原委員 先ほど一つ大事な答弁をされたと思ふのは、アメリカもそういうニーズがあつて、日本がそれに乗じてということをおっしゃつた。これはやはり確認しておかなきゃいけないんです。これは担保しておかないといけないことなんです。

なぜならば、これから、日本の国内にある米軍基地が本国に戻るケースというのは出てくると私は思ふんです。もちろん周辺環境の変化によりましますけれども、そのときに、これは一つの前提になるわけですね、このグアムへの海兵隊の移転という問題について。ですから、ここはしつかりとした外交交渉の中で、国民が理解し、また、それがひいては日米関係というものをしつかりとマネジメントしていくことにもなると思ひます。先ほどお話をしましたように、日本として負担

する割合がどのぐらいなのか、そしてアメリカ側が負担すべき割合はどのぐらいなのかということの中で、もちろん定性的、定数的に、何対何ということには分けられないと思ひますけれども、少なくとも、しつかりと、向こうのニーズもあつて出ていくんだから、こちら側はそんなに負担はできないと。

先ほど、六割だけれども真水は二十八億ドルだということをおっしゃいましたけれども、ただ、この融資にしたつて、どうなるかわからないという不確定要素はあると思ひます。この間麻生外務大臣は、ほかの発展途上国じゃないんだからアメリカは大丈夫ですよという答弁をされておりましたけれども。

ただ、長期にわたつてそういう日本のかなりの税金を投入して、結果としては六〇%を負担するというのがこういう形になつてゐるわけですから、そこは、今回のグアム移転については日本の負担が重過ぎるという感覚を私は持つてゐるということ。これは申し上げておきたいと思ひます。つまり、前例として、そこは、しつかり押さえておくところは押さえてもらわなきゃいけないということ。これを申し上げてゐるわけです。

それとあわせて、今話が出ましたけれども、日本国内に移転するときは地位協定に基づいて全部日本が出しますよということではないと思ひます。日本が、つまりは、今後、アメリカ側から要望が出てきて、日本がわかりましたと、それを毎年度予算に入れるということなら別ですよ、それは。別ですけれども、きょう私が質問したかったことにもかかわつてゐるわけですが、日本の主権ということ。基地のあり方の問題と、そして、私は何度も国会で質問しておりますけれども、航空管制の問題。

やはり、戦後六十年余りがたつて、占領された土地をそのままアメリカがいわゆる管轄をしていて、三沢なんかは二%しか日本の自衛隊は使えない。共用部分が三八%ぐらいあつたと思ひます

れども、あとは米軍だ。ほかの一〇〇%米軍が使っているところなんというのは、米軍が、米兵が警備して、そして治外法権的なものになっているということ。これは、やはり私は根本的に見直していかねばいけないと思うんですね。

そして、航空管制も、横田の航空管制権がかなり返ってきたとはいえ、それでもまだ、日本の首都の上空を他国の軍隊が管制しているということは、これは常識的に考えておかしい話であって、主権国家、独立国家としては恥づかしいという感覚を私は持っています。

横田、そして岩国、あるいは嘉手納、そしてまた先ほど申し上げた基地の管轄権の問題。こういう問題はやはり、ですから、日本が金を出すべきじゃないということではないんですよ。ですから、日本が管理して、そしてそれをアメリカに貸す。それは、ひいては、少くも具体的な話には詰められませんけれども、日本だけでやることの足りない部分について日米同盟関係で埋めていくんだということのコストだから払うんだと。それはいいんです。いいんですけれども、少なくとも管轄権はすべて日本が主権を回復して、そういう意味で、主権回復できていないと私は思うんですよ。航空管制、そして基地の管轄権。これはやはり一義的に日本が管理をして、そしてアメリカにそれをいわゆる提供するという形に変える意思を持たないと、六十年以上たつてこの状況が続いているというのは私は恥づかしいというふうに思います。大臣、いかがですか。

○久間国務大臣 航空管制につきましては、大分、アメリカといういろいろな話のやりとりの中で、例えば沖縄につきましては、航空局の方に全体としては返ってくる、その予定がちょっとおくられているようにございますけれども、そういう方向の中で、ただ、嘉手納の部分と、あるいは今の普天間、今度はキャンプ・シュワブになると思いますけれども、その部分については向こうがする、そういう形で大体整理がついてきているようにございます。

そういう点ではかなり、今言われたようなことで少しずつ、委員から言われればちょっと遅いんじゃないかと言われますけれども、これは自衛隊というよりも航空局の方で一生懸命、我々も間に入つて、米軍と合同委員会等で話し合いが進められておるようでございます。

それから、先ほど、国内でのものはこちらが全部と言いましたが、例えば、今度嘉手納の共同訓練を全国に展開する、六カ所に展開するものについては、これはやはり、一対三、四分の一と四分の三ということで、うちの方が幾ら持つか、向こうはということで決めたわけでありまして、全部こちらが持つというわけではありません。それは、運用に関するものについては、原則、向こうが持つけれども、こちらからお願いした分については、応分の、ふえた分については持たなきゃならぬだろう、そういう認識のもとでやっておりますので、主権は主権としてやはり主張していきたいと思っております。

○前原委員 時間が来たので終わりますが、一言だけ。

今の私の質問は、ステップ・バイ・ステップで進んでいるからいいということではなくて、やはり将来的に、これはどのぐらいのタイムで考えるかは別ですが、そういう航空管制とか管轄権というのは日本が持つべきだということであるから進めていく、今のロードマップで、それでいいんだということではないことの確認です。それだけ、簡単に、そうだとすることを御答弁ください。

○木村委員長 時間になりましたので、簡潔に願います。

○久間国務大臣 前任者がまとめたロードマップ、今はそれに基づいて一生懸命やるだけでございます。今から先、必要なことについては、また必要な2プラス2等で議論をしていきたいと思っております。

○前原委員 終わります。

○木村委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後二時十六分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。内山晃君。

○内山委員 身内がだれもいなくてとても寂しいところでありまして、午前中とはまたちよつとバッターの質が違つてまいります。私は事務的なところを淡々とお尋ねを申し上げていきたいと思ひます。

まず、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案の中身につきましてお尋ねをしたいと思います。

第一章「総則」、第一条の「目的」のところでありまして、二行目に「防衛施設の近隣住民の負担を軽減」と書いてありますけれども、この負担の軽減とは何かということをお尋ねしたいと思います。

○大古政府参考人 お答えいたします。

この負担を軽減ということにつきましては、米軍再編によりまして、防衛施設における航空機の離発着回数減少、騒音が軽減されたり、それから、防衛施設が廃止されまして、これまで利用できなかった大規模な土地の利用による地域の活性化が促進される、このようなことを意味しております。

○内山委員 同じく三行目の「駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加」とは具体的に何でしょうか。

○大古政府参考人 お答えいたします。

この住民の生活の安定に及ぼす影響の増加につきましては、米軍再編により、防衛施設における航空機の離発着回数増加したり、それから、防衛施設の機能が強化されることによりまして、住民生活を営む上でのマイナスの影響が増加し、安定した暮らしが阻害されるというようなことを意味しております。

○内山委員 同じく三行目の「防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興」とは具体的に何でしょうか。

○大古政府参考人 まず、お尋ねの、住民の生活の利便性向上、これにつきましては、住民がその地域において生活を営むに当たり、よりさまざまな便益を享受することができるようになることを意味しております。

それから、産業の振興につきましては、その地域において農業、林業、水産業、工業、商業といった諸産業が新たに展開されたり、現に行われている事業がより盛んに行われたりすることなどを意味しております。

○内山委員 そこにずっと立っていただいてもよろしいんですけれども。

今お答えの中で、利便性のことを、さまざまな便益ということがありました。それをより具体的にちよつと教えてください。

○大古政府参考人 お答えいたします。

これは一例でございますが、例えば米軍の部隊が来ることによって周辺の道路が混雑する、そのようなときに、道路を広くして渋滞が起らないようにするとか、それから、さまざまな公共施設、例えば学校施設とかございますけれども、そういうものがふえるとか、そういうことをさまざまな便益ということと申しております。

○内山委員 同じく五行目の「駐留軍の使用に供する」、飛ばしまして「沖縄県の住民の負担を軽減する」との観点から」とは具体的に何でしょうか。

○大古政府参考人 この沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点につきましては、現在、沖縄県におきましては在日米軍基地のおよそ七五%が集中しております、人々の生活や地域発展に大きな影響を及ぼしてきているわけでございますけれども、この米軍再編によりまして、沖縄米軍施設の返還が促進されたり住民生活が安定するとともに、これまで利用できなかった大規模な土地の利用による地域の活性化が促進されること、これを意味しております。

○内山委員 四ページの「基本理念等」の三条の2
というところで、「周辺地域の住民の福祉の向上
に寄与」とはどのようなことでしょうか。

○大古政府参考人 お尋ねの、住民の福祉の向上
に寄与につきましては、住民がその地域において
生活を営むに当たりまして、よりさまざまな便益
を享受することができるようになること、それか
ら、さまざまな障害の防止、緩和措置により生活
の安寧が確保されるというようなことを意味して
おります。

○内山委員 同じく、「駐留軍等の再編に対する
幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなけれ
ばならない。」「幅広い国民の理解」とはどういう理
解でしょうか。

○大古政府参考人 お尋ねの、幅広い国民の理解
につきましては、再編により負担が軽減される住
民のみならず、再編により負担がふえる住民、こ
のほか、その他の多くの国民から米軍再編に対し
て理解が得られることを意味しております。

○内山委員 第四条の「再編関連特定防衛施設の
指定」について、「住民の生活の安定に及ぼす影響
の増加」とはどのようなものを指しますか。

○大古政府参考人 その点につきましては、例え
ば、米軍の航空機が移駐することによって騒音が
ふえるとか、それから、米軍の軍人数がその基地
に多くなることによつて周辺の道路の混雑がふえ
るとか、そういうようなことを意味しております。

○内山委員 再編関連特定防衛施設とは何を意味
するのでしょうか。再編関連特定防衛施設そのも
の。

○大古政府参考人 その点につきましては、米軍
の再編により飛行機がふえることによつて騒音が
ふえたり、そういうことの施設について言ってい
るところでございます。(内山委員)もっと詳しく、
ちょっと教えてください」と呼ぶはい。

米軍の再編によりまして住民に対する影響が増
加するものというところで考えております。影響の
増加については、先ほどから述べておりますよう

に、飛行機が来ることによつて騒音がふえると
か、それから、米軍の軍人数がふえることによつ
て周辺の地域の道路が込んだり、いろいろな廃棄物
がふえたり、そういうようなことを意味しており
ます。

○内山委員 四条の頭に「防衛大臣は」として、
「再編関連特定防衛施設として指定することがで
きる」と。これは防衛大臣が指定するということ
になっているのでしょうか。

○久間閣務大臣 再編関連特定防衛施設というの
は、著しい影響がある場合でございます。これ
は防衛大臣が特に指定する形になろうかと思いま
す。

○内山委員 具体的に、著しいというのはどうい
う状況でございますか。

○久間閣務大臣 まだ具体的に決まったわけでは
ございませんけれども、今イメージとして考えら
れますのは、先ほども言いましたけれども、岩国
への移設とか、あるいはキャンプ・シユワブ等へ
の移設、これらについては、ほかの防衛関連施設
と違って、特定防衛関連施設になるんじゃないか
なと思っております。

○内山委員 四条の2というところに、「防衛大
臣は、前項の規定による指定をしようとするとき
は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議する」
というふうになっておりますが、この「関係行政
機関の長」とはどういう者でしょうか。

○大古政府参考人 その点につきましては、地方
自治を扱います総務省だとかというようなところ
を想定しているところでございます。

○内山委員 第五条の「周辺地域をその区域とし
る市町村(政令で定める範囲内のものに限る。)」と
はどのような範囲を指しているのでしょうか。

○大古政府参考人 お答えいたします。
その点につきましては、基本的に当該基地が所
在する市町村の、隣接する市町村ということにな
りますけれども、その場合においても、例えば航
空機が移駐するような場合につきましては、その
隣接市町村にどの程度騒音の影響が行くとか、

それから、米軍基地の出入りに当たりまして、そ
の隣接市町村についてどれだけ米軍の車両が通る
だとか、そういうような予想をして考慮すること
になると思っております。

○内山委員 ただいまのこと、範囲というのは
だれがどういふに決めるのでしょうか。

○大古政府参考人 基本的には防衛大臣が決める
こととなりますけれども、その範囲についても政
令等の中で基準をつくっていきたいというふう
に考えているところでございます。

○内山委員 第六条の「再編交付金」について、
「予算の範囲内において、政令で定めるところに
より」とありますけれども、どのような政令を定
めるのでしょうか。

○大古政府参考人 どういう場合に交付するかと
いう基準が基本的にこの政令ということになるか
と思っておりますけれども、例えば、騒音がどの
程度あればどの程度の交付金になるかとか、それ
から周辺の道路の混雑状況とか、そういうような
こともろもろにつきまして、点数化なりを考え
た上で基準をつくりまして、そういうことで考え
ているところでございます。

○内山委員 この政令というのはいつできるん
ですか。今もう手元にできているんですか。

○大古政府参考人 この政令につきましては、法
律が成立後、施行自体が三カ月を超えない範囲で
政令で定める日から決まります。その時点で合
わせて関連の政令は整備していきたいと思ってい
ますけれども、現時点で政令案があるというわけ
ではございません。

ただ、午前中の審議の中で、平岡先生の御質問
に対して、政令としてどういふものと考えてい
るかというようなことについては可能な範囲でお示
したいということでも申し上げたところでござい
ます。

○内山委員 可能な範囲でお示しをということ
は、いついたいただけるのでしょうか。この理事会で
ということだったのでしょうか。

○大古政府参考人 この審議に参考として間に合

うように、早く整理した上で、関係省庁とも早急
に調整した上でお示ししたい、こういうふう
に思っております。

○内山委員 範囲がわからなければ、やはり議論
の仕方でも違ってくるわけでありまして、これが出
てこなければ審議が進まないということでありま
すので、ゆつくりと出していただいで結構でござ
います。

第七条の一についてお尋ねをします。

「当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する
影響が著しいものとして政令で定める場合に該
当、」ここでも政令が出ておりますけれども、政
令で定める具体的な内容について。

○大古政府参考人 この点につきましては、「特
定周辺市町村の区域に対する影響が著しいもの」
というところでございますので、今回の米軍再編の
なを勘案しまして、基本的には大規模な航空機
の移駐を伴う場合を想定しているところでござい
ます。

あと、米軍人の基地に対する増員の数が多い場
合もありますけれども、これは基本的には、今回
の米軍の再編の中では、大規模な航空機の移駐を
伴う場合に、伴ったらう生じますので、基本的
には、先ほど申しましたように、大規模な航空機
の移駐を伴う場合を政令で定める場合として想
定しているところでございます。

○内山委員 第十一条の「再編関連振興特別地域
整備計画に基づく事業のうち、」ここでも政令が
出ております。「政令で定めるものに要する経費」と
は何でしょうか。

○大古政府参考人 この点につきましては、政府
から助成する率を特別に上げるものとして、法案
の別表に道路整備とか港湾整備とか七つの例が例
示してございますけれども、このほか、地域社会
への影響の内容とか程度を考慮しまして、速やか
に実施することが必要なものを想定しているところ
でございます。

○内山委員 同じく十一條の2に、「政令で定め
るものに要する経費に充てるため政令で定める交

付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費」と政令が三つも出てくるんです。政令というのは魔法の言葉でしょうか。この辺をきちんと出していただかないと、条文が読めない。

○大古政府参考人 そのところでは、政令の考え方を示すときにわかりやすく御説明したいと思っておりますけれども、各種交付金の中で、実際は、特定の事業に対していわゆる補助金みたいな形で補助する場合がございます。それについてきちんと整理する上でこういう表現になっているということ御理解いただきたいと思います。

○内山委員 ここで政令というのは三つ出てまいりましたけれども、それぞれの政令がきちんとしてくるわけですね。

○大古政府参考人 先ほど申しましたように、現時点で政令案ができていくというわけではございませんけれども、それぞれ、法案に書いてございます政令の考え方としてどういうものかを考えているかにつきましては、わかりやすくお示しいたい、こう思っております。

○内山委員 先ほど冗談を言いましたけれども、やはりその辺は早急にこちらの方に資料を出していただきたい。そうしなければ、法案審議が進みません。それでよろしければ、出さなくて結構です。

それでは、テーマをかえまして、駐留軍等で働く労働者に係る措置についてお尋ねをしたいと思います。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じて技能教育訓練を例示するのみで、その他の具体的な措置について一切触れられておりません。法案の中で明記されていない駐留軍等で働く労働者の今後はどのような形になるのか、お尋ねいたします。

○北原政府参考人 駐留軍等労働者の皆さんの今後の問題については、先生御指摘のように、大変大切な問題でございます。閣議決定でもその安

定雇用に最善を尽くすといった趣旨のことが書かれております。

それで、現在、全国で大体二万五千四百人ほどいらつしやるわけでございますが、その方々につきましましては、第二十五条にもございますけれども、極力技能訓練その他の適切な措置を講じて、安定雇用、雇用の継続に資するようにしてまいりたいと思っております。

ただ、「技能教育訓練」ということはここで書いてありますが、「その他の適切な措置」というところにつきましましては、まだトータルとしてこの再編の計画が固まっております、詳細が。したがって、二万五千四百名に与える影響の度合いということもまだ明確でございませんで、まだ具体的にはここで、これからそういった状況を踏まえながら適切に国として責任をとってまいりたいと思っております。

○内山委員 個別の事例でお尋ねをしたいと思えますけれども、在日米軍再編で、空母艦載機部隊の岩国基地への移転が決まった米海軍厚木基地で働く日本人労働者が苦境に立たされている、こういう報道もあつたやに聞きます。厚木基地では、空母艦載機の岩国基地移転に伴い、米軍人軍属約千九百人が移る見込みで、日本人従業員が働く職場が大幅に縮小、廃止される見込みと見られていま

す。

厚木基地にかえて、現在駐留軍等で働く労働者の数は何人になるのか、その数が米軍再編成によつて何人に削減されるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○北原政府参考人 御答弁申し上げます。

岩国基地への空母艦載機の移転のロードマップがあるわけでございますが、現在厚木基地で働いておられる皆さんの数は約千八百名でございます。そして、その千八百名を含めまして、本土、沖縄トータルといたしまして、駐留軍等労働者の皆さんの数は合計で二万五千四百名でございます。

○内山委員 基地従業員の労務契約は、所属する

組織が通勤距離外に移動する場合、転勤を希望しない従業員は解雇と定められています。しかし、防衛施設庁によると、基地従業員の給与を日本政府が負担することになった八七年以降、実際に解雇された従業員は全国で三名と聞き及んでおりますけれども、これは正しいでしょうか。小規模な組織の移動や改編ではありませんで、近隣の基地へ配置転換などで対応できないだろうと思ふんですが、どうでしょうか。

○北原政府参考人 人数につきましては、先生がおっしゃいました三名でございます。

それからさらに、先生も言及されました現在の日米間で締結しております労務提供契約には、確かに、現在の所在地から通勤距離外に移動が行われる場合において、転勤を希望しない従業員は解雇されることになっております。

ただ、我々としては、極力、解雇ということではなくて、ぎりぎり配置転換等を求めて努力をしてみたいと思っております。

そうした中で、今回の再編におきましますような雇用上の影響が出るかといったことは、先ほど申し述べましたが、まだ米軍再編に係ります詳細な計画が策定されていない段階でございますので、明確なことは申し上げられない状況でございます。

それで、いろいろ努力をして、なおかつ余剰が

どうしても出てしまうといった場合には、もちろん、配置転換による雇用の継続、それからこの法案で今御審議をいただいております技能訓練その他の適切な措置を講ずることとしておりますが、それでもやむを得ず離職を余儀なくされるといった事態が生じた場合には、現在でございます駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定に基づきまして、防衛施設庁あるいは厚生労働省等々関係機関とも一体となつて適切に対応してまいりたい、そのように考えております。

○内山委員 できる限り配置転換等で解雇に至らないような形で対応していただければ、こう思います。

それでは、テーマをかえまして、再編交付金につきましてお尋ねを申し上げたいと思います。今回の法案では、米軍施設などを受け入れる市町村を対象に、工事の進捗状況に応じまして再編交付金を配分する新制度の導入をうたつております。このことは、再編計画を受け入れた自治体だけに再編交付金として交付することであり

ます。

再編交付金は、まず政府案を受け入れる、次に環境影響評価に着手する、そして着工、最後に再編実施の四段階で関係市町村に交付されるわけでありまして、段階的にあめを与えていく。今回の再編交付金の新制度をつくりました理由についてお尋ねをしたいと思います。

○久間国務大臣 これは、やはり再編がスムーズにいくために、負担が増加する市町村に対しては国として何らかの対応をしなければならぬだろう。そのときに、市町村によっていろいろな受け入れの仕方もあるでしょうし、その進捗の度合いも違うでしょうから、それを早く円滑に実施するためにこういうふうな段階を追ってやる方がいいんだらうというところで、これはたしか電源開発でも同じような手法をとつておりましたので、それを参考にしてつくつたわけであり

ます。

○内山委員 久間大臣は、米軍施設を受け入れない自治体には交付金を支給しない方針を明言されております。交付金は基地負担をみずから受け入れる市町村の貢献にこたえるものだ、受け入れ反対の市町村に交付するのは法の趣旨になじまないとの強気の姿勢を示しておられますけれども、再編交付金というあめでも受け入れを拒否する自治体に対してはどのような対応されますでしょうか。

○久間国務大臣 これは、地元自治体から申請があつた場合に交付するわけでありまして、午前中の答弁で言いましたけれども、はっきりと受け入れを反対しているところについては交付金を交付

するといわけにはいきませんが、反対、賛成の意思表示はなくても事実上受け入れをしてもらった場合にはどうか、その余地はまだ残っているわけではございまして、そういう中で、受け取らない、交付金そのものを拒否するということは考えられないと私は思っております。

○内山委員 確認でございますけれども、再編に反対する自治体に対しては一切の交付金を支給しない、こういうことでよろしいんでしょうか。

○久間国務大臣 反対という形で言われますと、再編を進めるために法律をつくって国の税金を出すわけですから、反対そのものは、こちらとしては、そういうことを考えますと、なかなか出すわけにはいかないわけではございます。

ただ、何回も言っていますように、今まで例えば反対というようなことを表明しておいたが事実として受け入れていった、そういうケースも事実上はあるわけでありまして、そういうときにどう判断するかはまた別の問題じゃないかなと思っております。首長が一人、選挙のときに反対と言ったからそれで反対かという、そうではございせん、その自治体として受け入れをとにかく認めるか認めないかの事実行為もあるわけでありまして、その辺については配慮の余地はあるんじゃないかなと思っております。

○内山委員 防衛省の資料に、米軍再編特措法に關する資料で再編交付金という資料があります。十九年度の予算でこれらの市町村に再編交付金を五十一億円交付する、こういう計画がありますけれども、この中で、千歳、三沢、百里、小松、新田原、築城、こういったところのそれぞれの個別の金額というのが算定されているんじゃないかな。

○北原政府参考人 今回御審議をいただいております法案をお認めいただき、そして政令を定めていく中で、具体的な市町村に対してどの程度ということが決まってくると思っております。現時点では、具体的にどの町に幾らかかそういうことは決まっております。

○内山委員 今名前を読み上げましたところでこの五十一億円というのを分配するような形になるんですか。答弁をお願いします。

○北原政府参考人 具体的な積算の詳細等については今ここで申し上げるわけにはまいりませんけれども、ただ、我々といまして、これまでのSACO交付金その他の所要の交付金のあり方等々を勘案いたしまして、五十一億円というものについて予算要求をしたところでございます。

○内山委員 この法案の中に書いてあるわけじゃないですか。この積算の根拠がなかったら審議できないじゃないですか。おかしいですよ。

○大古政府参考人 十九年度予算におきます五十・五億の計上に当たりましては、米軍再編に伴う負担の増加の程度、再編措置の進捗状況等を勘案の上、一定の積算を行っております。ただ、具体的な交付額の算定の仕方につきましては、本法案の国会での審議を経た後、関連の法令等を定めたと上で、その時点における再編の進捗状況等も勘案して確定することになります。

現在、いろいろ関係する市町村との関係で、米軍再編支援に理解とか協力を求めている状況でございまして。こういう状況下で十九年度予算の積算内容を示すことにつきましては、実際の交付の時点において無用の混乱を惹起しかねませんので、この場で明らかにすることは差し控えさせていただきます。

○内山委員 五十一億円という数字を挙げたからには、やはりそれなりの根拠があるわけじゃないですか。そして、今申し上げた地域の皆さんだっでどうなるか非常に気になっているところだと思ひます。きちっとその辺は内訳を明示しなければならぬ混乱を招くんじゃないんですか。それをきちっと明示してください。

○大古政府参考人 先ほど申しましたように、五十・五億は一定の見込みで積算を行ったものでございまして。ただ、現実には、これは法案成立後に特定防衛施設を指定して、その関連の市町村も指定した上で、しかもその時点における事業の進捗状況

を踏まえまして、交付する際にはその時点で改めて検討いたします。

そういう状況下で、現時点で積算の内訳を示すことにつきましては、先ほども言いましたけれども、やはり無用の混乱を惹起しかねませんので、この場で明らかにすることは差し控えさせていただきます。

○内山委員 今のお言葉ですけれども、無用の混乱というのはどのようなことを想定されていますか。

○大古政府参考人 お答えいたします。交付金につきましては、客観的な基準を設けました上で、米軍再編に伴う影響の度合いを勘案して、それから事業の進捗状況を踏まえた上で毎年度の交付額を市町村ごとに決めます。ただ、これは、各市町村にとってはできるだけ多くしてほしいという期待がございまして。

他方、我々は、財政的な制約もありますので、客観的な基準で支出はしますけれども、必ずしも地元の要望どおりに払えるわけでもございせんので、そういう意味で、この場で明らかにしますと無用の混乱を惹起しかねないということで御説明しているところでございます。

○内山委員 適正にそれぞれのところに支出をさすけれども、そういう中で見えないところで配分を決めるような、若干の決めをつくってそこになんというお話が今ありましたけれども、こういうところは物すごく重要なことですから、ぜひその基準を明らかにしてください。つまびらかにしていただかないと、この交付金の関係も先に進まないということになります。後ほど必ずやってください。いいですね。

では、時間がありませんので、次のテーマに移りたいと思います。

それぞれ、例えば嘉手納飛行場から、千歳、三沢、百里、小松、新田原、築城、こういったところにいる飛行機が訓練移転のために行くわけですから、この費用というのはどんなふうな

形になるんですか。

○北原政府参考人 訓練移転につきましては、十八年度補正予算で築城の分、それから、御審議いただきました十九年度予算でいわゆるタイプ1、これを年十二回計画をいたしております。それから、もう少し機数が多い、いわゆるタイプ2といったものについては三回実施したいと思っております。十九年度予算につきましては、ちよつと今資料を見ますが、四億程度だったと思います。

○内山委員 厚木から岩国に空母艦載機五十九機が移駐をいたしますけれども、その費用はどのような形になりますか。

○大古政府参考人 米軍の厚木基地から岩国に移駐する場合の経費でございまして。これについては、施設の建設費については地位協定に従って、基本的に、ロードマップ上、特段の明記がない限り日本政府の負担になりますけれども、移動に伴う経費、運用経費のようなものについては米軍の負担だということになっております。米軍の負担がどの程度になるかについては我々も承知しております。

○内山委員 岩国に行きますと、いろいろ何か格納庫をつくったり、そういった費用というのはどうなるんですか。

○北原政府参考人 岩国移転に伴いまして必要な施設整備等につきましては、日本側の負担になっております。

○内山委員 そういった費用はどのくらいになるんでしょうか。

○北原政府参考人 今まさにマスタープラン等を米側と協議中でございます。その詳細はまだ決まっておりますので、全体として幾らになるかといったことは御答弁できる段階にございません。

○内山委員 あと二問ほどお尋ねをしたいと思ひます。

それでは、普天間からキャンブ・シユワブへの移転費用というのはどのような費用になるんです

か。

○北原政府参考人 いわゆる普天間代替施設につきましては、まさに今、日米また関係者の間で協議をしているところでございまして、トータルとしてどの程度見込まれるのかといったことにつきましては、まだこの時点では御答弁できる段階にはございません。

○内山委員 それはいつごろ出てくるんですか、そういう費用の。

○北原政府参考人 具体的にいつごろということ、今ここで確たることは申し上げられませんが、ただ、ロードマップで二〇一四年というターゲットが切られておりますので、それまでにしっかりとこの普天間代替施設ができるようにということ、今考えているところでございます。

○内山委員 沖縄からグアムへ移転の海兵隊の移転費用、何か七千億とかと聞いていますけれども、こういった費用はどういう形になりますか。

○大古政府参考人 その点につきましては、沖縄の海兵隊がグアムに移転するに当たり、八千名の海兵隊が移転するわけですけれども、そのために必要な庁舎、隊舎等につきましては、二十八億ドルのいわゆる真水による負担を日本側が負担する。それから、九千人の家族が移転することになりますけれども、このための住宅については、融資なり出資金で、三十億ドルちょっとでございましてけれども、これについても日本政府が負担するということで、日米間で合意を見ているところでございます。

○内山委員 米軍再編に伴う費用の総額というのは幾らぐらいになるんでしょうか。

○木村委員長 大古防衛政策局長、時間になりましたので、簡潔に願います。

○大古政府参考人 この点については、累次申し上げていきますと、まだ米軍の移設等に伴う建設計画の細部が固まっております。日米間で協議中でございまして、現時点で総額をお示しすることは困難であるということで御理解いただきたいと思います。

○内山委員 では、この費用の総額や何かは、いつ国会で審議をするということになるんでしょうか。それだけ明言をしてください、大臣。

○久間國務大臣 来年度の予算で調査費が計上されておりますから、それに基づいて実施設計とかそんなのをやりまして、金額が固まってきた段階で全体像が明らかにされまして、それを受けた形で、予算という形で国会に出てくる、そういうふうな段取りになるかと思えます。

○内山委員 時間が来ましたので、終わります。

○木村委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でございます。きょうは法案について聞いていきますが、今回の法案は、グアム移転経費の負担の仕組みと、再編による基地強化を受け入れた地方自治体に対する交付金の制度をつくるのが主な内容になっています。

そこで、グアム移転経費をめぐっては、昨年四月の額賀防衛庁長官とラムズフェルド米国防長官との合意、それに続くロードマップで、沖縄の海兵隊司令部の八千人、その家族九千人をグアムに移転して、移転経費百二・七億ドルのうち六十・九億ドルを日本側が負担することで合意した、これに間違いありません。

○久間國務大臣 概算でございすけれども、それを上限として負担するということを決めました。

○赤嶺委員 それでは、そういう合意がありましたけれども、いろいろな疑問が生まれてきています。私は、昨年と同じ問題を取り上げたんですけれども、米太平洋軍は昨年の九月、グアム統合軍事開発計画をホームページで公開して、グアムに新設するのは司令部だけでなく、地上、航空、後方支援の実戦部隊から成る一万人規模の海兵旅団であるということを示しています。そのうちの司令部というのは、二千八百人を占めるにすぎないわけですね。実戦部隊はさまざまな場所から

移転すると明記しております。これは今回の移転計画の根幹にかかわる問題だと思ふんですよ。その根幹の問題で、日本側とアメリカ側の説明が全く食い違っているわけですね。

先日、二十三日の国会で、私、久間大臣に質問いたしました。この点を質問いたしましたら、大臣の御答弁は、御指摘の太平洋軍の計画はアメリカ政府が公式に決定したものではありませんと承知しており、またその内容についてアメリカ側から説明を受けたわけではないため、その内容につきコメントする立場にはありませんと答えられました。ということは、計画が存在すること自体は認めるんですね。

○大古政府参考人 御指摘の計画のところでございすけれども、その点につきましては、アメリカ側から、アメリカの太平洋軍におきまして、グアムにおける将来的な軍事体制の計画を策定しているとの説明を受けておりますけれども、この計画については、あくまでも太平洋軍限りの概念的なものである、米政府としての正式な、具体的な計画を示すものではないという説明を受けているところでございます。

○赤嶺委員 今、計画の存在は認められました。それは概念的なものであるかどうか、概念的なものであるという説明を受けていると、計画についての説明という話もありました。確かに、この計画は、グアムにおける基地建設の選択肢を示すために作成されたもの、公式決定でないというのも当たり前です。

しかし、その選択肢を示すために、米太平洋軍は、陸や海や空や海兵隊の司令官など関係者に聞いて回っているんですよ。聞き取りをやっているんですよ。これは統合計画の中に出てきます。そして、基地建設の前提になる、どういう部隊の配置を考えているのかというのを調査してまとめたものだ。陸海空海兵隊の各司令官に聞いて、そして、これからグアムに基地をつくるんだが、どういう部隊の配置をあなた方は考えているのか、こう聞いて、それとまとめているわけですね。そ

して、まとめた上で、去年の七月十一日には、米太平洋軍司令官の承認を受けて、公表をされているわけですね。

アメリカ側は、地上、航空、後方支援の実戦部隊から成る旅団、これをつくることを念頭にグアムでのそういう計画を進めているということではありませんか。

○大古政府参考人 御指摘の計画につきましては、先ほど申しましたように、米軍の正式な計画ではなく、太平洋軍限りの概念的なものであります。これが米太平洋軍の公式サイトに掲載された経緯がございすけれども、これについては、米側の説明では、そのような概念的なレベルの情報

が公式サイトに掲載されたのは時期尚早であったと説明を受けております。

いずれにしても、日本政府といたしましては、沖縄の海兵隊の八千人をグアムに移転する、これについては具体的なところを日米で今協議しておりますけれども、そのために必要な情報をアメリカから聴取しておりますけれども、グアムの将来的な計画というのは、米側にもいろいろな考えがある中で、まだ決まったというものは聞いておりませんし、それについて今具体的に個々に確認しているということではございません。

○赤嶺委員 概念的な計画であるにせよ、米軍はグアムに旅団をつくることを念頭に進めているということじゃないですか。いかがですか。

○大古政府参考人 先生のお尋ねは、あくまでも沖縄の海兵隊の八千人の移転との関係で聞かれていますと思うんですけれども、我々が承知しているのは、沖縄の八千人は司令部要員を中心にしてグアムに移転する、旅団レベルということになりますけれども、引き続き、初動対処できる部隊として、沖縄には旅団レベルの部隊が残るということ、我々は承知しておるところでございす。

○赤嶺委員 今の点が今度の米軍再編の根幹中の根幹ですね。

しかし、それは、合意しているところでありまして、言ってみれば、では、グアムにどういう基

地をつくるか、いわばそれを各司令官に意見を
まとめて、そして統合計画を出した、発表した、
米太平洋軍司令官もそれを承認している、その
中には旅団をつくることある。考えていることが
ちよつと違つてきているんですね。そのことに
ついて、アメリカ側に問い合わせ、説明を求め
るべきではありませんか。

○大古政府参考人 グアムに、今沖縄におります
第三海兵機動展開部隊が移転するというので、
日米間で協議した上でそういうふうに措置され
ていまして、米側とも、米軍再編の関係ではい
ろ協議の場は今でも続けておりますけれども、米
側からこの計画に変更があつたという話は全く聞
いておりません。

○赤嶺委員 ですから、根幹中の根幹にかかわ
る問題だから、米軍が言ってくるのを待つのでな
く、計画の中にそういう計画が存在していること
もあなた方は認めているわけですから、これは
ちよつと違ふんじゃないんですかというふうな確
認をアメリカ側にやるべきじゃないですか。

○大古政府参考人 先ほど来申し上げていま
すように、先生の御指摘する計画というのは太平
洋軍限りのものであるということでございますので、
そういうことは確認しております。

ただ、いづれにしても、今、日米でロードマ
ップで合意しています沖縄の海兵隊の八千人をグ
アムに移転する計画、これについては変更がある
とは全く聞いておりません。

○赤嶺委員 太平洋軍の計画の中に、グアムに旅
団をつくるという計画が今出されている、そうい
う計画の存在は認識しているわけですね。

○大古政府参考人 先生の御指摘の点は、必ずし
も我々も認識しているわけではございません。

ただ、いづれにしても、先生の御指摘は、八千
人が旅団に転用されるのではないかというふうな
御議論……(赤嶺委員)いや、僕はそこを言つてい
ないでしょう。さつきから、そういう計画がある
かどうかを認識しているかと言つてはいるんです。
先走りしないでいいですよ」と呼ぶ。済みません、

わかりました。

その点については、我々も、そういう計画が
あるというふうには認識はしておりません。(赤嶺
委員)何の認識だ。八千人の変更があるという認
識はしていないということですね(呼ぶ)

○木村委員長 きちつと答弁をしてください。
また、赤嶺委員におかれては、答弁の終わつた
後に発言を続けてください。

○大古政府参考人 グアムに先生の御指摘する旅
団をつくる計画があるという話だと思ひますけれ
ども、その計画があるとは我々は認識しておりま
せん。

○赤嶺委員 計画の存在は認めていて、だれが読
んでも旅団をつくと書いてあるのに、旅団をつ
くるといふ認識はしていないと。

それでは、ちよつと聞き方を変えていきますけ
れども、ただ、私、これは文書になって、長島先
生も取り上げられた、そして訳されて、私たち
手に持つてゐるんです。

ですから、委員長、こういう合意の根幹にか
わる食い違いが出てきている以上、これは理事会
できちんと説明を求めるときだと思ひます。こ
ういふことについて、あいまいなまま、認識して
いまいと云つて、法案審議を進めるわけにはい
かないと思ひますので、これは理事会できちんと
検討してくれまますか。

○木村委員長 後ほど理事会で協議させていただきます。
○赤嶺委員 では、別の角度から聞いていきま
すけれども、米軍は既に、グアムでの基地建設に
ついて環境アセスメント作業に着手したと聞いて
います。その内容について説明してくれまますか。

○大古政府参考人 米側は、グアム全体にいろ
んな整備計画がございます。その関連で、昨年の
秋ごろから、いわゆる環境アセスの手続に入つて
いるというふう聞いておりますけれども、先
般、沖縄の海兵隊のグアム移転も含めまして、い
わゆる環境アセス上の手続としての計画通知の公
表というのをやつたと承知しております。これに

つきましては、こういう計画があるというのを住
民に公表して、これから環境影響評価書の作成を
開始するというのを公表するものだといふふう
に承知しています。

今後の予定といたしましては、来月初旬にもグ
アムなどで説明会を行うといふふう聞いておる
ところでございます。

○赤嶺委員 環境アセスの作業に着手した、その
内容についても、どういう基地をつくるのかとい
うようなことを含めて公表しています。官報で示
していると思ひますが、そこにはどういうことが
書いてあるんですか。

○大古政府参考人 この計画通知につきましては
は、先ほど申しましたように、三つの事業につ
いての環境影響評価の開始ということで公表して
おりますけれども、その三つにつきましては、沖
縄の海兵隊のグアム移転のほか、米海軍の原子力
空母のグアム海軍基地への一時寄港、それから三
点目につきましては、米陸軍弾道ミサイル防衛タ
スクフォースのグアムへの配備に關しての関連の
ものだといふふう承知しております。

○赤嶺委員 海軍と、弾道ミサイルと、沖縄から
グアムへの移転ですね。
その官報、これはインターネットでもとれるも
のであります、手元に持つてゐるわけですが、
ここには、米政府は、三月七日付の官報で、米
海軍が環境アセスメント作業に入ることを公示し
た、そこでは、沖縄からグアムへの司令部、航
空、地上、後方支援部隊の移転に伴う環境への影
響を評価するための作業に着手する、こう述べて
いるんですね。

つまり、司令部だけじゃないよ、航空部隊も地
上部隊も、後方支援部隊の移転に伴う環境への影
響を評価するための作業に着手するんだよ、こう
書いてあるんじゃないんですか。書いてあります
でしょう。

○大古政府参考人 この計画通知につきましては
は、沖縄の海兵隊のグアム移転の関連で、沖縄か
ら、司令部のほか、航空部隊、陸上部隊及び兵た

ん部隊といふふう記述されているのは事実でござ
います。

ただ、我々の日米間の話し合いの中では、司令
部要員を中心といふことで聞いておりました、他
に一切陸上部隊、航空部隊がないという説明では
ございません。これについては、今後、米側が検
討して細部が固まるというふう承知しております。

他方、この計画通知上は、八千名の軍人と九千
名の家族が沖縄から来るといふふう記載されて
いるといふふう承知しております。

○赤嶺委員 既に、いわば、去年の七月の統合計
画は米太平洋軍の概念的なものを書いたものだ
と。これですとね、百ページ余りにわたるわけ
ですが、ところが、環境アセスというのは、もう旅
団を、実戦部隊もグアムに置くんだ、そのための
環境アセスをやるんだといふことになつてゐるわ
けですから、この段階とは明らかに違ふんです
よ。

ですから、公報で明確にグアムに実戦部隊も置
くよといふぐあいになつてゐたのなら、今局長
が、いやいや、司令部を中心に陸上、空軍、何と
かと言つて、今まで司令部が八千人移るんだとい
う説明であつたわけですから、これは何なのかと
いふことで米側に明確に問い合わせをして、国会
に説明すべきじゃありませんか。

負担の軽減だとか、米軍再編の中心問題でこん
ないあいまいなこと、何をやるかわからない、だ
にグアムへの移転費は日本政府は求められてい
るといふんじや、これは本当に審議になりません
で、きちんと今の、官報で掲載されている、実戦
部隊をつくる問題について、これは何なのかとい
うことをアメリカに問い合わせるべきだと思ひま
すが、大臣、いかがですか。

○久間閣務大臣 これから先、アメリカがグアム
でどういふような部隊の増強をしていくのか、こ
の辺はアメリカはアメリカとしてのいろいろな計
画があるかもしれませんが、いづれにしても、そ
も、私どもは、沖縄から八千人が移っていく、そ

してその中には、第三海兵機動展開部隊ですか、その司令部も移っていく、そういうことで八千人が移っていくという、それをやってくれたわけでごさいます、私たちは前から沖繩の負担の軽減を願っておりまして、それがそれだけ移っていくならば応分の負担をしようということで、三千五百戸の住宅については、融資の形でございますけれども、出資、融資の格好でそれを負担する、そしてまた、真水の分としては司令部の庁舎あるいはまた隊舎あるいは教場、そういったものをやるというようなことで計画を立てているわけでございます。

それ自体は変わらないわけでございますから、私もこの計画に従ってやっていきたい、そう思っているところであります。

○赤嶺委員 大臣も、米軍はグアムに実戦部隊もつくるといふ計画が進んでいる、こういう環境アセスの公報でも出ているという認識はございますね。

○久間国務大臣 私はそこまでつまびらかに知っているわけじゃございませんけれども、アメリカが何らかの意味でグアムの機能を強化しようとしている、航空兵力あるいはまた潜水艦等、そういうのを含めてグアムを強化しようとする動きがある、まだそれは概念的なものであるかもしれないけれども、そういう動きがあるということ自体は聞いております。

しかしながら、私たちは、そういう全体的なことから、海兵隊が八千人とにかくグアムへ移転する、そこに着目して計画を立てておるわけでございますから、それについてはアメリカ側から何ら変更の話はあつておりませんので、私は、それ自体は、既に決められたロードマップに従って、額賀大臣とラムズフェルド長官との間で取り交わされましたというふうな覚書に基づいて計画を立てているところであります。

○赤嶺委員 沖繩の海兵隊の司令部というのは二千人とちょっとなんです。そういう司令部を中心にグアムに移転する八千人だと言われても、全

く、沖繩の海兵隊の実情を知っている人間からすれば、これは何なんだという疑問が起るのには当然です。アメリカがグアムでやることは何かからしないんだが八千人は変わらない、しかし沖繩には二千人程度の司令部しかない。

私、グアムでも、この計画を中心に推進しています。バイス統合グアム計画室事務局長に質問しました。バイスさんは沖繩の海兵隊の司令官としてもおられた方ですから、グアムにUDPをつくるのかと言ったら、つくるとおっしゃっていました。結局、ローテーションで行ったり来たりする。一方で、沖繩ではその実戦部隊のための辺野古の基地をつくらうとする。それでやっていくような、これはちよつと納得できないですね。このあたりのきちんとした説明がないまま、法案質疑を本日にできるのかというふうに思っています。根幹の問題をあいまいにすることはできない。

それで、今住宅の問題もおっしゃいましたので、住宅についても引き続きちよつと聞いていきたいんですけれども、家族九千人を移転するというわけですが、現在沖繩の海兵隊の家族は八千人しかいません。移転後は、家族がいなくなるどころかマイナス千人になってしまう。これも取るに上げてきたんですが、この問題については米側に確認したんでしょうか。

○大古政府参考人 この点は、従来から申し上げていきますように、八千人がグアムに移転するということではございますけれども、現在沖繩にいる海兵隊の数につきましては、定数で一万八千人である、これから八千人削減してグアムに移転するというところで聞いております。

あと、家族の数につきましては、八千人の米軍人が、標準的なものとして、その家族の数として九千人を出したということではございまして、現実には、今いる沖繩の海兵隊の八千人が、九千人の家族がいるということではございません。

○赤嶺委員 九千人いないんだが九千人分の住宅をグアムにつくらうというお話ですよ、そうなる

と。アメリカ側が計算したら九千人になつていすからと。それで、海兵隊も沖繩に定数で何名いるというふうなお話をされても、これは本当に今、沖繩県民の負担の軽減ということで、負担の軽減になるんだからこの法律を通過と言っているのに、その中身がこんなにあいまいで、こんなことではやはり審議は進まない。本日に明確な説明を求めているというぐあいに思います。

それで、法律との関係でも出てくるんですよ。国際協力銀行がこの法律に基づいて出資や融資を行うことができるのは、グアムにおける在沖海兵隊の司令部とその家族のための施設整備に限定されるんですか。

○大古政府参考人 グアム移転の関係では、日本側も一定の分担保はいたしますけれども、日本側の分担保は、あくまでも、沖繩におります海兵隊の移転に伴って直接必要となる庁舎、隊舎、学校等の生活関連施設、それから家族住宅、基地内インフラということに限定しているところでございます。

○赤嶺委員 ですから、それは海兵隊司令部とその家族に限定されるというぐあいに理解していいですね。

○大古政府参考人 沖繩からグアムに移転する米海兵隊八千人の移転に必要なものに限定されるということではございます。それから、家族について九千人ということでは考えているところでございます。

○赤嶺委員 この特措法の第十六条について、国際協力銀行は、駐留軍移転促進事業に係る出資や融資を行うことができるというところに規定しているわけですが、駐留軍移転促進事業が何を指すか。これは、「駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なもの」として政令で定めるものをいう。と、ここでも「政令で定めるものをいう」となるわけですが、その「駐留軍等の再編」、これについてどんな定義づけがあるかという、第二条で、昨年五月のロード

マップの合意内容に限定しているわけですね。ですから、ロードマップというのは、沖繩の海兵隊の司令部の移転について合意したものだというぐあいに思いますが、そして、そういうものに国際協力銀行が出資や融資を行うことができる対象というのは、在沖海兵隊司令部に限定されているのではありませんか。

○大古政府参考人 JBIICは、この法案が認めただけならば、新たに設置される事業会社等に出資したり融資したりということがJBIICの業務の特例としてできるようにあります。

その意味で、基本的にこれは、今回の沖繩の海兵隊のグアム移転に伴って直接必要となります家族住宅、それから基地内インフラに限定されますので、先生御指摘のように、例えば司令部庁舎については、日米合意上はいわゆる真水の財政支出ということでは考えておられますので、直接JBIICが司令部庁舎に対して融資するとかそういうことは想定され得ないところでございます。(赤嶺委員「司令部庁舎ではないですよ。司令部に限定されるのです。司令部署員の方に」と呼ぶ)ロードマップの合意上は八千人ということではございまして、第三機動展開部隊の司令部要員等が中心であるということではございますけれども、司令部要員に限定されるということでは必ずしもないと思っております。

○赤嶺委員 そうすると、実際にアメリカが今グアムでやろうとしている実戦部隊も含めていくというところですよね。地上、航空、後方支援の実戦部隊、これらの施設の準備にも国際協力銀行が出資や融資を行うということになっていくんじゃないですか。

○久間国務大臣 どうもさっきからかみ合っていないようですけれども、私たちはロードマップで書かれている内容に従って行動しているわけでありまして、このロードマップでは、「兵力削減とグアムへの移転」ということで、八千名の第三海兵機動展開部隊の要員とその家族約九千名はいついつままでにという形で書いておりまして、「移

転する部隊は、第三海兵機動展開部隊の指揮部、第三海兵師団司令部、第三海兵後方群司令部、第一海兵航空団司令部及び第二海兵連隊司令部を含む。こういうふうになっていきます。この内容を対象として八千名というふうには理解しておりますので、今度のJBIICの対象も、これに伴います。いわれる家族住宅といいますが、それに伴う対象になるということでもあります。

○赤嶺委員 ですから、ロードマップに書かれているのは、「第三海兵機動展開部隊の指揮部、第三海兵師団司令部、第三海兵後方群司令部、第一海兵航空団司令部及び第二海兵連隊司令部を含む」と、「司令部」ということになっているわけですよ。そして、「沖繩に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。」こうなっているわけですよ。

ですから、今まで、司令部が移転すると。私は、司令部は二千人ちよつとしかいないと。中身を知らせろと言ったら、今、国際協力銀行は、ロードマップでいうならば司令部だけだけれども、それではアメリカが今グアムで予定している実戦部隊にお金を出すということになるじゃないですか。その実戦部隊は、海兵隊の統合計画や官報によりますと、それは沖繩から来る、いろいろなところから来るということになっているわけですよ。ですから、沖繩の負担軽減のために金を出すんじゃないくて、グアムにおける海兵隊の基地強化のために金を出そうという話になるじゃないですか。

○大古政府参考人 お答えいたします。

八千名の移転につきましては、司令部要員を含むということになっておりまして、先ほど申しましたように、司令部要員だけに限定されるということではございません。

次に、日本側が負担する部分につきましては、この八千名の移転に伴って直接必要になる司令部庁舎とかということでございますので、例えば、アメリカが独自に整備します実戦部隊用の作戦運用施設、これについては日本は負担することはありません。

○赤嶺委員 引き続きこの問題は追及していきたいと思ひます。

法案に関連して、具体的な動きが出ている普天間の問題について聞きます。

防衛施設庁は、この間さまざまな調査や設計の入札に着手してきました。その中には環境現況調査が含まれ、那覇防衛施設局は二十七日、調査に必要な公共用財産使用協議書を沖縄県に提出しております。

防衛施設庁長官に聞きますが、環境アセス法との関係において、この環境現況調査をどのように位置づけているんですか。

○北原政府参考人 御答弁を申し上げます。

先生が今言及されました、私どもの、二十七日に出した、協議を行います現況調査、これは、普天間移設を行うために必要となる各種のデータを得るために、私ども防衛省がみずからの所掌事務に基づきまして、環境影響評価法に基づく調査とは別個に行うものでございます。

○赤嶺委員 環境アセスとは別個に行うものだという御答弁でしたけれども、この点についても引き続きちよつと追及していきたいと思ひますが、もう時間がありませんので。

現在、入札作業に入っているものの中に地層調査がありますよね。地層調査がありますけれども、これは何ですか。

その地層調査の中にはボーリング調査も含まれているんですか。

○北原政府参考人 キャンプ・シユワブ沿岸域海上における地層調査、これはボーリング調査とかそういうものは含まれておりません。船上からの調査であります。

○木村委員長 赤嶺政賢君、時間が来ておりますので、簡潔に願ひます。

○赤嶺委員 どんな調査かというのを説明してくれと言っているんですか。

○木村委員長 北原防衛施設庁長官、簡潔に願ひ

ます。

○北原政府参考人 小型船舶で音波を出しまして、ソナーを出しまして、その反響で地層を調べ、簡単に言うとうそいったものであります。

○赤嶺委員 終わります。

○木村委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄であります。私は、当委員会の皆さんと、グアム島の米軍基地を視察してまいりました。持ち時間も短いので、米軍沖繩海兵隊のグアム移転を中心に質問してまいります。その前に、法案の基本理念に関して伺いたいと思ひます。

法案の第三条二項は、「駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。」としてあります。多大な負担を生み出す米軍再編について、沖縄県を初めとした基地周辺で暮らす方々の理解を得るための義務あるいは努力義務を課すのではなく、なぜ配慮規定にとどめたのでしょうか。新たな負担が強要されるのに、国民の理解を得る配慮だけをすればいいというのは、余りにも無責任ではないですか。大臣、お答えください。

○久間国務大臣 国民の理解を得るように国に対して義務づけたわけでありまして、配慮するというのは、やはり、配慮しなければならぬというふうには法律で書かれておりますと、それはかなり重いものでありまして、配慮して政府としては行動しなければならぬということでございますから、私は、かなり重い義務規定を課した、そういうふうには思っております。

○菅野委員 今回の米軍再編、基地周辺の自治体や住民の頭越しでアメリカと合意して、結果的に、負担の軽減どころか負担のたらい回しと基地機能の強化、加えて莫大な財政負担が押しつけられたとか国民の目には映っていないのではないのでしょうか。なぜ米軍の海外移設が進まないのか、なぜ日米地位協定の改定を政府が主張しなかったのか、多くの人が疑問を抱いています。そのときに、やはり配慮だけをすればいいという

態度に、私は理解、納得することはできません。そういう点で、大臣、配慮されなければならないのではなくて、国民の理解を得るための義務を果たさなければならない、ここまで努力義務というものを政府に求めるべきだというふうには私は思ふんです。配慮されなければならないというのは、もう政府は見切り発車で済みますよという中身じゃないでしょうか。全体の合意を得て進めていきますという決意として内外に明らかにすべきだというふうには私は思ふんですが、再度答弁をお願いします。

○久間国務大臣 そんなに大きい違いはないと思ふんです。国民の理解を得なければならぬと。国民の理解を得るようには配慮しなければならぬと、あるいは努めなければならぬと。あるいは、やはり政府の姿勢をきちんと法律で方向づけたということでありまして、そういう努力をしながらやりなさいよということでありまして、やはり理解を得るといふ言葉自体も、かなり主観的な問題がありますので、これもちよつとあいまいな点もあるかもしれませんけれども、しかし、少なくとも、そういう理解を得るようには政府としてはやらなきやありませんよということに法律ではつきりと規定したということは、私は非常に前進じゃないかと思つておるんですけれども。

〔委員長退席、寺田（稔）委員長代理着席〕

○菅野委員 わかりました。大臣の決意として、今も答弁がありましたけれども、理解を得られるように精力を傾けて努力してまいりますという決意が表明されておりますから、そうしつかり受けとめさせていただきますと思ひます。

次に、海兵隊のグアム移転について質問いたします。米軍が日本の国外に施設や住宅を建設するに当たり、日本が経費を負担する根拠は、日米安保条約にも日米地位協定にもありません。また、米軍再編で、ドイツの米軍の一部がルーマニアなどに移転しますが、ドイツが移転費用を負担するなど

という話は聞いておりません。移転経費の負担そのものが問題だとまず指摘させていただきます。

そこで、今回、日本の出資、融資によって、家族住宅約三千五百戸がグアムに建設されるものと承知しています。住宅はグアムの米海軍通信所周辺に建てられる予定ということでした。私も直接この目で見てきたところです。広大な基地内に建設する住宅ですから、土地取得費用や地代が新たに発生することはありません。この際、日本側が住宅建設に出資または融資する二十一億三千万ドルは、最近のレートに換算すると約二千五百億円、住宅一戸当たりの費用は実に七千万円を上回ります。幾ら資材、労働力の調達が難しいとはいえ、現実離れた数字です。なぜ一戸当たり七千万円以上もかかるのか、国民にわかるように説明してください。

○久間国務大臣 これについてもたびたび言っておりますように、これはアメリカ側の見積もりであって、我々は、これから先調査をして、そしてその費用等についても精査をして、アメリカと協議していくわけでありです。そしてまた、資材の単価につきましても、確かに海上の島ですから、運んできた、あるいはまたコストもかかるかもしれないが、まとめて入れるということになればもっと安くなる可能性もあるわけでありです。そして、労働者についても安い労働者を、アメリカの場合はなかなか難しい点もありますけれども、期限を区切って使うことができるならば安くなるわけでありです。それは日本にとってもですけれども、アメリカにとってもコストを下げるということは非常に大事なことでありますから、双方がそういう努力をすることによってかなり下げることができる。

ただ、後になって金額が上がった場合に、安く言っておいた場合には、アメリカもやはり国内的にも説明がつかないから、やはり目いっぱい、そういうような高目の数字を出したんじゃないかな、そういうふうに思っておりますから、これからいかに下げていくかが私たちの努力

の、またアメリカもその努力をすべきだ、そういうふうにも思っております。

○菅野委員 現地ですという話も聞きました。ただ、例えば沖縄で住宅をつくる場合とグアム島でつくる場合の差が、倍以上も差があるという状況は、私は、幾ら見積もりといえども、余りにも乖離しているんじゃないかと。それでは、現地に行く前に、住宅施設がどういふところに建てられるんだらう、山林を開発して、そして住宅建設するんじゃないのかというふうな思いを持って行ったんですが、米軍の通信所内につくるといふことをおっしゃったときに、現地を見たときにもうすっかり整地になっていっている状況を見たときに、幾ら何でも、土地代はかからない、幾ら物資の輸送がかかるといっても、沖縄とグアム島の距離というものを考えたとき、離島という条件を考えたときに、かからないんじゃないか。今大臣は精査していきますというふうに言われておりますから、私は、この議論というのは今後ともしっかりと行っていかなければならない点だということとを申し上げておきたいというふうに思っております。

それで、先ほども赤嶺委員も議論していただきましたけれども、海兵隊員及び家族の移転人数について、これも、八千人と九千人がグアム島に移転すると言われて、合わせて一万七千人の海兵隊がグアム島に移転するというところで言われております。これも、沖縄に、先ほども、定数として米海兵隊が約一万八千人の定数、その定数の中から八千人が移転するのであるというふうに説明を受けたんですが、今までの説明であれば、沖縄に一万人の海兵隊が残るという説明が正しいというふうに思っております。

ところが、沖縄県の調査だと、海兵隊員の数は実際に約一万二千五百人程度、家族も八千人には満たない。これは昨年の九月ごろの数字だと報道されています。この沖縄県の調査をもとに計算すると、実際にグアムに移転する海兵隊の数は二千五百人どまり、家族に至ってはマイナスになっ

てしまいます。この数字が事実ならば、移転経費も大幅に違ってしまいます。

この問題は昨年の段階から指摘してまいりましたが、防衛庁は、海兵隊員八千人、家族九千人の移転という数字は米国が示したものの一点張りでした。沖縄に駐留する海兵隊員及び家族の正確な数字について、防衛庁として正確に把握しているんじゃないか。この場で明らかにしていただきたいと思っております。

○大古政府参考人 今、米軍の方針として、地域ごとの軍人の数については公表しないということになりましたので、現在沖縄に海兵隊が何人いるかについては、恐縮でございますが、答弁を差し控えたと思います。

先生御指摘のとおり、今唯一数字がありますのは沖縄県のホームページでございます。これは昨年の段階でございますけれども、一万二千五百二十人、沖縄県の方としては在沖米軍から平成十七年九月末に聴取したということでありまして、これも、具体的な状況についてはちよつと承知しております。

ただ、今回の八千人の移転という関連で申しますと、先生からも御指摘がありましたように、本来、米側として、沖縄にいる海兵隊の定数、本来の人数は一万八千人ということでございます。これから八千人がグアムに移転するということがございます。ただ、定数である以上、いろいろ訓練の都合とかで一時的に今沖縄にいないけれども、いつかは帰ってくる数字でございます。そういう意味で、恒常的にある数字に対して八千人を削減するということで、今回、日米間で整理したものでございまして。

○菅野委員 沖縄の沖縄県知事公室対策課というところで、在沖米軍からの聴取によつてということとホームページに載っています。これは沖縄県として責任を持って公表している数字であるというふうに私は思っております。そうしたときに、一万八千人と八千人の関係、それから家族の九千人との関係、ここをしっかりと精査しておかなければ

ば、グアム島への移転経費というものがおかしい形になっていくんじゃないのかというふうに私は思っております。

というのは、先ほども赤嶺さんがおっしゃってました。二千五百人しか沖縄から移転しないのに八千人分の米軍住宅を建てさせられるというふうな見方も一面的に、一方でできるわけですから、本当に沖縄の基地の軽減という観点を貫徹するのであれば、この数字というものをしっかりとらまえておくというのが、日米で協議しておくということが現段階では必要なんじゃないのかなというふうに思っています。

ぜひ、この沖縄のホームページを見てもらえたいです。この一万八千人と一万二千五百二十人との関係をしつかりと精査すべきだということとを申し上げておきたいというふうに私は思っています。

今回、新政策金融機関に統合される国際協力銀行を使って出資、融資するスキームがつけられていきます。ところが、現行の国際協力銀行法は、輸出入などの促進、国際金融秩序の安定、途上国経済の安定という三つに業務が限定されておいて、先進国アメリカの住宅建設に融資などできません。そこで政府は、特例措置を無理やり法案に盛り込んだのでしょう。しかし、これは国際協力銀行のあり方を根本的にねじ曲げるものです。今後、特例さえ設ければ、だれにでも何にでも融資できるという悪政を招くことになりかねません。

民活の導入というのであれば、なぜ出資、融資を全面的に民間銀行にゆだねないのですか。将来的に回収不能や不良債権化するリスクが存在するからではないのですか。この点についてお答え願いたいと思います。

○久間国務大臣 融資、出資で確実にもうける、あるいは確実に回収できる、そういうことになれば、民間銀行でも乗ってくるかもしれません。五十年です。政府金融機関でない、住宅金融公庫でもやはり三十年ですよ。あれだつて、民間銀行で三十年の住宅金融をやっているのはな

かなかないんです。だから、我が国の場合、民間銀行を誘って果たして乗ってくるか。そういうことを考えますと、確実にするためには、政府系の金融機関でありますJBICを利用するのが、やはりこれしかないんじゃないか、そういう考え方で、こういう形でとらえたわけであります。

それと、先ほど先生がおっしゃられましたけれども、一万八千人の定数を今度八千人移して一人にするということは大変大きいわけでありま

す。これは確かに定数ですから、現在どこかに訓練に行っているとか、あるいはまたどこかの方に展開しているということになると、一時的には少ないかもしれませんが、一万八千といいますと、一万八千人分のそういうような宿舎から何から全部用意しているわけですよ。今度はそれを削って、一万人で済むわけですから。思いやり予算とか言われますけれども、あの言葉自体、私は余り好きではありませんが、あれにしても、一万八千人を前提として予算も組まなければなりません、これから先は一万人を前提として組めば、これから何年駐留するかわかりませんが、ずっと未来にわたってその分は削減されるわけでありま

す。その意味では、一万八千人のうち八千人が移っていくというのは、大変私にとっては、沖縄にとつてもいいことではないかなと思っております。

○菅野委員 私、一人に減るということに対して異議を唱えているんじゃないんです。一万二千五百二十人しかいないのに一人を残して、グアム島に実際に行く人は、二千五百二十人しか行かないんじゃないですか。この八千人と二千五百二十人との乖離というのをどう考えているのかというこの議論をしているわけですから。

大臣、逆に言うと、三千五百戸の住宅は要らないんじゃないのかというふうに、日本が負担するべき住宅ですよ、そのことを議論しているんであって、勘違いしないでいただきたいと思う。そういう意味では、今後精査していただきたいということを強く申し上げて、これからのこの部

分は議論しなければならぬ大きな課題だと思っております。

私も昨年、行革推進の委員会に出て、このJBICの問題を議論いたしました。新政策金融機関の貸付残高のGDPに占める割合を平成二十年に半分以上にするのを基本方針として行革推進法は定めているわけですよ。にもかかわらず、今回、国際協力銀行に対して新たに二千五百億円の出資、融資をさせる。これはもう行革推進法の趣旨や目的を逸脱したものとやむを得ないと私は思うんですね。

それで、官から民へといって福祉や公共サービスを削っておきながら、アメリカの求める財政負担には法の趣旨をねじ曲げてきたという方向ですから、国際協力銀行に巨額の出資、融資を新たに負わせることは、私は、行革推進法の理念、この行革推進法の理念を私どもすっかり受け入れた、よしとしたわけじゃないわけですから、でも、昨年成立した行革推進法のこの理念に反すると思うんですが、この指摘をどう思いますか。

○久間国務大臣 今回の場合は、確かに一金融機関で判断すべき問題ではなくて、本来国がすべきところを民活事業をやって、民活事業で代替する。その民活事業を民間銀行ではやれないから、こういうような手法をとってやるということでございますから、確かに、今までの一連の流れの中で見るとちよつと異質なもののかもしれない。

しかし、これ以外に方法があるかというと、私はなかなかないんじゃないかなと思つて、これは実は、私自身が今のポストではなくて総務会長時代に、こういうような手法を使つたらいいということに進めた経緯がありまして、これしか方法はないんじゃないかと。しかも、住宅については回収できるんだから、あるいはインフラについては回収できるんだから、そのかわり、回収させるのに時間がかかるから何かやるべきだと。そのときにJBICを利用するしかないんじゃないかというところで、そういう思いであのときいろいろなサジェスチョンをした経緯もございまして、私は、

もつという方法があれば逆に教えていただきたいと思ひますけれども、これしかないかなかないんじゃないかなと思つております。

○菅野委員 大臣、私も、こういう今の法体系でもってグアム島の米海軍基地それから空軍基地を強化していく、そういう方向というものを了としたわけじゃないんです。アメリカ軍に一日でも早く沖縄からみずからの意思で撤退していつてほしいということをやっているんですから、だから、JBICを利用してこういう制度をつくることにしてもおかしいと言っているんです。

大臣、そこを一步譲つても、それでは、この法案の十七条一項は、「資金の貸付けに係る業務であつて無利子のものについては、政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行つてはならない」とされております。この条文は、国際協力銀行が事業主体のSPEに無利子で融資できることを示している。

御存じのように、アメリカの現状は、政策誘導金利が五・二五％、長期利回りでも五％に近い高金利水準となつております。融資額六・三億ドルの金利設定は一体どうなつてい

るんでしょうか。国民が持ち家を取得するのに、三十年、四十年のローンを組んで四苦八苦しております。このときに無利子、低金利で融資することは、本来アメリカ側が負担するはずの金利負担を日本国民の税金で賄っていることになりませんか。お答え願ひたいと思ひます。

○久間国務大臣 基本的に、本来アメリカが負担すべきものをというふうに、そういうふうに理解しておられるので、そこ

らば、向こうの住宅手当その他で十分返せるということで回収が可能であるというふうな、そういう計算が成り立つということでありま

す。大臣、その出発点で、これは本来日本がするべきかどうかというその判断が違つておりますから、かみ合わないのじゃないかなと思つております。

〔寺田稔委員長代理退席、委員長着席〕

○菅野委員 質問を終わりますけれども、大臣、かみ合わないということをやいますけれども、関連自治体や住民の頭越しに合意して再編協議してまいりました。そして、国民負担となる再編経費の総額さえ明らかにしてない。こんな状況が今生み出されて、法案を提出したから審議して成立させてくれというのは、私は強行以外の何物でもないということをお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○木村委員長 次に、下地幹郎君。

○下地委員 大臣、長時間にわたり御苦労さまでございます。時間が二十分しかないのです、答弁は三十秒で、中身のある答弁をひとつお願いしたい。

今度の法案を審議するときに、私は、法案の中身の問題も大事でありますけれども、全体的なこの国の安全保障論というのは、沖縄の基地問題とか全部含めて考える。そして、視点は四つ。まず日本側の視点も大事、アメリカ側の視点も大事、沖縄側の視点も大事、東アジア全体の安全保障論も大事というふうな四つの視点で、感情的な部分だけではなくて考えていくのは、僕は非常に大事なことだと思ひます。

それで、副大臣にちよつとお聞きをさせていた

んよね。その後、アメリカの在日米軍が事前協議の必要があつて行くのか、事前協議がなくても行けるのか。事前協議は今まで、戦後日本の中で行われたことがあるのかということをまず一点お願いしたい。

○岩屋副大臣 親愛なる下地先生にお答えをさせていただきます。

そういうことを一般的にお答えすることは必ずしも適切でないというふうに思うんですが、ただ、その上で申し上げれば、今のお尋ねでは米軍の艦船が襲われたということですから、実際には米軍の自衛権が発動されるということになっていくんでしようけれども、その場合は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文に基づく我が国と米国の事前協議の主題となる戦闘作戦行動に該当する可能性があるというふうに思っております。この戦闘作戦行動というのは、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動を指すものでございます。

仮に、個々のケースにおいて、米軍が我が国の施設・区域から発進する際の任務あるいは態様がかかる行動に該当する場合には、米国は我が国と事前協議を行う義務を有しているということでございます。

○下地委員 これは事前協議が必要なんですね。

それで、事前協議をやるといったら、第三国が米艦船を攻撃した後に、日本が事前協議を閣議決定して、本会議とか議会は後でも、承認でもいいというけれども、この事前協議をやつて在日米軍が出ていくことを認めたら、第三国は間違いなく日本もターゲットにしますよ。私は、こういうふうな意味では、事前協議を行うという意味は実質上の開戦を意味することになると思うんですね。だから、簡単に、閣議決定が行われてスピーディーに物ができるといふうなことを断定はできないんじゃないかと思うんですね。

私は、そういう意味では、今回アメリカが、集団的自衛権が日本にないときに、アメリカの視点

で考えた場合に、日本に一番近い、アジアに近い自分の国のグアムに原潜が集中してくる、そして米軍の航空戦闘能力がグアムに集中する、そして今度の海兵隊が来るとかというのは、まさにアメリカは、日本の集団的自衛権だけじゃなくて、みずから完結できる力を持つということになる。

本安全保障上は、私は専守防衛という概念からは非常にいいことだと思えますよ。アメリカが力を持つてアジアに抑止力を持つていうことは非常に大事だと思えますね。これはそれで僕はいいと思うんです。だから、沖縄の基地の削減だけじゃなくて、そういう意味でも僕はこれはいい案だと思うんです。

もう一つやはり必要なのはシーレーンですよ。今中東から来る油の八九二%がシーレーンのフィリピン海峡を通ってきますね。今、年間二百三十九件、海賊船の問題が起こる。この海賊船の問題が起こるものの四〇%がシーレーンのフィリピン海峡で起こるわけですよ。これは日本の命綱みたいなところですね。

私は、このグアムがきちつと今の形で進んだら、フィリピンとの関係というのは物すごく大事だと思えますね。だから、今、もう一回私たちはオーストラリアと2プラス2をやるとか、大臣は、大臣になられてすぐタイに協議に行つたかというところもありますけれども、フィリピンとの防衛協議というのは一番大事なことはないかなと僕は思うんですね。

だから、隣国でもあるし、この前三月に、僕はフィリピンの国防大臣と話をしたら、非常に日本とも、日米の安保条約だけじゃなくて、私どもとも協議をしつかりやりたいと。そして、僕は、できた大臣が行つて協議をして、さまたまな、これから長い時間をかけてやることも検討してもらいたいし、フィリピンの国防大臣を呼んで協議をする、こういうふうなことを小まめにやられたらどうかと思うんですね。いかがでしょう。

○久間閣務大臣 フィリピンとの防衛交流は大事だと思っておりますし、また、フィリピンとの関係では、大野防衛庁長官のときにフィリピンの国防大臣と、たしか向こうに行つて会つていいると思えます。タイは、今まではほとんど会つていないんです。そういうこともありまして、この間、タイには行きました。この間はマレーシアの国防大臣とも、向こうから来てもらつてお会いしました。

だから、今おっしゃつたようなことは、防衛交流はやはり必要で、いろいろな意味で、特に海賊行為等については注意をしておかなければなりませんので、私も、そういうようなことは念頭に置きながら、防衛交流といいますが、トップ同士だけではなくて、制服も含めたそういう交流の機会をふやしていきたいと思っております。

○下地委員 ぜひお願いします。

もう一つですけれども、今、海兵隊の第三遠征軍がグアムに行くんですね。そして、ヘリコプターとその補給部隊は沖縄に残る。KC130は岩国に行く。強襲揚陸艦は佐世保に行く。集積艦はグアムに行く。でも、これは、即応能力がないと言つても過言ではないんですね。これは私が言うんじゃないんです。海兵隊そのものの中にも、何でもこんな再編するんだらうか、おれなんかを嫌いな嫌いだと言え、その方が私たちは楽だと言っている声がありますね。

岩屋先生も特に若いころに言われたと思いますけれども、友達でいようねとか、これからも長いつき合いをしましうねと女の子の人が言つたときには、もう二度と顔を出さなと言っているようなものなんです。それと同じように、私は、そういう意味でも、こういうふうな状況をほつたらかしのするんじゃないか、もう一回、日本の中でできることを考えた方がいいと思う。

僕は、一点目には、今度、那覇軍港はSACOで決めた移設がありますけれども、こういうふうな那覇軍港を米国だけが使えるんじゃないか、こういうふうな自衛隊もちゃんとそこに行つて共同使用をする、これも非常に大事なことだと思いますよ。

そして、今、北海道に行つて練習している航空自衛隊の者も、アメリカが使っている射撃場を何で沖縄にいる航空自衛隊が使えないんだらうか。射撃場に関しても、全部九州に行つて練習をするけれども、何で海兵隊が使っているものを共同使用できないんだらうかとか。

私は、特に、下地島パイロット訓練飛行場なんかがありますけれども、あそこが日米共同で使えるようになったら、大臣、さっきの答弁の中で、負担といつたら何ですかと言つたら、騒音だと最初に申し上げましたね、さっきの話を聞いています。これは、もうそれをやるだけで、艦船が沖縄の近海を通るときに、三万回ぐらい嘉手納基地で練習をするんですよ。これが下地島に行く、そして訓練を下地島でやると、嘉手納は一万五千回か二万ぐらいで、もう騒音は本当に減りますよ。

今、アンタツチャブルな世界でだれもしやべらないけれども、そういう意味では、新たな再編の中でも一回仕組みづくりを考へるということが僕は必要だと思ひます。

それで、会計検査院が来ていると思うんですけども、下地島パイロット訓練飛行場は、こんなに二千億近くのお金も、当時は百八十億を使つてやつていけるけれども、今でも使われているのか、会計検査をしていけるのかどうか。

○高山会計検査院当局者 お答え申し上げます。会計検査院は、多数の国の機関や出資法人が実施しているさまざまな事業あるいは国庫補助事業について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から多角的に検査を実施しております。

委員御質問の下地島空港につきましては、ただいまの御議論を十分に念頭に置きまして、民間パイロット養成強化等の目的に沿つて有効に利用されているかどうかなどについて、適切に検査を実施してまいりたいと考えております。

○下地委員 まいりたいということは、やるという意味ですかね。やつて、ちゃんと報告してくだ

さいよ。そうしたら、おのずとあの空港の実態がわかってくるはずですから、そのことをしっかりとやってもらいたいと思いますね。

それと、もう一つですけれども、もう時間がないのであれですけれども、今、沖縄の基地問題、辺野古の問題をやっていますけれども、なかなか難しいですね。頭ごなしだと言っていますけれども、私が調べている範囲では、平成十七年十月から十八年の四月七日までに二十三回、沖縄と協議していますね。さまざまな協議をしているけれども、頭ごなしと言っているから、これは与党の国会議員が頭ごなしと言っているから、これは非常に政治的な意味合いがあると僕は思うんです。だから、稲嶺さんが勝っても、八年間やってもできなかった。それは与野党とかの問題を抜きにして、やはりデリケートな問題で、沖縄の人に移動させられないか決断しろと大臣が言っても、それはなかなか難しいというふうに思いますね。

だから、私は、ここはもう大臣が、せっかくだから泥をかぶって決めたかどうか。そして、今度のものはパッケージだから、辺野古の問題が動かないとグアムは着工できない、グアムが動かないと間違いなく基地が返つてこない、基地が返つてこなかったら沖縄の経済はよくならない、沖縄の経済がよくならないならば、百九十七万の所得は、東京が二・三倍だから、この所得の差は、返らないと私たちはどうにもならない。

だから、二十年后に評価を受けるという気持ちで、ここは国が決断する。こういう今度の時限立法になっているわけだから、その時限立法になっているとおり、この十年間の、米軍基地をやるための埋蔵文化財の調査とか埋立許可とか建築許可とかこういうのは淡々と進める。もう十年間のおくれを、また同じように、口説いた口説かないの、一ミリ動いた、十センチ動かないの、こんな話をいつまでやっていても前に進まない。だから、そこは、みずから政府が安保問題は自分の問題だと決めて、やるというふうに決めたらどうかと思うんですけれども、大臣、答えにくいはい

ずだけでも。

○久間国務大臣 とにかく、十年前にキャンプ・シュワブのあそこ現地に行つて、ここは非常に有力な候補地の一つだと言ったのがばつとテレビに出まして、それでキャンプ・シュワブというのが表に出たわけですから、あの当時、ここしかないというふうな考え方でやって、うまくいかなかったその後の経過を知っておりますだけに、今度このポストにつくに当たりまして、私自身はかなりの決意でやったわけでありまして、幸いにして仲井真さんが勝たれましたので、私は今、もし頭ごなしにやったというふうにとられたとしたならば非常に遺憾でありますけれども、今先生がおっしゃったように、何回となくやっておったというのでもまた聞いておりますので、その辺も踏まえながら、粘り強くやっておりますので、いろいろな事情はありますけれども、どうかひとつ結果を見ていただくように、私自身も腹を決めてやっておりますので、これから先、ぜひ御支援方をお願いしたいと思うわけであります。

ただ、先ほど下地島の話をもたまたまされましたから言いますが、あれも、私が防衛庁長官のとき、藤井さんが運輸大臣のとき、せめてスクランブルだけでもあつちでやつたらどうかということと両省で合意したことがございますが、これは沖縄県が管理しておりますので、それと沖縄県議会が、民間しか使わせない、そういう決議を議会でやっておりますから、国がこれを使うということがなかなか頭ごなしにできない、そういう事情があまりまして断念した経緯もございます、気持ちとしてはよくわかります。

○下地委員 そういうふうに使いたいという気持ちでいけば、私は、沖縄県議会も、今の議会構成からすると多くの人が賛成してくれたいと思いますから、やはりどうしたいという方向性を国が出すことが大事かなと思いますね。もうあと二問です。

グアムに行つてきたんですけれども、九五%のグアムの人が賛成だと言つて、委員会であるんで

すけれども、九五%という数字は北朝鮮でもありませんよ、こんなの。今いろいろな声がありますよ。情報がなかなか届いていないというのが今向こうの人たちの声なので、しかも、大臣がいつもずっと言っている、沖縄の負担があるからグアムに行つたんだというふうなこともありますので、僕は、グアムの人の声にもっと耳を傾けた方がいいと思いますね。

与党の大物なんかが行つても、委員会で行つても、議会で会っていない。ゆつくりと行つて、私はこの前、議会で一時間講演してきましたよ。話をしてくれて、やはり向こうの人たちの声を聞くというのが大事だと思う。それと、やはり歴史、文化のある自分の土地を国家の安全保障という崇高な目的のために提供する人たちの声は、やはり真摯に受けとめた方がいいと思いますね。私は、これからはグアムとの関係を仲よくすることは大事だと思つていますから、彼らには非常に感謝の気持ちを持って、沖縄と同じように彼らにはいろいろなことを話しながらやっていくべきだと思つています。

四月に来るそうですよ。全部の日本の基地を回つて、沖縄の基地も見て、皆さん賛成派ですから、だからもっと大事にした方がいいと思つて、そのときはぜひ会つて、感謝の気持ちで激励していただければ、彼らは非常に新たな気持ちで頑張れると思つてますけれども、そのことを一個だけお願いします。

○久間国務大臣 もちろん、私たちもこの計画を進めなきゃなりませんから、向こうの方が来られましたら、遠慮なく日本の基地も見ていただくと同時に、私たちも真摯にいろいろな意見は聞いてみたいと思つております。

○下地委員 事実関係だけ一個聞きたいんですけど、私は、軍人がうそをつくというのはだめだ、政治家が軍人を使つてうそをつかすというのはだめだと思つています。この前、仲井真知事が尖閣を見に行くときみずからおっしゃつた。みずからおっしゃつた後、中国が抗議を行つた。

中国が抗議を行つたら、仲井真知事は延期をして行かないということを決めた。お決めた。お決めた最大の理由は、南西混成団の副司令が、きょうは天候が悪いから、飛んでも視界が見えないからだめですよというふうなことを、このアドバースを受けて、飛ばない、延期だということが決まったというふうに新聞記事に載っていましたね。

これは、私は、いろいろな角度で天気図を見て、いろいろ見たら、それは飛行機が飛ばないような状況ではない、雲の高さからして全部飛ばないような状況じゃない。本当に南西混成団の司令官は、飛ばないでいいですよというアドバースをしたのかどうなのか。それで、そのときにP3Cは飛んだのか、飛ばなかったのか。通常の尖閣の視察行動をしたのかどうなのか。これは明確にやってもらいたいですよ。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、十三日の午後飛びたいということとは三月初めごろから入つておりました。これにつきまして、当日、知事の方から、いわゆるうちの南混団の司令官の方に天候がよくないため視察を延期したい、こういうような話がございます、それで、それで大方としては予定を取りやめた、こういうことでございまして、こちらから出したということとじゃございません。(下地委員)最後のところと呼ぶ)当日は、P3Cは飛んでおります。

○下地委員 もう一回聞きます。こちらからは言っていないんです。

○西川政府参考人 こつちからは言っております。

○下地委員 海上保安庁、向こうの当時の十三日の天候、飛行機が飛ばないような天候なのか、自分の監視している船から島が見えなかったほど視界が悪かったのか、お願いします。

○石橋政府参考人 海上保安庁、尖閣諸島周辺海域におきます巡視船が観測した当時の天候状況は、天気、曇り、風、北寄りの風、風力三ないし

五、これは秒速にして三・四メートルから十・八メートル、風浪、北寄りの風浪、波高一メートル前後、海上視程十キロから二十キロでございます。(下地委員) どうかと一般の人がわかるように言わなきゃ。これではわからない。天気はどうだったのかと呼ぶ。天気はそれほど悪くありません。(下地委員) 十キロ、二十キロは見えたのか、見えないのかと呼ぶ。視程十キロ、二十キロは見えています。

○下地委員 気象庁、これは飛行機は全部飛んでいるね。欠航便は、与那国便も一個も飛行機はない。雲の高さ四百五十メートル、台北から那覇に行くのも台北から東京に行くのも、一つも欠航がないけれども、天気がよかつたんでしよう。

○柏木政府参考人 お答えいたします。

平成十九年三月十三日の十時から十四時までの尖閣諸島上空は、気象衛星観測によりますと、高さおよそ二千メートルより下層に雲が存在する状況であつたと判断されます。また、石垣島の気象レーダーによりますと、尖閣諸島の周辺には雨は観測されておられません。

気象庁が入手可能なデータからは、尖閣諸島上空の高さおよそ二千メートルより下の雲の状況が把握できないため、尖閣諸島の上空において地上何メートルの視界がとれる状況であつたかということについてはわかりません。

○下地委員 あなたはそんなことを言うけれども、自分が出してきた資料からすると、与那国の横の気象台は四百五十メートルの雲の高さだと言っているのに、P3Cが目視ができる高さは百五十メートルで、P3Cは飛んで目視をしていると言っているわけ。雲の高さは二千メートルじゃなくて百五十メートル以下だつたら視界が悪いということになるけれども、横の与那国は四百五十メートルの雲の高さがあって、そういうふうな状況の中で、プロが見てその高さで何でこんな答弁しできないのか。もういいよ、もう終わっちゃっているから。

最後になりますけれども、しっかりと、ちくはぐ

するような答弁はだめですよ、そういうのは本当に。海上保安庁もそういうふうになんと答えている、防衛省も答えているんだから。特に予報官のあなた方がちゃんと答えないと、本当はだめなんです。

それで、最後になりますけれども、その後、書いた新聞社に通知を出して、あなたが書いたことはうそかどうか県で確かめると言つたら、仲井真知事は、自衛隊が言つたという記事には間違いありませんという記事を新聞社に送っている。官房長が言っているのがうそか、向こうが言っているのがうそか、これは確かめる必要があるよね。県民にうそをついているかどうか、やつているんだから。それを確かめる気持ちはありますか。

○西川政府参考人 我々の方としては、そういう申し入れは一切しておりません。その新聞はまだ見ておりませんので、それはそういう情報があるなら、ちよつとまた今後見させていただきます。

○木村委員長 下地幹郎君、時間になりましたので、簡潔に願います。

○下地委員 終わります。

○木村委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十六分散会

平成十九年四月十一日印刷

平成十九年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C